

健康福祉の概要

令和7年度版

柏市



目 次

- ・ 柏市第六次総合計画後期基本計画・健康福祉施策体系 P1
- ・ 健康福祉部門計画の体系 P3
- ・ 健康福祉施策を推進するために（組織図） P4

《健康医療部》

健康政策課 P5～

- 1 長寿社会のまちづくり P6
- 2 がん対策 P7

高齢者支援課 P9～

- 1 生きがい事業 P10
- 2 敬老事業 P10
- 3 老人福祉施設 P11
- 4 介護保険 P11
- 5 在宅福祉サービス P20

地域包括支援課 P23～

- 1 地域包括支援センター P24
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業 P26

地域医療推進課 P29～

- 1 長寿社会のまちづくり P30
- 2 救急医療体制の充実 P32

医療公社管理課 P35～

- 1 医療体制の整備 P36

保険年金課 P37～

- 1 被保険者の推移状況（年間平均） P38
- 2 国民健康保険被保険者加入状況 P39
- 3 国民健康保険被保険者異動状況 P39
- 4 国民健康保険被保険者の年齢別構成状況（各年度4月1日現在） P40
- 5 国民健康保険料の状況 P41
- 6 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況（一般分） P43
- 7 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況（介護分） P44
- 8 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況
（後期高齢者支援金分） P45
- 9 後期高齢者医療保険料の保険料率及び賦課限度額の状況 . . . P46
- 10 保険料決算状況（国民健康保険税は除く） P48
- 11 現年度保険料調定額（年度末現在） P50
- 12 賦課限度額を超える世帯の状況（年度末現在） P50
- 13 軽減の状況（年度末現在） P50
- 14 口座振替 P51
- 15 保険料負担と医療費の状況（医療分） P51
- 16 保険給付状況 一部負担割合と給付内容 P52

17	療養諸費費用額	P54
18	療養の給付（診療費）の状況	P56
19	療養給付費諸率	P58
20	その他の給付状況	P59
21	保健事業利用券利用状況	P59
22	レセプト点検の状況	P60
23	後発医薬品の数量シェアの状況	P60
24	特定健康診査等の実施状況	P61
25	国保財政状況 令和7年度当初予算（歳入）	P62
26	国保財政状況 令和7年度当初予算（歳出）	P63
27	決算状況（歳入）	P64
28	決算状況（歳出）	P65
29	国民年金制度	P66
30	国民年金の状況	P66
31	国民年金（無拠出）の状況	P67
32	国民年金事務費関係	P68

《福祉部》

福祉政策課 P69～

1	重層的支援体制整備事業	P70
2	自殺予防対策事業	P70
3	柏市防災福祉K-Net事業	P72
4	民生委員・児童委員	P73
5	戦傷病者、戦没者遺族等の援護	P76
6	被爆者健康管理見舞金の支給	P77
7	日本赤十字事業活動	P77
8	災害援護	P78
9	総合福祉センターの会議室利用	P79
10	柏市寄附基金（福祉及び医療事業）	P79
11	柏市社会福祉協議会との連携・支援	P80

指導監査課 P91～

1	社会福祉法人の認可等	P92
2	有料老人ホーム	P94
3	介護サービス事業者	P94
4	障害福祉サービス事業者	P96
5	児童福祉施設等	P98

障害福祉課 P101～

1	各種相談	P102
2	手帳の交付	P102
3	障害者医療	P104
4	手当等の支給	P105
5	障害福祉サービス・障害児通所支援	P107
6	補装具費の支給	P109
7	地域生活支援事業	P109
8	その他のサービス	P112
9	就労支援事業	P113

- (認可外保育施設利用者への補助) P154
- 11 地域子育て支援事業 P154
- 12 私立認可保育園等の整備 (補助金事業) P155
- 13 柏駅前送迎保育ステーション P155

こども発達センター P157～

- 1 相談支援事業 P158
- 2 児童発達支援センター P160
- 3 障害児相談支援 P162

《資 料》

- 1 健康福祉関係施設 P164
- 2 健康福祉関係団体 P180
- 3 各種施策のあゆみ
 - (1) 国民健康保険のあゆみ P181
 - (2) 後期高齢者医療のあゆみ P190
 - (3) 国民年金のあゆみ P192
 - (4) 健康福祉のあゆみ P196
- 4 年次別人口動態 P210

〈柏市第六次総合計画・健康福祉施策体系〉

目指す将来姿

柏に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち
～多様な価値や人々がつながり、新たな価値の創造に挑戦～

重点テーマ1 全世代に向けた学び・健康・社会参加

誰もが学び続けられることで、人が育つまちを目指します。

国際化の進展や、急速に変化する社会情勢において、自ら考えて行動するための自律的な学びを支援、生涯にわたり学びを得ることができる場があることで、誰もが学びの喜びを実感できるとともに、地域の課題解決にも資するような、いかなる環境においても活躍できる人材が育つまちになります。

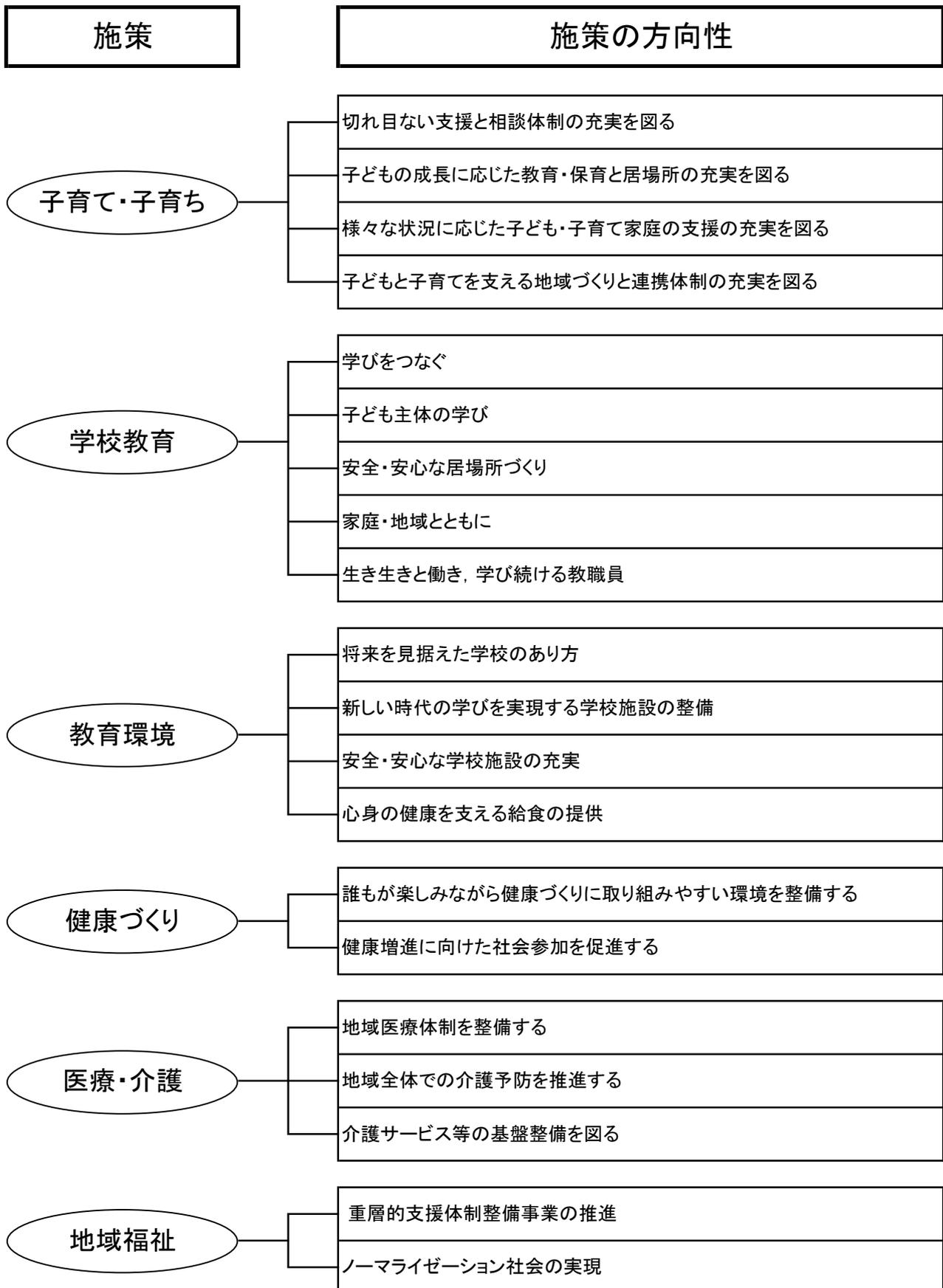
健康になれるきっかけにあふれたまちを目指します。

心も身体も健やかでいることは幸せの根幹であり、市内の医療・研究機関などと連携し、健康の維持・向上を積極的に進め、健康を意識できる環境をつくとともに、日々の生活の中で自然と、誰もが健康になれるまちになります。

みんなの居場所になれるまちを目指します。

人間関係が希薄化しつつある現代社会においては、居場所があることが心のよりどころとなります。気軽に訪れて人間関係を築ける場や、生きがいをもって活躍できる場など、誰もが自分の居場所を持てるまちになります。

施策体系



健康福祉部門計画の体系

柏市第六次総合計画

期間：令和7年度～令和16年度

上位計画との整合

柏市地域健康福祉計画

期間： 第1期 平成16年度～平成20年度
 第2期 平成21年度～平成25年度
 第3期 平成26年度～平成30年度
 第4期 令和元年度～令和6年度
 第5期 令和7年度～令和12年度

各計画から地域健康福祉
 に関わる施策の抽出

・個別計画の枠に入らない領域の問題
 ・地域の生活課題に対応する施策

・障害児福祉計画

期間 令和6～令和8年度

・障害福祉計画

期間 令和6～令和8年度

・障害者基本計画

・ノーマライゼーションかしわプラン

柏市高齢者いきいきプラン21
 期間 令和6～令和8年度

第2次柏市健康増進計画

期間 令和7～令和18年度

柏市子ども・子育て支援事業計画

期間 令和2～令和6年度

保健事業実施計画（データヘルス計画）

期間 令和6～令和11年度

特定健康診査等実施計画

期間 令和6～令和11年度

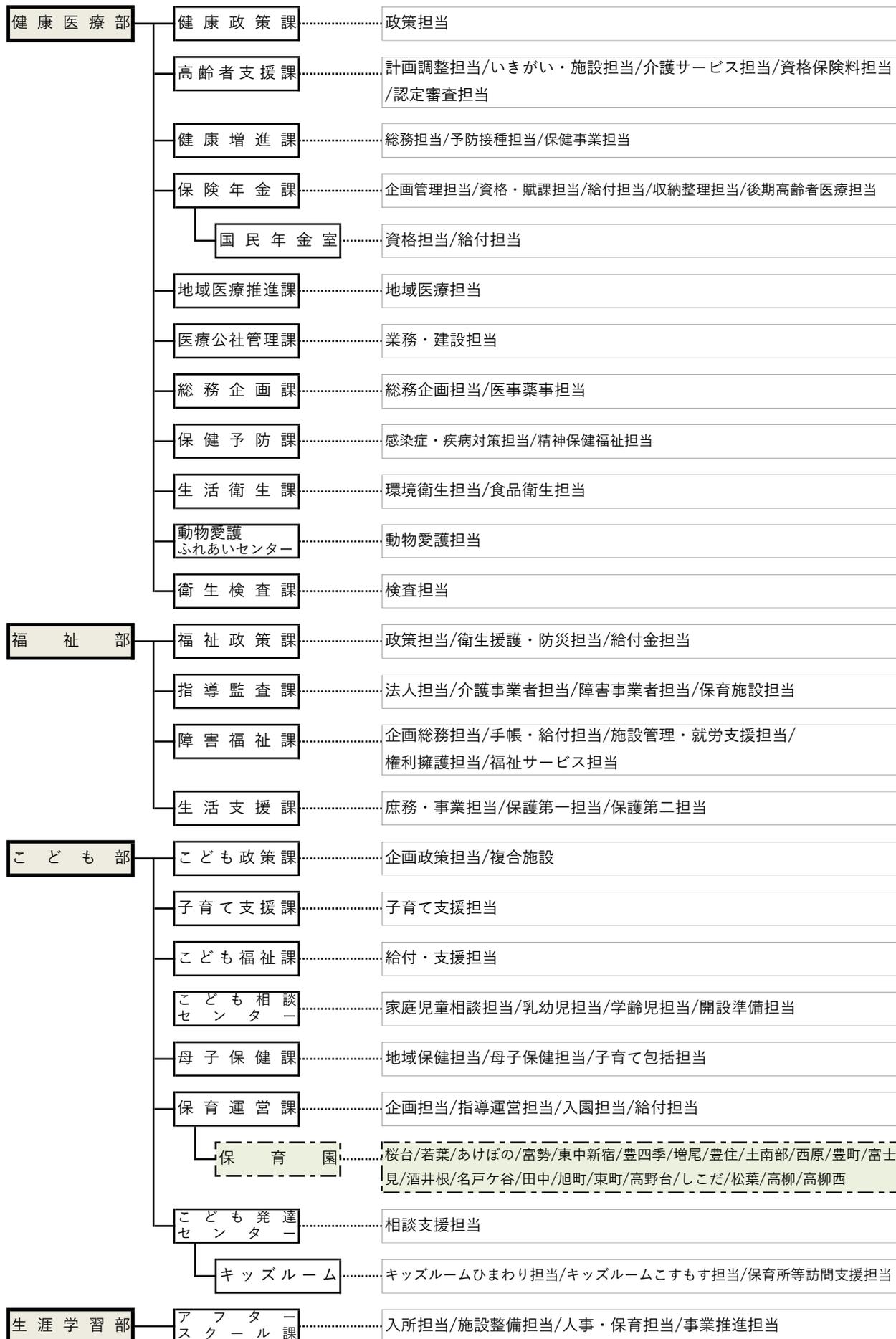
連携

柏市地域健康福祉活動計画

期間： 第1期 平成18年度～平成20年度
 第2期 平成21年度～平成25年度
 第3期 平成26年度～平成30年度
 第4期 令和元年度～令和6年度
 第5期 令和7年度～令和12年度

健康福祉施策を推進するために（組織図）

（令和7年4月1日現在）



健康医療部

健康政策課事業概要

健康政策課	政策担当	<ol style="list-style-type: none">1 健康・福祉・医療施策に係る政策に関すること(他の部署の所管に属するものを除く。)2 健康危機管理の総括に関すること。3 医療連携の推進に関すること。4 健康医療部，福祉部及びこども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関すること。5 健康福祉における国，県等の政策及びその他の官公庁等に係る新規事業等の所管に関すること。6 部内の事業調整に関すること。
-------	------	---

1 長寿社会のまちづくり

柏市は、東京大学や三師会と連携して、超高齢・長寿社会に対応した、高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりを進めています。そのため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連動した、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。健康政策課では、主に在宅医療以外の分野について取り組んでいます。

(1) フレイル予防の推進

いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し、栄養・運動・社会参加の視点に基づいたプログラム（フレイルチェック等）を活用することで、地域住民主体で取り組む様々な健康づくり・介護予防活動の拡大に向けた支援を行い、フレイル予防によるまちづくりを推進します。

(2) 高齢者等の就労・社会参加促進事業

厚生労働省の生涯現役地域づくり環境整備事業を受託した柏市生涯現役促進協議会と連携し、事業所への啓発と仕事の開拓、就労セミナー、かしわ生涯現役ネット（ホームページ）による情報提供、かしわ生涯現役窓口（パレット柏）での相談事業を通して、高齢者の就労・社会参加を促進します。

柏市生涯現役促進協議会

所在地 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階 電話 7157-0282

■事業実績

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所訪問回数 [求人票受入件数]	50回 [192件]	52回 [190件]	73件 [183件]
窓口相談者数	367人	496人	917人
就労セミナー回数 [参加人数]	7回 [283人]	7回 [200人]	9回 [255人]
ホームページ アクセス件数	36,085件	36,265件	33,704件
就業決定者数	45人	83人	105人

(3) 高齢者の就業支援 公益社団法人柏市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業の機会を確保・提供することにより、その就業を通じて、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の知識・経験・能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする団体（公益社団法人）です。

シルバー人材センターの会員になるための条件は、柏市に居住する、60歳以上の方で、健康で働く意欲と能力があつて、センターの趣旨に賛同された方であればどなたでも入会できます。会員の年会費は2,400円です。

所在地 柏市柏下 66-1 柏市保健勤労会館 2 階

電話 7166-6681

シルバー人材センターの特徴

- ・シルバー人材センターが仕事を請負い、会員の希望、能力に応じて仕事を提供します。
- ・就業は、臨時的、短期的、軽易な業務により、働く時間、日数に制限があります。
- ・就業中、就業途上のケガはシルバー保険で対応します。
- ・会員の仕事量に応じて配分金（仕事の対価）を支払います。
- ・請負・委任による就業で対応できない仕事は、一般労働者派遣事業で対応します。

■事業実績状況

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
請負 委任	配分金		662,583,498円	676,847,053円	658,315,010円
	材料費等		7,261,219円	7,659,798円	7,299,310円
	事務費		62,152,277円	71,376,408円	73,168,869円
	計		731,996,994円	755,883,259円	738,783,189円
	受注件数		3,645件	3,739件	3,644件
	就業延人員		170,092人日	169,774人日	160,689人日
派遣 事業	契約金額		143,533,930円	141,629,944円	148,344,456円
	受注件数		146件	65件	103件
	就業延人員		31,785人日	30,916人日	28,734人日

2 がん対策

がん患者さんやご家族が困っていることや不安に思っていることに寄り添い、支えることの助けとなることを目指し、「がんになってもその人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる」ことをお手伝いさせていただくために、さまざまな制度や情報について相談先を明記し、必要な情報にたどり着けるような「案内本」として、がんサポートハンドブックを発行しています。

(1) がん対策検討会議

がん対策を効果的に推進するため、庁内関係課、関係機関で構成されたがん対策検討会議を設置。実施状況の確認、事業スケジュール等情報共有なども行っています。

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業

介護保険の対象でない40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅療養に要するその費用の一部を支給する事業を実施しています（令和4年度開始）。

■利用登録者数（単位：人）

年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	4	5

(3) がん患者ウィッグ等購入費等助成事業

がん治療による外見の変化（脱毛や乳房切除等）が生じた方が自分らしく社会生活を送るための支援として、ウィッグ・胸部補整具・エピテーゼの購入又はレンタルをしたがん患者に対し、その費用の一部を助成する事業を実施しています（令和5年度開始）。

■助成者数 （単位：人）

年度	令和6年度
助成者数	247

高齢者支援課事業概要

<p>高齢者支援課</p>	<p>計画調整担当</p>	<p>1 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理に関する事 2 介護保険制度の運営及び普及に関する事 3 介護保険の予算、決算及び経理等に関する事 4 介護保険事業財政調整基金に関する事 5 介護保険運営協議会に関する事 6 高齢者施策及び介護保険制度に係る調査研究に関する事</p>
	<p>いきがい・施設担当</p>	<p>7 老人福祉施設等の整備及び助成等に関する事 8 北柏デイサービスセンターの管理に関する事 9 高齢者のいきがいづくりに関する事 10 老人福祉センターに関する事 11 敬老事業に関する事 12 高齢者団体に関する事 13 借上バス補助制度に関する事 14 軽費老人ホーム運営費補助事業に関する事</p>
	<p>介護サービス担当</p>	<p>15 高齢者の生活支援に関する事 16 介護保険の保険給付等に関する事 17 介護サービス提供の計画の適正化に関する事 18 介護報酬請求の適正化に関する事</p>
	<p>資格保険料担当</p>	<p>19 介護保険の資格及び保険料に係る審査請求等に関する事 20 介護保険被保険者の資格の管理に関する事 21 介護保険料の賦課及び徴収に関する事</p>
	<p>認定審査担当</p>	<p>22 要介護認定及び要支援認定に関する事 23 柏市介護認定審査会に関する事 24 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る審査請求等に関する事 25 要介護認定の適正化に関する事</p>

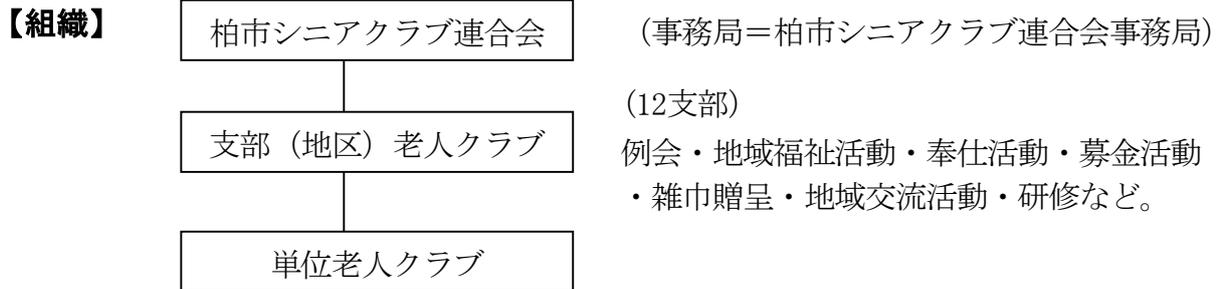
1 生きがい事業

高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生きがい活動を支援しています。

(1) 老人クラブ

老人クラブは、高齢者自身が自らの幸せを高めるとともに、家庭の幸せ、さらに、地域社会の幸せに役立つために活動している高齢者自身が作った集まりです。60歳以上の方ならどなたでも入会できます。

問合せ先：柏市シニアクラブ連合会事務局（TEL 7138-5970）



■老人クラブ数 （単位：クラブ，人，千円） 各年3月31日現在

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ク ラ ブ 数	73	67	63
加 入 者	3,990	3,591	3,370
補 助 金	9,499	9,758	9,490

(2) ゲートボール場

市内2か所にゲートボール場を設置しています。

■ゲートボール場所在地

名 称	所 在 地	コート数
関場町ゲートボール場	関場町842-2	3
増尾堂谷ゲートボール場	増尾堂谷1087-1他	2

2 敬老事業

4月1日現在、市内に居住し、当該年度中に100歳の年齢に達する方に対して、敬老祝金を支給しています。ただし、9月1日前に市外に居住等した場合には支給できません。

■敬老祝金支給額

対 象	支 給 額
100歳	30,000円

■敬老祝金の支給状況

年度	区分	支給者数	支給額
令和4年度		82人	2,460,000円
令和5年度		101人	3,030,000円
令和6年度		106人	3,180,000円

3 老人福祉施設

■施設の種類の数

令和7年4月1日現在

	種別	概要	市内施設数
入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上で要介護3以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な方。	30
	養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な方。	1
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	(入所要件) 原則として60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であり、家族による毎月の費用の他、管理費の援助を受けることが困難な方。	4
利用施設	老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。	3
	介護予防センター	いきいきプラザ：各種介護予防講座を開催しています。 ほのぼのますお：60歳以上の方を対象に、介護予防を目的として、市民協働による様々な活動の機会を提供するとともに、新たなプログラムの開発・発信や、担い手となるボランティアの育成等を行っています。	2

4 介護保険

これから迎える超高齢社会における高齢者介護の問題に対応するため、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が始まりました。一人でも多くの高齢者が住み慣れた地域で安心にいきいきと暮らし続けることができるために、その方の状態にあった生活機能の維持向上を目的としたさまざまな事業を行っています。

(1) 被保険者の状況

年齢によって2つの被保険者にわかれます。

① 第1号被保険者

本市の区域内に住所を有する65歳以上の方。原因を問わず、入浴、排泄、食事、身支度等の日常生活を送るために介護や支援が必要になった場合、市の認定を受けて介護サービスを利用できます。

② 第2号被保険者

本市の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入の方。加齢との関係が認められる病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合、市の認定を受けて介護サービスを利用できます。

■被保険者の推移

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 人 口	434,156人	435,633人	437,716人
40歳以上人口	261,520人	263,433人	263,433人
総人口に対する割合	60.23%	60.47%	60.47%
65歳以上人口	112,795人	113,404人	113,404人
総人口に対する割合	25.98%	26.03%	26.03%
40歳以上65歳未満人口	148,725人	150,029人	150,029人
総人口に対する割合	34.25%	34.43%	34.43%
第1号被保険者数	112,105人	112,684人	113,001人

※ 人口は、住民基本台帳に基づく。日本国籍を有しない者等を含む。第1号被保険者数は、「介護保険事業状況報告」から。各年度3月末現在。

(2) 介護認定審査会

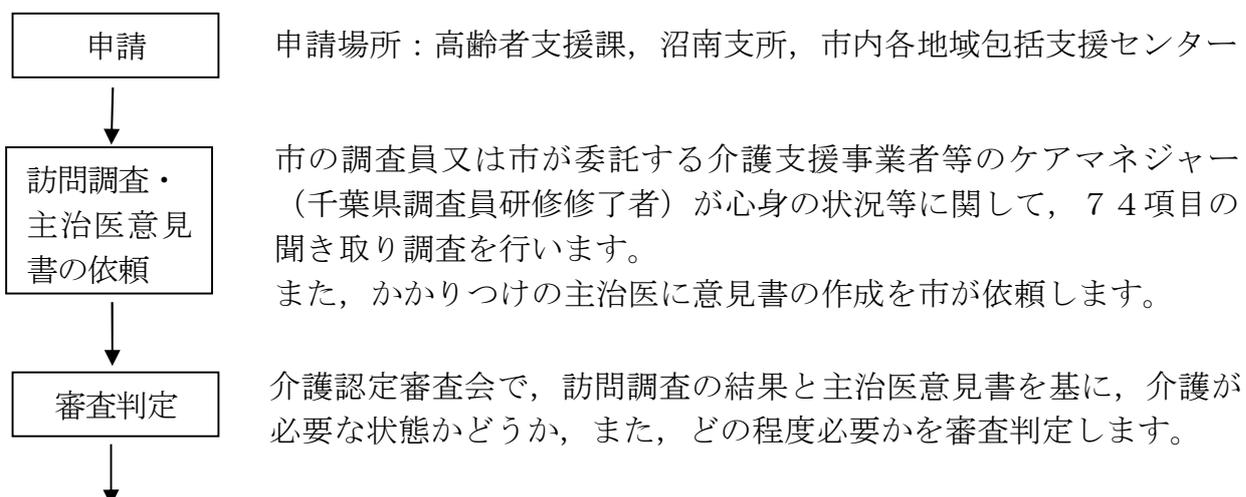
介護認定審査会は、介護保険法に基づき、要介護認定等の審査判定業務を行うため市が設置する附属機関です。委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する方のうちから、市長が任命します。柏市の委員の条例定数は114人で、合議体（1合議体の定数は5人）の数は17です。委員の任期は、2年です。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

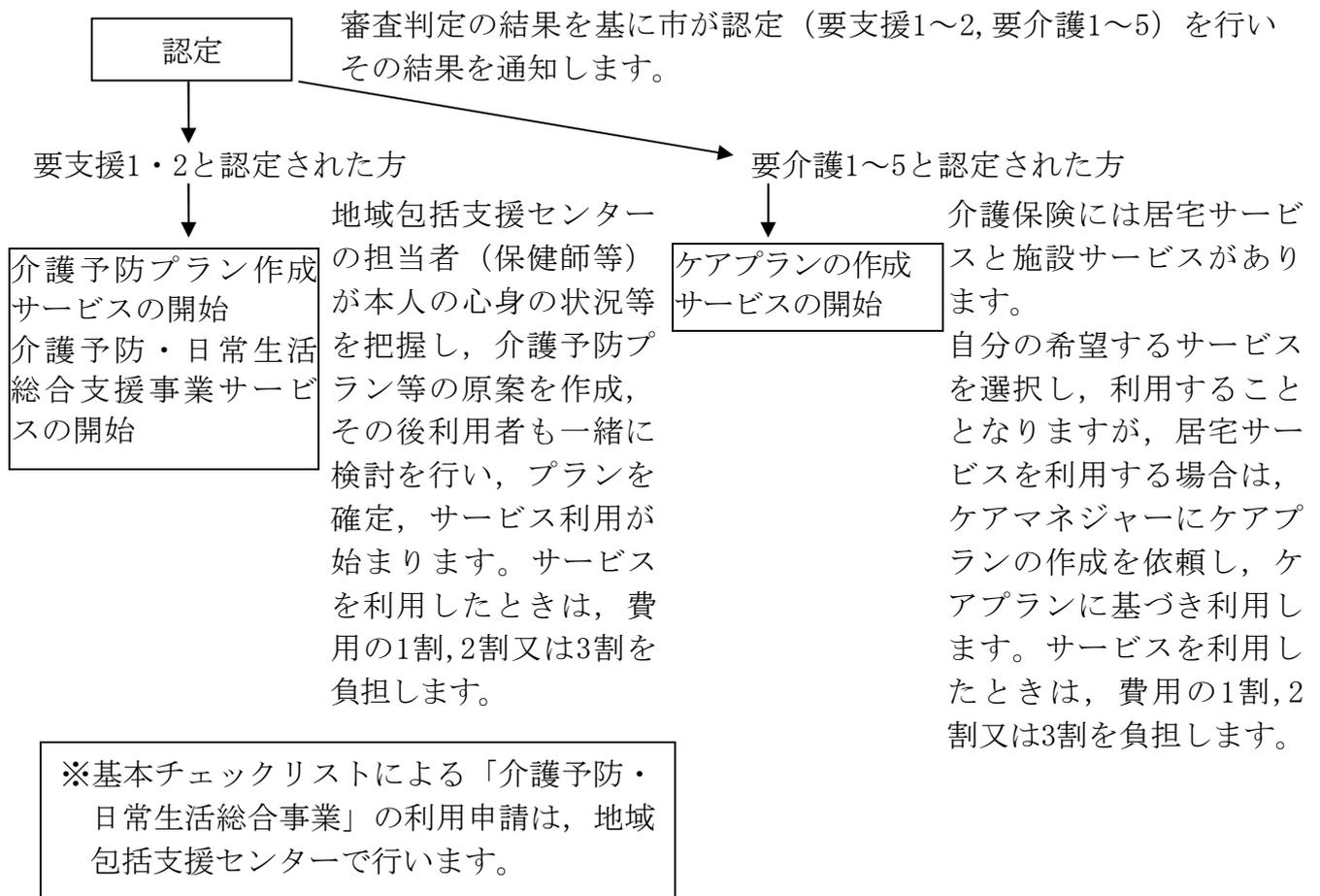
■合議体開催回数及び審査件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	534回	682回	712回
審査件数	15,445件	14,517件	13,494件

(3) 要介護等認定・保険給付の状況

申請から介護保険サービス利用までの流れ





■要介護等認定申請受付状況

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請受付件数		14,229件	17,263件	15,827件
内訳	第1号被保険者	13,825件	16,792件	15,432件
	第2号被保険者	404件	471件	395件

■要介護等認定結果

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
要介護等認定件数	要介護認定件数	要介護1	3,605件	3,620件	3,275件
		要介護2	2,602件	2,723件	2,416件
		要介護3	2,071件	1,918件	1,611件
		要介護4	2,141件	2,017件	1,860件
		要介護5	1,572件	1,609件	1,449件
	小 計		11,991件	11,887件	10,611件
	要支援認定件数	要支援1	2,705件	2,702件	2,548件
		要支援2	1,947件	1,994件	1,755件
		小 計	4,652件	4,696件	4,303件
	小 計		16,643件	16,583件	14,914件
自立・非該当		220件	238件	247件	
計		16,863件	16,821件	15,161件	

※各年度3月末現在

■保険給付の状況

(単位：円)

保険給付費内訳	令和4年度			令和5年度		
	予算現額	保険給付費	執行率	予算現額	保険給付費	執行率
介護サービス等諸費	25,669,966,600	24,512,312,194	95.49%	26,951,991,000	26,117,939,790	96.91%
介護予防サービス等諸費	658,636,000	600,473,471	91.17%	685,831,850	685,831,850	100.00%
特定入所者介護サービス等費	509,558,000	398,933,779	78.29%	432,024,287	409,466,733	94.78%
高額介護サービス等費	688,401,000	688,175,213	99.97%	734,069,013	734,069,013	100.00%
高額医療合算介護サービス等費	116,366,000	103,973,648	89.35%	118,829,000	112,477,884	94.66%
その他諸費(審査支払手数料)	24,863,400	24,863,400	100.00%	26,474,850	26,474,850	100.00%
計	27,667,791,000	26,328,731,705	95.16%	28,949,220,000	28,086,260,120	97.02%

(単位：円)

保険給付費内訳	令和6年度		
	予算現額	保険給付費	執行率
介護サービス等諸費	27,690,844,000	27,493,340,021	99.29%
介護予防サービス等諸費	754,285,000	751,492,972	99.63%
特定入所者介護サービス等費	414,341,546	400,143,469	96.57%
高額介護サービス等費	784,570,000	781,324,271	99.59%
高額医療合算介護サービス等費	121,552,454	121,552,454	100.00%
その他諸費(審査支払手数料)	28,749,000	27,982,500	97.33%
計	29,794,342,000	29,575,835,687	99.27%

(4) 介護サービスの種類

① 在宅介護サービス

要支援1・2の方は介護予防プランに基づき、要介護1～5の方はケアプランに基づき、次の在宅介護サービスを利用します。

	サービス名 ※要支援者の利用は名称（介護予防）が付きます※1は除く	内容 ※要支援者に対しては、全て介護予防を目的としたサービス提供となります	対象者
自宅で利用するサービス	訪問介護※1	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。	要介護1～5 要支援1・2
	(介護予防)訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や床ずれの手当などを行います。	
	(介護予防)訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して入浴サービスを行います。	
	(介護予防)訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。	
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師，歯科医師，薬剤師，歯科衛生士管理栄養士等が自宅を訪問して，療養上の管理や指導を行います。	
施設へ通ったり宿泊して利用するサービス	通所介護(デイサービス)※1	日帰りでデイサービスセンター等に通い，入浴や食事の提供，機能訓練等を受けます。	
	(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い，日帰りでリハビリテーションを受けます。	
	(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	短期間，介護老人保健施設等に宿泊して介護やリハビリテーションを受けます。	
	(介護予防)短期入所療養介護(医療型ショートステイ)		
生活環境を整えるサービス	(介護予防)福祉用具貸与	13種類の福祉用具が借りられます。	
	(介護予防)特定福祉用具販売	排泄や入浴など貸与になじまない6種類及び貸与と選択可能な3種類の福祉用具の購入費の一部を支給します。	
	(介護予防)住宅改修費の支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすため手すりの取付け等5種類の改修工事について，その費用の一部を支給します。	

※1 介護予防訪問介護，介護予防通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

■地域密着型サービス

サービス名 ※要支援者の利用は名称 (介護予防)が付きます	内容	対象者
(介護予防)認知症対応型 通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に 通い、リハビリテーションなどを受けます。	要介護1～5 要支援1・2
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活し、家庭 的雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。	要介護1～5 要支援2
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	通所サービスを中心に訪問や泊りを組み合わ せ介護や機能訓練等を行います。	要介護1～5 要支援1・2
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により、入浴、排 せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時の 対応等を行います。	要介護1～5
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、介 護や機能訓練を日帰りを受けます。	要介護1～5
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが自宅を訪問し介護や 日常の世話をを行います。	要介護1～5
地域密着型特定施設 入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している方 が生活機能を向上させるための目標が達成で きるよう介護や機能訓練、療養上の世話を受 けます。	要介護1～5
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム等に入所してい る方が生活機能を向上させるための目標が達 成できるよう介護や機能訓練、療養上の世話 を受けます。	原則、 要介護3以上
看護小規模型多機能型 居宅介護サービス (複合型サービス)	医療ニーズの高い要介護者が、小規模多機能 型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を 受けます。	要介護1～5

■施設サービス

サービス名	内 容	対象者
介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での介護が難しい方が 入所して、日常生活の介助等を受けます。	原則、 要介護3以上
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションに重点を 置いたケアを必要とする方が入所して医学的 な管理のもとで介護や機能訓練等を受けます。 す。	要介護1～5
介護医療院	長期療養が必要な方が入所して医学的な管理 のもとで、医療や介護を受けます。	要介護1～5

※介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止

■サービス種類別利用状況（令和6年度）

サービス利用状況（令和6年4月審査分～令和7年3月審査分）

（当年度累計）

サービス種類	利用者数（人・件）	給付額（千円）
訪問介護	39,549	3,542,167
訪問入浴介護	2,522	153,068
訪問看護	29,990	1,190,027
訪問リハビリテーション	2,835	91,388
居宅療養管理指導	52,233	773,140
通所介護	40,768	3,300,149
通所リハビリテーション	15,483	924,489
短期入所生活介護	8,611	800,838
短期入所療養介護（老人保健施設）	553	52,630
短期入所療養介護（療養型医療施設）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	94,257	1,233,622
福祉用具購入費	1,660	52,797
住宅改修費	1,412	137,680
特定施設入所者生活介護	10,568	2,005,068
介護予防支援・居宅介護支援	130,306	1,734,860
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,738	332,836
夜間対応型訪問介護	416	8,948
地域密着型通所介護	18,069	1,137,099
認知症対応型通所介護	226	27,865
小規模多機能型居宅介護	1,518	308,398
認知症対応型共同生活介護	5,382	1,450,779
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1,895	554,498
看護小規模多機能型居宅介護サービス（複合型サービス）	267	84,190
介護老人福祉施設	18,435	5,123,438
介護老人保健施設	9,910	3,066,827
介護療養型医療施設	0	0
介護医療院	447	150,369
計	489,050	29,576,306
前年度計	465,266	26,803,772
対前年度比	105.1%	110.3%

※サービス種類には介護予防サービスも含まれます。

※給付額については、表内各項目の数値は千円単位切上げ計算しているため、その合計額と計欄の数値は一致しません。

(5) 介護保険料

第1号被保険者の保険料は、市民税の課税状況等に応じて18段階で決まります。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の計算方法によって決まります。

■ 第1号被保険者の保険料額（令和6年度）

段階	区 分	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,480円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	27,140円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,670円
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,760円
第5段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	69,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	76,560円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	81,430円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上210万円未満の方	90,480円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,220円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	112,750円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	121,800円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	135,720円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	142,680円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	150,330円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	161,470円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の方	171,910円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	182,350円
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上の方	192,790円

■ 第1号被保険者の保険料収納状況（令和6年度）

（単位：円）

区 分	調定額 A	収入済額 B	還付 未済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 E(A-B-D)	収納率 (B+C)/A (%)
現年度分特別徴収	7,093,015,010	7,093,015,010	4,941,600	0	0	100.07%
現年度分普通徴収	826,379,680	775,392,220	703,650	0	50,987,460	93.92%
滞納繰越分普通徴収	102,041,790	14,497,490	0	31,913,540	55,630,760	14.21%
計	8,021,436,480	7,882,904,720	5,645,250	31,913,540	106,618,220	98.34%

※「収入済額B」は、「還付未済額C」を含みません。

(6) 介護保険制度に関わる苦情相談の状況

介護サービスに関して苦情がある場合、認定結果に納得がいかない場合等には、高齢者支援課で相談を受け付けます。

また、千葉県に設置されている介護保険審査会に不服申し立てすることができます。

■ 苦情相談の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
審 査 請 求	0件	0件	1件
異 議 申 立 て	0件	0件	0件
苦 情 相 談	21件	26件	16件
（要介護認定関係）	1件	1件	0件
（サービス関係）	20件	25件	16件
介 護 保 険 料 関 係 ※	425件	444件	551件

※介護保険料関係の件数は介護保険料通知書発送に伴う問い合わせ件数

5 在宅福祉サービス

(1) 在宅福祉サービス

■要援護高齢者対象（高齢者＝65歳以上の方）

	サービスの種類	内容
1	介護用品（紙おむつ）給付	対象の方に紙おむつを給付します。 Aタイプ（月6,000円相当） ・介護保険の要介護度4又は5で、失禁がある方 ・対象者及び同一住所の親族が市民税非課税の方 Bタイプ（月3,000円相当） ・介護保険の要介護2以上又は重度身体障害者で、失禁がある方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
2	生活支援短期宿泊助成	対象の方が養護老人ホーム等へ宿泊する際の費用の一部を助成します。 ・おおむね身の回りのことができる方で、体調調整等が必要な方 ※年間10日間を限度とします。
3	緊急通報システム	ひとり暮らし又は世帯員が疾病等で緊急対応できない方に緊急通報装置を貸与します。 ・市民税所得割額が16万円未満の方 ※市民税額に応じ自己負担があります。
4	寝具乾燥消毒・丸洗い	対象の方の寝具乾燥（月1回）、寝具丸洗い（年2回）を行います。 <寝具乾燥> ・介護保険の要支援以上の認定を受けているひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で布団干しが困難な方 ・疾病等により世帯全員が布団を干すことができない方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 <寝具丸洗い> ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・寝たきり、認知症等により失禁のある方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
5	配食サービス費助成	嚥下やそしゃくが困難な高齢者が、嚥下食（ミキサー食やムース食等）に相当する配食弁当を利用した際、費用の一部を助成します。 ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・嚥下食（ミキサー食やムース食など）による食事が必要な方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
6	送迎費助成	寝たきりの方が医療機関への通院をする際、ストレッチャー付ワゴン車の送迎を利用した場合にその費用の一部を助成します。 ・介護保険の要介護3以上の方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
7	住宅改造費助成	既存住宅の改造を行う費用の一部を補助します。 ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 ※市民税の所得割額により補助額を決定します。

	サービスの種類	内 容
8	訪問理髪費助成	訪問理髪サービスの出張費を助成します。 ・要介護認定者で寝たきりの方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 ※利用券を年4枚を限度に交付します。
9	福祉サービス利用援助事業利用料助成	社会福祉協議会の「福祉サービス利用援助事業」を利用する低所得の方に対して利用料の一部を助成します。 ※助成対象サービス：福祉サービス利用援助，財産管理サービス ※市民税非課税の方又は実収入が生活保護基準に準ずる方
10	家族介護慰労金	在宅介護に当たっている同居の家族に対し慰労金を支給します。 ・要介護4又は5で介護保険サービスを利用していない方 ・1か月に8日以上医療機関に入院していない方 ※月額8,200円 ※家族全員が非課税の世帯であり，1年の間に入院が90日以内の方には年1回100,000円
11	介護保険居宅サービス利用者負担金助成	低所得の方を対象に，居宅サービスについて利用者負担金の一部を助成します。 ※対象者：生計を同一にする世帯に活用する資産がなく，世帯員全員の預貯金が100万円以下であり，年間の収入が生活保護基準の1.3倍以内の方。 ※助成対象サービス：訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護（以上介護予防サービスを含む。），訪問介護，通所介護，夜間対応型訪問介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，地域密着型通所介護，第1号訪問事業，第1号通所事業，看護小規模多機能型居宅介護

※いずれのサービスも，条件を全て満たした方が対象となります。

■在宅福祉サービス利用実績

	サービスの種類	年度			
		区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	介護用品（紙おむつ） 給付状況	給付（配送） 延件数	14,296件	15,036件	15,687件
2	生活支援短期宿泊 助成利用状況	対象者数	2人	4人	6人
		延利用日数	0日	6日	12日
3	緊急通報システム 利用状況	設置者数	759人	777人	780人
4	寝具乾燥・消毒・丸洗い 利用状況	延利用 乾燥消毒 件数	737件	632件	529件
		丸洗い 件数	37件	30件	30件

	サービスの種類	年度			
		区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5	配食サービス費助成状況	対象者数	11人	17人	20人
		延配食数	1,770食	2,318食	2,720食
6	送迎費助成利用状況	対象者数	16人	15人	14人
		延利用回数	63回	28回	37回
7	住宅改造費助成状況	助成件数	20件	20件	17件
8	訪問理髪費助成利用状況	延利用件数	37件	32件	33件
9	福祉サービス利用援助事業利用料助成状況	対象者数	26人	26人	16人
10	家族介護慰労金支給状況	延月額支給件数	157件	251件	318件
		延年額支給件数	1件	1件	1件
11	介護保険居宅サービス利用者負担金助成状況	対象者数	37人	50人	55人

※対象者数は、各年度の3月31日時点で登録がある者の数。

(2) 高齢者の住宅環境の整備

高齢者の世帯が自立し、安心して快適に暮らせるように配慮した住宅を市営北柏E棟内に整備し、安否の確認や生活・健康に関する相談、緊急時の対応等を行う「生活援助員」を配置し、サービスを提供することにより在宅での生活を支援します。

■高齢者世話付住宅の利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入居戸数	19戸	20戸	20戸
入居者数	20人	21人	21人
延べ相談回数	1,145回	1,191回	1,185回

地域包括支援課事業概要

地域包括支援課	地域ケア推進担当	1 生活支援及び介護予防事業に関すること。 2 認知症施策に関すること。 3 介護予防センター(ほのぼのプラザますお及びいきいきプラザ)に関すること。 4 地域包括支援センターに関すること。
	権利擁護担当	5 高齢者の権利擁護事業に関すること。 6 高齢者に係る措置等に関すること。 7 柏市老人ホーム入所判定審査会に関すること。

1 地域包括支援センター

12か所の地域包括支援センター及び1か所の出張相談窓口の体制（全て委託）で、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険サービスだけでなく、保健、医療、福祉の専門職や、地域における介護予防や福祉の地域活動などと連携し、総合的に支援します。

■地域包括支援センター

地域包括支援センター名	所在地	担当地域
柏北部 地域包括支援センター	〒277-0803 柏市小青田1-2-7 アスタリスク102号 (柏たなか駅西口近く)	田中
柏北部第2 地域包括支援センター	〒277-0885 柏市西原2-9-4 ネオス1階 (西原近隣センター近く)	西原, 柏の葉
北柏 地域包括支援センター	〒277-0825 柏市布施1-3 介護老人保健施設はみんぐ1階	富勢
北柏第2 地域包括支援センター	〒277-0837 柏市大山台2-3 モラージュ柏2階	松葉 高田・松ヶ崎
柏西口 地域包括支援センター	〒277-0845 柏市豊四季台1-3-1 (柏地域医療連携センター近く)	豊四季台
柏西口第2 地域包括支援センター	〒277-0854 柏市豊町2-5-25 イオンモール柏3階	新富, 旭町
柏東口 地域包括支援センター	〒277-0011 柏市東上町2-6 久大マンション1階 (柏銀座通り商店街)	柏中央, 新田原
柏東口第2 地域包括支援センター	〒277-0023 柏市中央2-9-12 リッツハウスC号室 (柏第三小学校入口近く)	富里, 永楽台
光ヶ丘 地域包括支援センター	〒277-0073 柏市今谷南町4-20 (光ヶ丘小学校近く)	光ヶ丘, 酒井根
柏南部 地域包括支援センター	〒277-0054 柏市南増尾58-3 リフレッシュプラザ柏1階	藤心, 南部
柏南部第2 地域包括支援センター	〒277-0051 柏市加賀3-16-8 ほのぼのプラザますお内	増尾
沼南 地域包括支援センター	〒277-0924 柏市風早1-2-2 沼南社会福祉センター1階	風早北部 風早南部, 手賀
沼南地域包括支援センター 高柳相談窓口	〒277-0941 柏市高柳1-6-6 ヤオコー柏高柳駅前店3階	風早北部 風早南部, 手賀

(1) 高齢者の権利擁護

高齢者を権利侵害から守るため、高齢者虐待や消費者被害への対応を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効利用し、ニーズに即したサービス・機関につなぎ、適切な支援及び防止に関する啓発をしています。

■虐待と判断し対応した件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	28件	19件	39件

(2) 介護支援専門員研修

柏市介護支援専門員協議会と連携しながら、研修会を行っています。

■研修実績（全体）：柏市と協議会の共催で実施

年 度	開催回数	参加人数
令和4年度	1回	181人
令和5年度	1回	194人
令和6年度	1回	224人

■研修実績（地区別）：地域包括支援センター主催で実施

年 度	開催回数	参加人数
令和4年度	27回	438人
令和5年度	44回	892人
令和6年度	34回	790人

(3) 地域ケア会議の開催

高齢者が安心して生活できるよう多職種協働により、個別事例の自立支援・重度化防止のための支援策の検討を行います。また、個の検討から地域課題を把握し、地域関係者と情報共有や対応策を検討するとともに、柏市としての政策課題については市域の会議で検討していきます。

■令和6年度開催実績

	開催回数	検討事例数
個別会議	25回	25件
推進会議（地域課題を検討）	13回	

(4) 認知症対策の推進

① 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、できる範囲で活動する人となる認知症サポーターを増やして、認知症にやさしいまちづくりにつなげます。

■開催実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	79回	115回	95回
受講者数	1,892人	2,790人	2,363人

※平成28年度から、認知症サポーター受講者のうち、ボランティア活動意欲のある方を地域包括支援センターに登録して、地域の認知症に関する活動に協力する「かしわオレンジフレンズ」の育成をはじめました。

② 認知症介護者交流会

家庭や職場で認知症の方を介護する方々が、「認知症の介護」について話し合いや情報交換を通して共感しあい、互いに支えあってより良い介護をしていこうとするものです。

■開催実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	15回	32回	31回
参加者数	89人	214人	198人

③ 地域包括支援センターによる認知症カフェ

認知症の人やご家族、地域住民や専門職等が自由に集い、認知症の症状の悪化予防、家族の介護負担の軽減等を図っていくことを目的とした集いの場（カフェ）です。

■開催実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	60回	70回	63回
参加者数	762人	834人	783人

2 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、柏市では平成28年2月より開始となりました。介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の社会参加を促すことにより、介護予防の推進と日常生活の自立を支援することを目的としています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び総合事業対象者の生活支援と自立支援のため、訪問又は通所によるサービス提供、及びこれらのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行います。

■利用状況（令和6年4月～令和7年3月審査分）

	利用件数（件）	事業費（千円）
訪問型サービス	11,709	207,219
通所型サービス	26,243	703,115
介護予防ケアマネジメント	19,874	95,809

(2) 一般介護予防事業

柏市では、いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し、介護予防を「フレイル（虚弱化）予防」と位置づけ、効果的なフレイル予防を推進できるよう平成28年3月に「柏フレイル予防プロジェクト2025推進委員会」を設立し、関係機関等との連携・取り組みを行ってきました。令和7年度（2025年）からは「柏STOPフレイル会議」と名称を改め、更なる連携等によりフレイル予防の推進を図ります。

65歳以上の方を対象に、フレイル予防の3つの柱「栄養・運動・社会参加」に着目したフレイル予防講座や人材育成を行い、フレイル予防の普及・啓発と身近な地域で気軽にフレイル予防に取り組めるよう市民主体の活動を推進しています。

① フレイルチェック講座

簡易スクリーニングを用いて、心身のフレイルの兆候をチェックし、フレイル予防の必要性について「自分ごと化」を促す講座です。地域サロン等において実施しています。

■開催実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	81回	88回	102回
延べ参加者数	1,157人	1,453人	1,769人

■人材育成（サポーター登録者数）

	令和3年度	令和4年度	令和6年度
フレイル予防サポーター	95人	86人	97人

② 地域包括支援センターにおけるフレイル予防

高齢者が身近な地域でフレイル予防に取り組めるよう、市内12か所の地域包括支援センターにおいて、フレイル予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会や予防教室を開催するとともに、フレイル予防に資する多様な地域活動組織の育成や支援を行います。

■フレイル予防普及啓発事業の実施実績（フレイルチェック講座を含む）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	161回	153回	149回
延べ参加者数	2,742人	2,389人	2,897人

■地域でのフレイル予防活動支援の実施実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	368回	361回	300回
延べ参加者数	7,011人	6,352人	6,059人

③ 介護予防グループ支援事業

フレイル予防や健康づくりを目的として地域で活動している市民グループや団体に対し、フレイル予防に基づく講師を派遣します。

■支援実績（フレイルチェック講座を含む）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
グループ登録数	198団体	199団体	219団体
支援回数	108回	130回	174回

④ かしわフレイル予防ポイント制度（令和7年12月末で終了）

40歳以上の市民のかたを対象に、市が指定する健康づくりや、ボランティア活動に参加すると、かしわフレイル予防ポイントカードにポイント（年間上限が5,000ポイント）が貯まります。貯まったポイントは、マネー化しWAON加盟店でお食事や

お買い物に使えます。※新規カード発行は令和6年度で終了し、⑤かしわ健康アプリ事業への移行期間となります。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カード発行枚数	3,346枚	3,167枚	1,679枚
新規活動登録数	160団体	268団体	97団体

⑤ かしわ健康アプリ「WニFit」事業（令和7年度～）

健康寿命延伸を目的に、市民の健康意識の向上や楽しみながら自然に健康になれる環境整備として、18歳以上の市民のかたを対象に、健康アプリを導入しました。健康アプリでは、ウォーキングやヘルスデータの入力、フレイル予防活動への参加などにより、年間最大30,000ポイント（3,000円相当）までポイントが貯まり、貯まったポイントはデジタルギフトに交換することができます。

⑥ フレイルハイリスク者への専門職による個別支援

フレイルチェック講座等によりフレイル傾向が認められたかたに対して、低栄養・口腔機能・身体（運動）機能についての専門職により、個々の状況に応じた具体的な予防策の支援を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別支援実施（実人数）	32人	35人	43人
（延人数）	46人	56人	80人
専門職による支援回数	75回	101回	149回

地域医療推進課事業概要

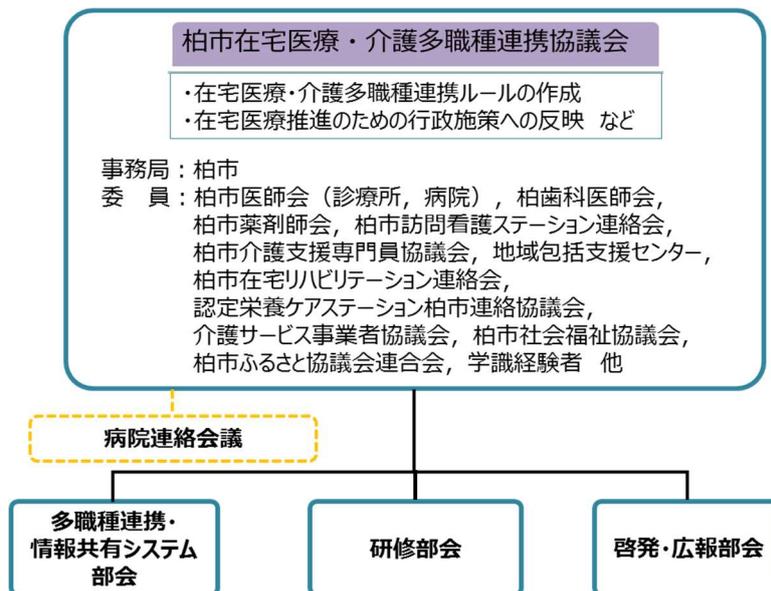
地域医療 推進課	地域医療 担当	<ol style="list-style-type: none">1 在宅医療・介護多職種連携に関する事。2 地域医療に関する事。3 救急医療に関する事。4 柏地域医療連携センターの管理に関する事。
-------------	------------	---

1 長寿社会のまちづくり

柏市は、東京大学や柏市医師会と連携して、超高齢・長寿社会に対応した、高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりを目指し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連動した、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。地域医療推進課では、主に在宅医療の推進について取り組んでいます。

(1) 在宅医療・介護多職種連携のための体制

高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする人が増加する中、要介護3以上の方の約5割が在宅生活の継続を希望されていると推察されます（第9期高齢者いきいきプラン21「在宅介護実態調査」より）。そこで、安心して在宅生活が送れるように在宅医療の充実と多職種連携の推進を図るため、在宅医療・介護多職種連携協議会を設置しています。また、協議事項を専門的に協議するため、以下の3部会を設けています。



① 多職種連携・情報共有システム部会

情報共有システムや多職種連携ルールについての議論を行うとともに、必要に応じ個別症例の検討を行います。

■情報共有システム登録実績（令和6年度末現在）

登録事業所数	ID発行数
事業所	2,257名

② 研修部会

顔の見える関係会議等の多職種連携推進のための研修体制について検討します。

■顔の見える関係会議（令和6年度開催実績）

実施回数	参加者数（延べ）
6回	377人

③ 啓発・広報部会

在宅医療を始めとする地域医療に関して、市民に向けた普及・啓発活動の方法の検討を行うとともに広報・啓発ツールの作成と実践を行います。

■市民啓発（令和6年度開催実績）

実施回数	参加者数（延べ）
4回	144人

(2) 柏地域医療連携センターの機能

医療・介護の関係団体等とともに、柏市の地域医療・介護の発展と、市民の療養生活を支援するための中核拠点として、以下に掲げる機能を担います。

① 在宅医療や介護に関する相談・啓発

在宅医療や介護に関する相談

年度	令和6年度
延相談数	213件

② 在宅医療が必要な方への調整支援

必要に応じ専門職の調整（コーディネート）を行います。

③ 医療と介護の多職種連携のための研修会や会議の開催

・病院連絡会議

救急医療，災害医療，在宅医療の3つのテーマについて，市内病院の病院長等，柏市医師会及び行政が意見交換を実施

実施回数	参加病院
1回	11病院

・病院地域連携担当者連絡会議

病院地域連携担当者と在宅医療に関わる専門職が意見交換を実施

実施回数	参加者(2回の合計)
2回	MSW：32名 看護師：6名 保健師：2名 ケアマネ：11名 PSW：1名 社会福祉士：11名

・在宅医療推進のための多職種連携研修会

医療・介護の多職種を対象に，在宅で課題となるテーマに関する講義とグループワークを実施

実施回数	参加者
1回	医師：3名，歯科医師：1名，薬剤師：4名，訪問看護師：5名， 介護支援専門員：6名，リハビリ職：2名，管理栄養士：5名， 介護職：3名，地域包括支援センター：3名，医療機関看護師：1名

2 救急医療体制の充実

医師会及び関係医療機関等の協力により、夜間、日曜休日に関し、次の救急患者受け入れ態勢の整備を支援しています。

(1) 柏市夜間急病診療所

午後7時から午後10時まで、柏市夜間急病診療所で初期診療を行います。

■所在地等

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内 柏市医療センター
開設日	昭和52年4月17日
事業内容	夜間における急病患者に対し第1次診療を行う他、予防医療として健診事業を行っている。
診療時間	午後7時00分～午後10時00分
診療科目	内科, 小児科
従事医師	柏市医師会員による輪番制
従事薬剤師	柏市薬剤師会員による輪番制
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社

■患者数

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
診療日数		295日	366日	365日
患者総数		454人	2,667人	2,418人
年齢別	15才以下	234人	1,161人	869人
	16才以上	220人	1,506人	1,549人
時間帯別	午後6時～7時	4人	96人	102人
	午後7時～8時	136人	1,169人	973人
	午後8時～9時	164人	832人	744人
	午後9時～10時	139人	560人	581人
	午後10時～11時	11人	10人	18人

(2) 夜間急病診療（病院）

午後6時から翌午前8時まで市内6病院が輪番で診療にあたります。

■所在地等

病院名	住所	電話
おおたかの森病院	豊四季 113	7141-1117
岡田病院	末広町 2-10	7145-0121
柏厚生総合病院	篠籠田 617	7145-1111
柏市立柏病院	布施 1-3	7134-2000
柏たなか病院	小青田 1-3-2	7131-2000
名戸ヶ谷病院	新柏 2-1-1	7167-8336

■患者数

年度	日数	協力医療機関数	患者数	一日平均患者数
令和4年度	365日	6か所	6,981人	19.1人
令和5年度	366日	6か所	7,893人	21.6人
令和6年度	365日	6か所	7,794人	21.4人

(3) 日曜・休日当番医

午前9時から午後5時まで、各日、2医療機関（6病院の輪番制と診療所）が診療を行っています。

■受診者数等

	休日数	延協力 医療機関数	内科・小児科	外科・産婦人科・ 耳鼻科・眼科・他	総数
令和4年度	72日	90ヶ所	7,079人	1,412人	8,491人
令和5年度	73日	93ヶ所	9,841人	1,403人	11,244人
令和6年度	72日	93ヶ所	9,087人	1,208人	10,295人

(4) 柏市休日急患歯科診療所

■所在地等

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内 柏市医療センター
開設日	平成23年11月1日
事業内容	日曜・休日・年末年始・お盆における急病歯科患者に対し第1次診療を行っている。
診療受付	日曜・休日・お盆（8/13～8/15）・・・午前9時45分～正午 年末年始（12/29～1/3）・・・午前9時45分～正午及び午後1時30分～午後4時
従事医師	柏歯科医師会員による輪番制
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社

■患者数

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	患者数		194人	266人
診療日数		70日	75日	75日

(5) 柏市特殊歯科診療所

■所在地等

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内 柏市医療センター
開設日	平成22年6月
事業内容	主に障害者及び高齢者を対象とした特殊歯科診療事業を行っている。
診療受付	火曜～土曜・・・午前9時～午前11時30分及び午後1時～午後4時
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社

■患者数

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	患者数	3,402人	3,799人	3,721人
診療日数	240日	244日	245日	

(6) 救急車の出動

■救急事故別出動件数及び救急事故別搬送人員（令和6年1月1日～12月31日）

種別	出動件数	比率	搬送人員	比率
急病	17,662	67.4%	16,203	68.8%
交通	1,302	4.9%	1,258	5.3%
一般負傷	4,428	16.9%	4,168	17.7%
その他	2,831	10.8%	1,917	8.2%
計	26,223	100.0%	23,546	100.0%

資料：柏市消防局

■医療機関別搬送人員状況（令和6年1月1日～12月31日）

種別	総数	告示病院	非告示病院	その他の場所
総数	23,546	23,018	526	2
市内	21,016	20,828	188	0
市外	2,530	2,190	338	2
構成比	100.0%	97.8%	2.2%	0.0%

資料：柏市消防局

医療公社管理課事業概要

医療公社 管理課	業務・建設 担当	<ol style="list-style-type: none">1 病院事業及び介護老人保健施設事業に関する事。2 市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理に関する事。3 市立柏病院に係る計画策定及び整備に関する事。4 公益財団法人柏市医療公社との連絡調整に関する事。
-------------	-------------	---

1 医療体制の整備

(1) 柏市立柏病院

所在地	柏市布施1番地3														
開院日	平成5年7月1日														
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柏市が開設者として土地、建物、医療器械等を整備する。 ■ 地域の基幹病院として、市民の健康維持・増進を図り、質の高い地域医療の確保を目指している。 														
施設規模	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">敷地面積</td> <td style="text-align: right;">33,620.79㎡</td> </tr> <tr> <td>外来管理治療棟（鉄筋コンクリート造2階建）</td> <td style="text-align: right;">5,255.96㎡</td> </tr> <tr> <td>病棟（鉄筋コンクリート造4階建）</td> <td style="text-align: right;">4,323.15㎡</td> </tr> <tr> <td>サービス棟（鉄筋コンクリート造1階建）</td> <td style="text-align: right;">997.62㎡</td> </tr> <tr> <td>医師宿舎（コンクリートブロック造2階建）</td> <td style="text-align: right;">260.76㎡</td> </tr> <tr> <td>プレハブ事務所（鉄骨プレハブ造2階建）</td> <td style="text-align: right;">359.83㎡</td> </tr> <tr> <td>院内保育室（木造モルタル1階建）</td> <td style="text-align: right;">99.79㎡</td> </tr> </table>	敷地面積	33,620.79㎡	外来管理治療棟（鉄筋コンクリート造2階建）	5,255.96㎡	病棟（鉄筋コンクリート造4階建）	4,323.15㎡	サービス棟（鉄筋コンクリート造1階建）	997.62㎡	医師宿舎（コンクリートブロック造2階建）	260.76㎡	プレハブ事務所（鉄骨プレハブ造2階建）	359.83㎡	院内保育室（木造モルタル1階建）	99.79㎡
敷地面積	33,620.79㎡														
外来管理治療棟（鉄筋コンクリート造2階建）	5,255.96㎡														
病棟（鉄筋コンクリート造4階建）	4,323.15㎡														
サービス棟（鉄筋コンクリート造1階建）	997.62㎡														
医師宿舎（コンクリートブロック造2階建）	260.76㎡														
プレハブ事務所（鉄骨プレハブ造2階建）	359.83㎡														
院内保育室（木造モルタル1階建）	99.79㎡														
診療科目	内科、内分泌・代謝内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、腎臓内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、小児科、脳神経外科														
病床数	一般病床 200床														
受付時間	月曜～土曜：午前8時30分～午前11時														
休診日	日曜・休日・年末年始(12/29～1/3) ただし、急病者には受付時間外又は休診日も診療する。														
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社（指定管理者）														

(2) 柏市立介護老人保健施設はみんぐ

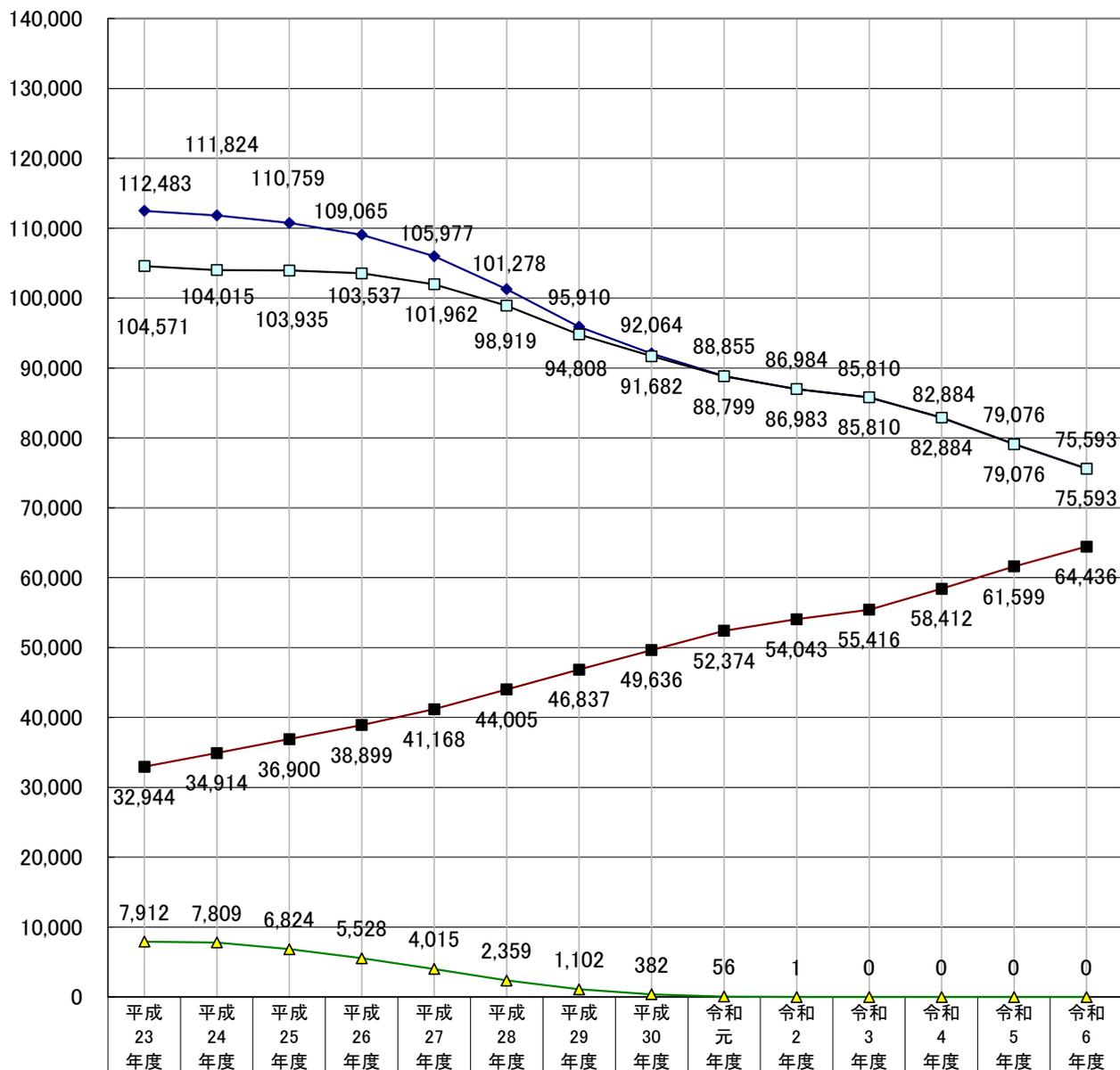
所在地	柏市布施1番地3
開所日	平成10年7月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病気や障害の程度が安定していて、病院での治療や入院の必要はないが、体力や日常生活機能が不十分なため介護を必要としている要介護者の方に、医師の管理のもとで身体・精神機能の回復訓練や看護・介護などを提供し、できるだけ早く自立した状態で在宅への復帰ができるよう支援する全国でも数少ない超強化型老健施設である。 ■ 施設には居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション及び地域包括支援センターを併設し、介護を必要とする高齢者の自立・在宅復帰の支援を行っている。 ■ 併設する柏市立柏病院との機能提携のもと医療・介護・福祉の体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築に貢献することを目指している。
定員	入所：100人(短期入所は空床利用)、通所：25人/日
構造規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 延床面積4,556.70㎡
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社（指定管理者）

保険年金課等事業概要

保険年金課	企画管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の企画及び計画に関する事 2 国民健康保険の総合調整及び調査研究に関する事 3 国民健康保険の予算、決算及び経理に関する事 4 国民健康保険運営協議会に関する事 5 国民健康保険事業財政調整基金に関する事
	資格・賦課担当	<ol style="list-style-type: none"> 6 国民健康保険の資格の得喪等に関する事 7 国民健康保険資格確認書の更新事務に関する事 8 国民健康保険料(基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の賦課に関する事
	給付担当	<ol style="list-style-type: none"> 9 高額療養費資金及び出産育児一時資金の貸付けに関する事 10 国民健康保険の給付に関する事 11 国民健康保険に係る診療報酬の審査に関する事
	収納整理担当	<ol style="list-style-type: none"> 12 国民健康保険料の収納に関する事 13 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関する事
	後期高齢者医療担当	<ol style="list-style-type: none"> 14 後期高齢者医療の予算、決算及び経理に関する事 15 後期高齢者医療保険料の賦課に関する事 16 後期高齢者医療の資格の得喪等に関する事 17 後期高齢者医療の給付に関する事 18 後期高齢者医療保険料の収納に関する事
健康増進課	保健事業担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業に関する事 2 特定健康診査及び特定保健指導に関する事
国民年金室	資格担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民年金被保険者の資格の得喪に関する事 2 国民年金保険料の免除等に関する事 3 国民年金の企画及び統計に関する事
	給付担当	<ol style="list-style-type: none"> 4 年金裁定請求書の受理及び進達に関する事 5 福祉年金事務に関する事 6 特別障害給付金請求書の受理及び進達に関する事 7 日雇特例被保険者に関する事 8 その他国民年金に関する事 9 年金生活者支援給付金に関する事

1 被保険者の推移状況(年間平均)

(単位:人)



◆ 国保総被保険者	112,483	111,824	110,759	109,065	105,977	101,278	95,910	92,064	88,855	86,984	85,810	82,884	79,076	75,593
□ (再掲)一般被保険者	104,571	104,015	103,935	103,537	101,962	98,919	94,808	91,682	88,799	86,983	85,810	82,884	79,076	75,593
▲ (再掲)退職被保険者	7,912	7,809	6,824	5,528	4,015	2,359	1,102	382	56	1	0	0	0	0
■ 後期総被保険者	32,944	34,914	36,900	38,899	41,168	44,005	46,837	49,636	52,374	54,043	55,416	58,412	61,599	64,436

※退職者医療制度は平成27年3月31日で廃止(既適用者に係る経過措置も令和6年3月31日をもって終了)

2 国民健康保険被保険者加入状況

(単位:世帯,人)

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総世帯数			196,147	198,819	201,923
総人口			432,985	434,462	436,545
国保世帯数		世帯数	54,781	53,289	51,883
		うち擬制世帯数	(13,630)	(13,577)	13,464
		加入率(%)	27.93	26.80	25.69
		年間平均	56,132	54,416	53,020
国保被保険者数	全体	被保険者数	80,107	76,729	73,213
		加入率(%)	18.50	17.66	16.77
		年間平均	82,884	79,076	75,593
	内 一般	被保険者数	80,107	76,729	73,213
		割合(%)	100.00	100.00	100.00
		年間平均	82,884	79,076	75,593
	内 退職	被保険者数	0	0	0
		割合(%)	0.00	0.00	0.00
		年間平均	0	0	0

3 国民健康保険被保険者異動状況

(単位:人,%)

区分		年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
資格取得 (増)	転入		5,293	29.30	5,086	28.70	5,424	30.44
	社保離脱		11,992	66.38	11,823	66.70	11,611	65.16
	生保廃止		123	0.68	173	0.98	176	0.99
	出生		226	1.24	216	1.21	205	1.15
	後期高齢者離脱		1	0.01	1	0.01	0	0.00
	その他		432	2.39	425	2.40	403	2.26
	計(A)		18,067	100.00	17,724	100.00	17,819	100.00
資格喪失 (減)	転出		3,858	17.72	4,054	19.21	3,832	17.96
	社保加入		10,584	48.60	10,393	49.25	11,019	51.65
	生保開始		376	1.73	338	1.60	364	1.71
	死亡		582	2.67	542	2.57	535	2.51
	後期高齢者加入		5,661	26.00	5,209	24.68	4,988	23.38
	その他		715	3.28	566	2.69	597	2.79
	計(B)		21,776	100.00	21,102	100.00	21,335	100.00
増減(A-B)			△ 3,709	-	△ 3,378	-	△ 3,516	-

4 国民健康保険被保険者の年齢別構成状況(各年度4月1日現在)

(単位:人,%)

年度 年齢	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	被保険者	割合	被保険者	割合	被保険者	割合
0 ~ 4	1,270	1.56	1,180	1.51	1,119	1.50
5 ~ 9	1,572	1.93	1,527	1.96	1,409	1.89
10 ~ 14	1,767	2.17	1,657	2.12	1,536	2.06
15 ~ 19	2,112	2.60	2,024	2.59	2,007	2.69
20 ~ 24	3,440	4.23	3,525	4.52	3,629	4.87
25 ~ 29	3,721	4.57	3,660	4.69	3,633	4.87
30 ~ 34	3,258	4.00	3,150	4.04	3,151	4.23
35 ~ 39	3,723	4.58	3,515	4.50	3,373	4.53
40 ~ 44	4,268	5.25	4,119	5.28	3,942	5.29
45 ~ 49	4,961	6.10	4,766	6.11	4,482	6.01
50 ~ 54	5,300	6.52	5,287	6.77	5,149	6.91
55 ~ 59	4,861	5.98	5,030	6.44	5,041	6.76
60 ~ 64	6,387	7.85	6,238	7.99	6,243	8.38
65 ~ 69	12,682	15.59	12,116	15.52	11,306	15.17
70 ~ 74	22,027	27.08	20,260	25.96	18,506	24.83
計	81,349	100.00	78,054	100.00	74,526	100.00

5 国民健康保険料の状況

(令和6年度)

賦課の根拠	国民健康保険法， 柏市国民健康保険条例			
賦課期日	令和6年4月1日			
納付義務者	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主			
賦課方法及び料率	医 療 分	所得割	100分の6.89	} の合算額
		均等割	1人当たり27,180円	
		平等割	1世帯当たり12,720円	
	後期高齢者支援金分	所得割	100分の2.57	} の合算額
		均等割	1人当たり13,200円	
	介 護 分	所得割	100分の2.07	} の合算額
		均等割	1人当たり15,000円	
	※介護分については，40～64歳の被保険者に対して賦課			
賦課限度額	医 療 分	65万円		
	後期高齢者支援金分	24万円		
	介 護 分	17万円		

(令和7年度)

賦課の根拠	国民健康保険法， 柏市国民健康保険条例			
賦課期日	令和7年4月1日			
納付義務者	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主			
賦課方法及び料率	医 療 分	所得割	100分の7.11	} の合算額
		均等割	1人当たり29,340円	
		平等割	1世帯当たり13,740円	
	後期高齢者支援金分	所得割	100分の2.64	} の合算額
		均等割	1人当たり14,160円	
	介 護 分	所得割	100分の2.12	} の合算額
		均等割	1人当たり15,780円	
	※介護分については，40～64歳の被保険者に対して賦課			
賦課限度額	医 療 分	66万円		
	後期高齢者支援金分	26万円		
	介 護 分	17万円		

※ 減額

世帯の「軽減判定用所得」の合計が一定基準以下であった世帯に対しては，国保料のうち，応益割（均等割・平等割額）部分について，一定割合（7割・5割・2割）を軽減します。

※ 月割賦課

ア 賦課期日（当該年度の初日）後に納付義務が発生し，又は被保険者が増加した場合は，その資格の発生した日の属する月から月割をもって算定した金額を賦課します。

イ 賦課期日後に納付義務が消滅し，又は被保険者が減少した場合は，その資格が消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより資格が消滅した場合において，その消滅した日が月の初日であるときは，その前日）の属する月の前月まで

の月割をもって算定した金額を賦課します。

6 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(一般分)

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	
	%	%	円	円	万円	政令で定める額 万円
昭和 61	5.3	10.5	5,100	4,800	37	37
62	6.9	〃	6,200	5,800	39	39
63	〃	〃	〃	〃	40	40
平成 元	〃	〃	〃	〃	〃	42
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	(廃止)	〃	〃	〃	44
4	〃	—	〃	〃	42	46
5	〃	—	8,500	8,300	46	50
6	〃	—	〃	〃	48	〃
7	〃	—	〃	〃	50	52
8	7.2	—	9,800	9,500	52	52
9	〃	—	〃	〃	〃	53
10	〃	—	〃	〃	〃	〃
11	〃	—	〃	〃	〃	〃
12	7.4	—	13,200	11,200	53	〃
13	7.86	—	14,700	12,000	〃	〃
14	〃	—	〃	〃	〃	〃
15	8.2	—	18,000	14,500	〃	〃
16	8.5	—	21,000	16,000	〃	〃
17	〃	—	〃	〃	〃	〃
18	〃	—	〃	〃	〃	〃
19	〃	—	〃	〃	56	56
20	4.0	—	24,000	13,000	47	47
21	〃	—	〃	〃	〃	〃
22	5.9	—	〃	〃	50	50
23	〃	—	〃	〃	51	51
24	〃	—	〃	〃	〃	〃
25	〃	—	〃	〃	〃	〃
26	〃	—	〃	〃	〃	〃
27	〃	—	〃	〃	52	52
28	6.19	—	24,360	12,720	54	54
29	6.06	—	24,240	12,240	〃	〃
30	6.04	—	24,120	〃	58	58
令和 元	〃	—	〃	〃	61	61
2	6.23	—	24,720	〃	63	63
3	〃	—	〃	〃	〃	〃
4	〃	—	〃	〃	65	65
5	〃	—	〃	〃	〃	〃
6	6.89	—	27,180	12,720	〃	〃
7	7.11	—	29,340	13,740	66	66

7 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(介護分)

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	
	%	%	円	円	万円	政令で定める額 万円
平成 14	0.88	—	6,600	—	7	7
15	1.3	—	8,500	—	8	8
16	1.4	—	11,500	—	〃	〃
17	〃	—	〃	—	〃	〃
18	〃	—	〃	—	9	9
19	1.7	—	13,000	—	〃	〃
20	〃	—	〃	—	〃	〃
21	〃	—	〃	—	10	10
22	〃	—	〃	—	〃	〃
23	〃	—	〃	—	12	12
24	〃	—	〃	—	〃	〃
25	〃	—	〃	—	〃	〃
26	〃	—	〃	—	14	14
27	〃	—	〃	—	16	16
28	1.93	—	14,400	—	〃	〃
29	1.90	—	〃	—	〃	〃
30	〃	—	〃	—	〃	〃
令和 元	〃	—	〃	—	〃	〃
2	1.97	—	14,760	—	17	17
3	〃	—	〃	—	〃	〃
4	〃	—	〃	—	〃	〃
5	〃	—	〃	—	〃	〃
6	2.07	—	15,000	—	〃	〃
7	2.12	—	15,780	—	〃	〃

8 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(後期高齢者支援金分)

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	
	%	%	円	円	万円	政令で定める額 万円
平成 22	2.30	—	12,000	—	13	13
23	〃	—	〃	—	14	14
24	〃	—	〃	—	〃	〃
25	〃	—	〃	—	〃	〃
26	〃	—	〃	—	16	16
27	〃	—	〃	—	17	17
28	2.34	—	11,880	—	19	19
29	2.29	—	11,760	—	〃	〃
30	〃	—	〃	—	〃	〃
令和 元	〃	—	〃	—	〃	〃
2	2.35	—	11,880	—	〃	〃
3	〃	—	〃	—	〃	〃
4	〃	—	〃	—	20	20
5	〃	—	〃	—	22	22
6	2.57	—	13,200	—	24	24
7	2.64	—	14,160	—	26	26

9 後期高齢者医療保険料の保険料率及び賦課限度額の状況

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	
	%	%	円	円	万円	政令で定める額 万円
平成 20	7.12	—	37,400	—	50	50
21	〃	—	〃	—	〃	〃
22	7.29	—	〃	—	〃	〃
23	〃	—	〃	—	〃	〃
24	〃	—	〃	—	55	55
25	〃	—	〃	—	〃	〃
26	7.43	—	38,700	—	57	57
27	〃	—	〃	—	〃	〃
28	7.93	—	40,400	—	〃	〃
29	〃	—	〃	—	〃	〃
30	7.89	—	41,000	—	62	62
令和 元	〃	—	〃	—	〃	〃
2	8.39	—	43,400	—	64	64
3	〃	—	〃	—	〃	〃
4	〃	—	〃	—	66	66
5	〃	—	〃	—	〃	〃
6	9.11(※1)	—	43,800	—	80(※2)	80(※2)
7	9.11	—	〃	—	80	80

※1 令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円(公的年金収入額211万円相当等)以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となる。

※2 限度額の引上げに伴う保険料の急増に配慮し、2年かけて段階的に引き上げる。令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方を除き、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円となる。

10 保険料決算状況(国民健康保険税は除く)

年度	区分			当初予算額	調定額	収入済額		
	科目			A	B	C		
令和4年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	5,160,639,000	5,725,417,717	5,193,301,539	
				滞納繰越分	395,005,000	2,244,775,125	330,614,696	
			退職被保険者	滞納繰越分	2,028,000	17,242,038	1,861,927	
			後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,887,759,000	2,082,548,363	1,884,836,261
				滞納繰越分	145,987,000	799,375,543	117,184,766	
		退職被保険者		滞納繰越分	556,000	5,472,276	674,113	
			介護分	一般被保険者	現年賦課分	617,335,000	724,114,920	633,566,887
				滞納繰越分	70,320,000	396,858,114	58,398,165	
		退職被保険者		滞納繰越分	528,000	4,984,701	522,971	
			計		現年賦課分	7,665,733,000	8,532,081,000	7,711,704,687
				滞納繰越分	614,424,000	3,468,707,797	509,256,638	
				計	8,280,157,000	12,000,788,797	8,220,961,325	
令和5年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	4,887,435,000	5,302,641,977	4,857,276,767	
				滞納繰越分	395,000,000	2,136,983,500	342,018,468	
			退職被保険者	滞納繰越分	2,000,000	13,486,491	1,437,296	
			後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,800,082,000	1,950,848,663	1,784,334,463
				滞納繰越分	145,000,000	767,279,249	122,179,037	
		退職被保険者		滞納繰越分	500,000	4,234,710	505,832	
			介護分	一般被保険者	現年賦課分	644,227,000	681,759,260	604,233,886
				滞納繰越分	70,000,000	381,317,476	59,340,256	
		退職被保険者		滞納繰越分	500,000	3,885,770	426,797	
			計		現年賦課分	7,331,744,000	7,935,249,900	7,245,845,116
				滞納繰越分	613,000,000	3,307,187,196	525,907,686	
				計	7,944,744,000	11,242,437,096	7,771,752,802	
令和6年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	5,032,496,000	5,628,890,403	5,164,931,509	
				滞納繰越分	348,000,000	1,895,729,379	329,051,565	
			退職被保険者	滞納繰越分	2,000,000	9,428,191	1,253,800	
			後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,872,288,000	2,089,823,247	1,913,025,907
				滞納繰越分	126,000,000	686,672,359	119,483,423	
		退職被保険者		滞納繰越分	500,000	3,258,906	456,658	
			介護分	一般被保険者	現年賦課分	636,517,000	699,980,450	624,512,465
				滞納繰越分	58,000,000	346,186,810	60,737,791	
		退職被保険者		滞納繰越分	500,000	2,789,483	367,646	
			計		現年賦課分	7,541,301,000	8,418,694,100	7,702,469,881
				滞納繰越分	535,000,000	2,944,065,128	511,350,883	
				計	8,076,301,000	11,362,759,228	8,213,820,764	

(単位:円, %)

不納欠損額 D	還付未済額(再掲) E	収入未済額 B-C-D+E	収納率		
			対予算(C÷A)	対調定(C÷B)	還付未済除(C-E)÷B
5,400	16,705,590	548,816,368	100.63	90.71	90.41
275,708,008	419,084	1,638,871,505	83.70	14.73	14.71
1,893,620	0	13,486,491	91.81	10.80	10.80
1,800	2,360,396	200,070,698	99.85	90.51	90.39
96,308,030	22,429	585,905,176	80.27	14.66	14.66
563,453	0	4,234,710	121.24	12.32	12.32
0	971,514	91,519,547	102.63	87.50	87.36
40,739,505	5,187	297,725,631	83.05	14.72	14.71
575,960	0	3,885,770	99.05	10.49	10.49
7,200	20,037,500	840,406,613	100.60	90.38	90.15
415,788,576	446,700	2,544,109,283	82.88	14.68	14.67
415,795,776	20,484,200	3,384,515,896	99.29	68.50	68.33
900	15,937,590	461,301,900	99.38	91.60	91.30
315,456,012	411,448	1,479,920,468	86.59	16.00	15.99
2,621,004	0	9,428,191	71.86	10.66	10.66
200	2,519,132	169,033,132	99.13	91.46	91.34
110,857,060	39,762	534,282,914	84.26	15.92	15.92
469,972	0	3,258,906	101.17	11.94	11.94
0	907,978	78,433,352	93.79	88.63	88.50
47,644,511	8,873	274,341,582	84.77	15.56	15.56
669,490	0	2,789,483	85.36	10.98	10.98
1,100	19,364,700	708,768,384	98.83	91.31	91.07
477,718,049	460,083	2,304,021,544	85.79	15.90	15.89
477,719,149	19,824,783	3,012,789,928	97.82	69.13	68.95
28,747	23,652,523	487,582,670	102.63	91.76	91.34
210,585,604	360,983	1,356,453,193	94.56	17.36	17.34
645,036	0	7,529,355	62.69	13.30	13.30
9,953	2,774,882	179,562,269	102.18	91.54	91.41
75,294,352	29,376	491,923,960	94.83	17.40	17.40
243,126	0	2,559,122	91.33	14.01	14.01
9,400	987,295	76,445,880	98.11	89.22	89.08
30,406,855	14,541	255,056,705	104.72	17.54	17.54
190,231	0	2,231,606	73.53	13.18	13.18
48,100	27,414,700	743,590,819	102.14	91.49	91.17
317,365,204	404,900	2,115,753,941	95.58	17.37	17.36
317,413,304	27,819,600	2,859,344,760	101.70	72.29	72.04

11 現年度保険料調定額(年度末現在)

(単位:千円, %)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
所得割	8,484,447	63.15	10.03	7,866,504	62.32	△ 7.28	8,906,889	64.07	13.23
均等割	4,133,234	30.76	△ 0.74	3,961,334	31.38	△ 4.16	4,185,037	30.10	5.65
平等割	818,519	6.09	1.26	794,926	6.30	△ 2.88	810,492	5.83	1.96
小計(A)	13,436,200	100.00	5.93	12,622,764	100.00	△ 6.05	13,902,418	100.00	10.14
軽減額	1,232,314	-	3.68	1,243,063	-	0.87	1,298,114	-	4.43
限度超過額	1,726,017	-	35.77	1,491,228	-	△ 13.60	1,925,667	-	29.13
減免額	45,175	-	△ 25.97	27,517	-	△ 39.09	21,144	-	△ 23.16
月割増減額	1,900,613	-	25.42	1,925,707	-	1.32	2,238,799	-	16.26
小計(B)	4,904,119	-	21.50	4,687,515	-	△ 4.42	5,483,724	-	16.99
調定合計(A-B)	8,532,081	-	△ 1.34	7,935,249	-	△ 7.00	8,418,694	-	6.09

12 賦課限度額を超える世帯の状況(年度末現在)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数(世帯)	1,515	1,066	1,132
被保険者数(人)	3,559	2,523	2,613
限度額を超える額(千円)	1,726,017	1,491,228	1,925,667

13 軽減の状況(年度末現在)

年度	平等割					均等割					軽減額合計 (千円)
	軽減世帯数				軽減額 (千円)	軽減被保険者数				軽減額 (千円)	
	7割 (世帯)	5割 (世帯)	2割 (世帯)	計 (世帯)		7割 (人)	5割 (人)	2割 (人)	計 (人)		
令和4年度	18,841	6,886	7,064	32,791	213,094	23,249	11,685	12,194	47,128	1,019,220	1,232,314
令和5年度	19,516	6,865	6,588	32,969	217,335	23,798	11,545	11,197	46,540	1,025,728	1,243,063
令和6年度	19,167	6,484	6,295	31,946	219,747	23,176	10,654	10,461	44,291	1,078,367	1,298,114

14 口座振替

①国民健康保険料

区分 年度	振替件数 (件)	振替金額 (千円)	振替世帯 (延べ世帯数)	振替割合 (特別徴収を除く) (%)
令和4年度	135,424	2,776,528	15,713	32.7
令和5年度	135,673	2,769,018	15,796	33.7
令和6年度	135,975	3,046,435	16,323	35.0

②後期高齢者医療保険料

区分 年度	振替件数 (件)	振替金額 (千円)	振替世帯 (延べ世帯数)	振替割合 (特別徴収を除く) (%)
令和4年度	44,564	1,014,557	5,342	40.2
令和5年度	43,856	1,029,242	5,264	40.0
令和6年度	45,364	1,249,452	5,509	39.8

15 保険料負担と医療費の状況(医療分)

(単位:円, %)

区分 年度	1人当たり保険料調定額		1人当たり医療費		1世帯当たり保険料調定額		1世帯当たり医療費	
		前年比		前年比		前年比		前年比
令和4年度	69,494	0.7	359,749	7.1	102,613	△ 0.3	531,203	5.9
令和5年度	67,058	△ 3.5	373,000	3.7	97,446	△ 5.0	542,008	2.0
令和6年度	74,463	11.0	370,578	0.7	106,165	8.9	528,530	△ 2.5

(注) 医療費:(療養給付費+療養費+移送費)÷平均被保険者数又は平均世帯数

16 保険給付状況

一部負担割合と給付内容

(単位:円)

年度	一部負担割合	その他の給付				
		出産育児一時金	葬祭費	育児手当金	健康増進事業 受診者助成金	保健事業 利用助成金
平成 6	一般 30%	240,000	100,000	8,000	7,000	12,000
	退職本人 20%	300,000		(廃止)		
7	〃	〃	〃	/	〃	〃
8	〃	〃	〃	/	〃	〃
9	〃	〃	〃	/	〃	〃
10	〃	〃	〃	/	〃	〃
11	〃	〃	〃	/	〃	〃
12	〃	〃	〃	/	〃	〃
13	〃	〃	〃	/	(廃止)	〃
14	〃	〃	〃	/	/	〃
15	30%	〃	〃	/	/	〃
16	〃	〃	〃	/	/	〃
17	〃	〃	〃	/	/	〃
18	〃	10月1日から 350,000	〃	/	/	〃
19	〃	350,000	50,000	/	/	〃
20	〃	1月1日から 380,000	〃	/	/	〃
21	〃	10月1日から 420,000	〃	/	/	〃
22	〃	420,000	〃	/	/	〃
23	〃	〃	〃	/	/	8,000
24	〃	〃	〃	/	/	〃
25	〃	〃	〃	/	/	〃
26	〃	〃	〃	/	/	〃
27	〃	〃	〃	/	/	〃
28	〃	〃	〃	/	/	〃
29	〃	〃	〃	/	/	〃
30	〃	〃	〃	/	/	〃
令和 元	〃	〃	〃	/	/	〃
2	〃	〃	〃	/	/	〃
3	〃	〃	〃	/	/	〃
4	〃	〃	〃	/	/	〃
5	〃	500,000	〃	/	/	〃
6	〃	〃	〃	/	/	〃
7	〃	〃	〃	/	/	〃

※「出産育児一時金」は平成6年9月30日まで「助産費」。また、支給額の基準は、出産日

※「保健事業利用助成金」は平成18年3月31日まで「はり・きゅう・あんま等助成金」

※「退職者医療制度」は令和6年3月31日をもって経過措置適用終了による完全廃止

17 療養諸費費用額

年度	療養の給付等							療養費等		
	件数	費用額	前年度比	1件当たり 費用額	前年度比	1人当たり 費用額	前年度比	件数	費用額	前年度比
	件	円		円	%	円	%	件	円	%
令和4年度	1,242,206	29,510,519,732	△ 2.1	23,757	△ 2.4	356,046	1.3	30,409	307,031,777	△ 5.8
令和5年度	1,226,874	29,187,335,664	△ 1.1	23,790	0.1	369,105	3.7	28,945	306,547,962	△ 0.2
令和6年度	1,182,004	27,733,212,091	△ 5.0	23,463	△ 1.4	366,875	△ 0.6	27,195	279,883,875	△ 8.7

				療 養 諸 費							
1件当たり 費用額	前年度比	1人当たり 費用額	前年度比	件数	費用額	前年度比	1件当たり 費用額	前年度比	1人当たり 費用額	前年度比	
円	%	円	%	件	円	%	円	%	円	%	
10,097	△ 0.9	3,704	△ 2.5	1,272,615	29,817,551,509	△ 2.2	23,430	△ 2.4	359,750	1.3	
10,591	4.9	3,877	4.7	1,255,819	29,493,883,626	△ 1.1	23,486	0.2	372,981	3.7	
10,292	△ 2.8	3,703	△ 4.5	1,209,199	28,013,095,966	△ 5.0	23,167	△ 1.4	370,578	△ 0.6	

18 療養の給付(診療費)の状況

年度	入 院						入 院 外					
	件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	日	円	日	円	円	件	日	円	日	円	円
令和4年度	16,749	247,595	10,735,596,298	14.8	640,969	129,526	616,308	905,240	10,748,594,917	1.5	17,440	129,682
令和5年度	15,526	229,652	10,317,111,089	14.8	664,505	130,471	602,547	881,474	10,319,511,839	1.5	17,126	130,501
令和6年度	14,657	219,753	9,669,335,864	15.0	659,708	127,913	577,306	836,456	9,694,351,061	1.4	16,792	128,244

歯 科						合 計					
件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	日	円	円	件	日	円	日	円	円
184,047	311,639	2,348,550,620	1.7	12,761	28,335	817,104	1,464,474	23,832,741,835	1.8	29,167	287,543
180,808	291,762	2,285,691,533	1.6	12,642	28,905	798,881	1,402,888	22,922,314,461	1.8	28,693	289,877
173,794	273,865	2,205,134,360	1.6	12,688	29,171	765,757	1,330,074	21,568,821,285	1.7	28,167	285,328

19 療養給付費諸率

年度	区分	1件当たり日数 (診療費)		1件当たり費用額 (診療費)		1人当たり費用額 (診療費)		受診率(診療費)		1人当たり療養諸費	
		日数 (日)	前年度比 (%)	費用額 (円)	前年度比 (%)	費用額 (円)	前年度比 (%)	受診率 (%)	前年度比 (%)	費用額 (円)	前年度比 (%)
令和4年度	一般	1.77	△ 1.2	28,562	△ 2.1	280,852	1.1	983.3	3.3	#REF!	1.3
令和5年度	一般	1.76	△ 0.9	28,693	0.5	289,877	3.2	1010.3	2.7	372,981	3.7
令和6年度	一般	1.74	△ 1.1	28,167	△ 1.8	285,328	△ 1.6	1013.0	0.3	370,578	△ 0.6

20 その他の給付状況

(単位:件,円)

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金		計	
	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額
令和4年度	223	93,715,600	496	24,800,000	165	5,215,370	884	123,730,970
令和5年度	215	107,052,935	484	24,200,000	23	777,411	722	132,030,346
令和6年度	213	106,332,450	438	21,900,000	1	29,679	652	128,262,129

21 保健事業利用券利用状況

柏市の国民健康保険に加入している18歳以上(※)のかた、千葉県後期高齢者医療に加入しているかたを対象に、はり等施術事業、お口の健康事業及び運動事業を利用する場合に、年8枚の利用券を交付し、料金の一部を助成(利用券1枚につき1,000円)しています。

①国民健康保険

(単位:人,枚,円)

区分 年度	交付人数	交付枚数	利用枚数	助 成 金
令和4年度	3,986	31,888	17,377	17,377,000
令和5年度	4,024	32,192	17,524	17,524,000
令和6年度	4,101	32,808	17,663	17,663,000

②後期高齢者医療

(単位:人,枚,円)

区分 年度	交付人数	交付枚数	利用枚数	助 成 金
令和4年度	3,200	25,600	13,734	13,734,000
令和5年度	3,305	26,440	14,653	14,653,000
令和6年度	3,616	28,928	16,349	16,349,000

※ 平成25年度から対象を18歳以上に変更

※ 平成26年度から、18歳から39歳の健診事業を開始

(令和7年度から、プレ特定健康診査事業に移行したことにより、保健事業利用券の対象外)

※ 平成29年度から、運動事業を開始

※ 令和7年度から、お口のクリーニング事業をお口の健康事業に変更

22 レセプト点検の状況

(単位:枚,千円)

区分 年度	診療報酬 保険者負担額		過誤調整したもの				給付発生原因の点検				再審査請求	
			資格点検		内容点検		不正・不当利得		第三者行為			
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
令和4年度	1,248,207	24,655,303	4,613	67,594	6,684	46,391	907	26,202	128	3,680	4,940	14,332
令和5年度	1,235,630	24,540,674	5,065	64,186	5,961	41,554	835	18,689	182	4,087	4,570	16,828
令和6年度	1,197,359	23,560,566	5,381	72,221	5,642	32,245	1,460	18,545	176	1,294	4,610	15,012

(注)再審査請求の欄は過誤調整したもの(請求内容欄)の再掲

23 後発医薬品の数量シェアの状況

(単位:%)

区分 年度	数量シェア
令和4年度	80.7
令和5年度	82.6
令和6年度	85.7

24 特定健康診査等の実施状況

平成20年度から、国民健康保険に加入している40歳以上のかたを対象に、生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、75歳以上のかた(千葉県後期高齢者医療の被保険者(65歳以上の障害認定による加入者を含む))には、75歳以上の健康診査を実施しています。

平成23年度から集団健診を開始。平成24年度から人間ドック・脳ドックも健診の一環として位置づけ、受診方法のひとつとして実施しています。

特定健康診査・特定保健指導

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	終了者数	実施率(%)
27	68,745	28,852	42.0	3,153	633	20.1
28	65,404	27,664	42.3	2,994	642	21.4
29	62,944	26,686	42.4	2,835	651	23.0
30	60,360	25,650	42.5	2,732	793	29.0
令和元年度	58,824	27,502	46.8	3,016	804	26.7
令和2年度	58,578	24,789	42.3	2,778	647	23.3
令和3年度	57,167	25,120	43.9	2,736	502	18.3
令和4年度	53,564	23,678	44.2	2,483	581	23.4
令和5年度	51,019	22,573	44.2	2,457	536	21.8

※法定報告値

75歳以上の健康診査

区分 年度	後期高齢者健康診査		
	対象者数	受診者数	受診率(%)
27	39,032	13,908	35.6
28	41,749	16,310	39.1
29	44,551	17,644	39.6
30	45,849	19,118	41.7
令和元年度	49,461	20,196	40.8
令和2年度	51,505	20,414	39.6
令和3年度	52,576	21,240	40.4
令和4年度	54,802	23,636	43.1
令和5年度	58,482	25,214	43.1

※千葉県後期高齢者医療広域連合集計確定値

25 国保財政状況 令和7年度当初予算(歳入)

(単位:千円, %)

科目	区分	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較		構成比	
				増減(C(A-B))	伸率(C÷B)		
保険料	一般・医療	5,512,396	5,380,496	131,900	2.45	15.00	
	一般・後期	2,057,234	1,998,288	58,946	2.95	5.60	
	一般・介護	703,527	694,517	9,010	1.30	1.91	
	退職・医療	0	2,000	△ 2,000	皆減	0.00	
	退職・後期	0	500	△ 500	皆減	0.00	
	退職・介護	0	500	△ 500	皆減	0.00	
	小計	8,273,157	8,076,301	196,856	2.44	22.51	
保険税	一般・医療	731	947	△ 216	△ 22.81	0.00	
	一般・介護	52	65	△ 13	△ 20.00	0.00	
	小計	783	1,012	△ 229	△ 22.63	0.00	
一部負担金		20	20	0	0.00	0.00	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	707	707	0	0.00	0.00	
	社会保障・税番号制度システム整備費	198	198	0	0.00	0.00	
	小計	905	905	0	0.00	0.00	
県支出金	保険給付費等交付金(普通)	24,169,411	26,130,521	△ 1,961,110	△ 7.51	65.75	
	保険給付費等交付金(特別)	509,637	539,898	△ 30,261	△ 5.60	1.39	
	健康増進事業費補助金	4,560	5,773	△ 1,213	△ 21.01	0.01	
	小計	24,683,608	26,676,192	△ 1,992,584	△ 7.47	67.15	
繰入金	一般会計	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	1,081,571	1,062,485	19,086	1.80	2.94
		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	710,707	614,408	96,299	15.67	1.93
		職員給与費等繰入金	701,985	699,017	2,968	0.42	1.91
		出産育児一時金等繰入金	72,333	75,666	△ 3,333	△ 4.40	0.20
		産前産後繰入金	5,251	6,129	△ 878	△ 14.33	0.01
		財政安定化支援事業繰入金	64,533	74,649	△ 10,116	△ 13.55	0.17
		未就学児均等割保険料繰入金	22,504	23,023	△ 519	△ 2.25	0.06
	その他繰入金	-	-	-	-	-	
基金繰入金	1,037,537	1,532,212	△ 494,675	△ 32.29	2.82		
小計	3,696,421	4,087,589	△ 391,168	△ 9.57	10.05		
繰越金		1	1	0	0.00	0.00	
諸収入	一般被保険者延滞金	80,000	58,144	21,856	37.59	0.22	
	退職被保険者等延滞金	0	750	△ 750	皆減	0.00	
	一般被保険者第三者納付金	15,000	15,000	0	0.00	0.04	
	退職被保険者等第三者納付金	0	1	△ 1	皆減	0.00	
	一般被保険者返納金	10,000	10,000	0	0.00	0.03	
	退職被保険者等返納金	0	1	△ 1	皆減	0.00	
	雑入	105	84	21	25.00	0.00	
	小計	105,105	83,980	21,125	25.15	0.29	
合計		36,760,000	38,926,000	△ 2,166,000	△ 5.56	100.00	

26 国保財政状況 令和7年度当初予算(歳出)

(単位:千円, %)

科 目	区 分	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比 較		構成比
				増減(C(A-B))	伸率(C÷B)	
総務費		702,244	699,269	2,975	0.43	1.91
保 険 給 付 費	療養給付費	20,777,295	22,431,808	△ 1,654,513	△ 7.38	56.52
	療養費	208,205	250,821	△ 42,616	△ 16.99	0.57
	高額療養費	3,127,286	3,415,654	△ 288,368	△ 8.44	8.51
	高額介護合算療養費	5,500	5,500	0	0.00	0.01
	移送費	200	200	0	0.00	0.00
	出産育児一時金	108,500	113,500	△ 5,000	△ 4.41	0.30
	葬祭費	23,200	24,700	△ 1,500	△ 6.07	0.06
	傷病手当金	500	1,000	△ 500	△ 50.00	0.00
	小計	24,250,686	26,243,183	△ 1,992,497	△ 7.59	65.97
	審査支払手数料	75,925	51,540	24,385	47.31	0.21
	出産育児一時金審査支払手数料	46	48	△ 2	△ 4.17	0.00
	小計	24,326,657	26,294,771	△ 1,968,114	△ 7.48	66
国民健康保険事業費納付金		11,046,779	11,175,849	△ 129,070	△ 1.15	30.05
保健事業費		518,252	492,122	26,130	5.31	1.41
諸 支 出 金	一般被保険者保険料(税)還付金	65,428	63,039	2,389	3.79	0.18
	退職被保険者等保険料(税)還付金	0	310	△ 310	皆減	0.00
	一般被保険者還付加算金	640	610	30	4.92	0.00
	退職被保険者等還付加算金	0	30	△ 30	皆減	0.00
	小計	66,068	63,989	2,079	3.25	0.18
予備費		100,000	200,000	△ 100,000	△ 50.00	0.27
合 計		36,760,000	38,926,000	△ 2,166,000	△ 5.56	100.00

27 決算状況(歳入)

(単位:円,%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	
保 険 料	一般・医療	5,523,916,235	14.25	△ 2.15	5,199,295,235	13.07	△ 5.88	5,493,983,074	14.95	5.67
	一般・後期	2,002,021,027	5.17	△ 2.54	1,906,513,500	4.79	△ 4.77	2,032,509,330	5.53	6.61
	一般・介護	691,965,052	1.79	0.20	663,574,142	1.67	△ 4.10	685,250,256	1.87	3.27
	退職・医療	1,861,927	0.00	△ 33.20	1,437,296	0.00	△ 22.81	1,253,800	0.00	△ 12.77
	退職・後期	674,113	0.00	△ 30.05	505,832	0.00	△ 24.96	456,658	0.00	△ 9.72
	退職・介護	522,971	0.00	△ 39.11	426,797	0.00	△ 18.39	367,646	0.00	△ 13.86
	小 計	8,220,961,325	21.21	△ 2.07	7,771,752,802	19.54	△ 5.46	8,213,820,764	22.36	5.69
保 険 税	一般・医療	1,746,678	0.00	27.90	710,321	0.00	△ 59.33	786,026	0.00	10.66
	一般・介護	116,584	0.00	17.37	42,118	0.00	△ 63.87	22,074	0.00	△ 47.59
	退職・医療	8,421	0.00	△ 16.45	0	0.00	皆減	0	0.00	-
	小 計	1,871,683	0.00	26.89	752,439	0.00	△ 59.80	808,100	0.00	7.40
国庫支出金	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	0.00	-	995,000	0.00	皆増	0	0.00	皆減
	災害臨時特例補助金	707,000	0.00	△ 97.98	739,000	0.00	4.53	580,000	0.00	△ 21.52
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	198,000	0.00	△ 64.89	198,000	0.00	0.00	3,234,000	0.01	1533.33
	小 計	905,000	0.00	△ 97.46	1,932,000	0.00	113.48	3,814,000	0.01	97.41
県支出金	1.普通交付金	25,115,159,110	64.81	△ 2.84	24,955,396,245	62.74	△ 0.64	23,679,743,368	64.45	△ 5.11
	一般被保険者分	25,066,495,885	64.68	△ 2.84	24,907,189,883	62.62	△ 0.64	23,633,066,678	64.33	△ 5.12
	退職被保険者等	△ 128,119	0.00	△ 367.79	△ 3,000	0.00	97.66	0	0.00	100.00
	審査支払手数料分	48,791,344	0.13	△ 0.29	48,209,362	0.12	△ 1.19	46,676,690	0.13	△ 3.18
	2.特別交付金	522,157,000	1.35	△ 3.03	503,492,000	1.27	△ 3.57	515,946,000	1.40	2.47
	保険者努力支援分	190,481,000	0.49	△ 0.01	157,596,000	0.40	△ 17.26	167,615,000	0.46	6.36
	特別調整交付金分(市町村分)	62,796,000	0.16	△ 8.47	82,891,000	0.21	32.00	72,851,000	0.20	△ 12.11
	県繰入金(2号分)	161,404,000	0.42	△ 3.86	170,468,000	0.43	5.62	179,443,000	0.49	5.26
	特定健康診査等負担金	107,476,000	0.28	△ 3.60	92,537,000	0.23	△ 13.90	96,037,000	0.26	3.78
	健康増進事業費補助金	4,145,000	0.01	9.08	3,837,000	0.01	△ 7.43	3,611,000	0.01	△ 5.89
小 計	25,641,461,110	66.17	△ 2.84	25,462,725,245	64.02	△ 0.70	24,199,300,368	65.87	△ 4.96	
繰入金	一般会計									
	保険基盤安定繰入金	1,687,359,010	4.35	△ 0.64	1,660,523,166	4.17	△ 1.59	1,748,322,037	4.76	5.29
	未就学児均等割保険料繰入金	23,320,858	0.06	皆増	22,159,261	0.06	△ 4.98	21,798,484	0.06	△ 1.63
	職員給与費等繰入金	612,888,177	1.58	5.55	611,798,895	1.54	△ 0.18	614,266,391	1.67	0.40
	産前産後保険料繰入金	0	0.00	-	978,302	0.00	皆増	5,250,978	0.01	436.74
	出産育児一時金等繰入金	62,194,667	0.16	△ 3.25	69,976,000	0.18	12.51	70,770,667	0.19	1.14
	財政安定化支援事業繰入金	93,877,000	0.24	△ 2.04	89,991,000	0.23	△ 4.14	83,015,000	0.23	△ 7.75
	その他繰入金	1,100,000,000	2.84	皆増	2,000,000,000	5.03	81.82	600,000,000	1.63	△ 70.00
基金繰入金	1,085,771,000	2.80	23.04	1,890,985,000	4.75	74.16	1,004,520,000	2.73	△ 46.88	
小 計	4,665,410,712	12.04	40.47	6,346,411,624	15.96	36.03	4,147,943,557	11.29	△ 34.64	
繰越金	その他繰越金	88,990,880	0.23	78.20	52,776,196	0.13	△ 40.69	38,909,870	0.11	△ 26.27
	小 計	88,990,880	0.23	-	52,776,196	0.13	△ 40.69	38,909,870	0.10	△ 26.27
諸収入	一般被保険者延滞金	87,693,517	0.23	18.14	99,812,741	0.25	13.82	94,122,633	0.26	△ 5.70
	退職被保険者等延滞金	208,460	0.00	△ 17.92	0	0.00	皆減	0	0.00	-
	医療機関等返納金加算金	0	0.00	皆減	0	0.00	皆減	826,491	0.00	皆増
	一般被保険者第三者納付金	20,970,806	0.05	53.98	26,697,633	0.07	27.31	20,956,268	0.06	△ 21.51
	退職被保険者等第三者納付金	0	0.00	-	420	0.00	-	0	0.00	皆減
	一般被保険者返納金	25,250,887	0.07	20.72	13,563,304	0.03	△ 46.29	18,193,075	0.05	34.13
	退職被保険者等返納金	125,396	0.00	288.45	0	0.00	皆減	0	0.00	-
	雑入	497,640	0.00	135.06	307,615	0.00	△ 38.19	449,976	0.00	46.28
小 計	134,746,706	0.35	23.32	140,381,713	0.35	4.18	134,548,443	0.37	△ 4.16	
合 計	38,754,347,416	100.00	1.18	39,776,732,019	100.00	2.64	36,739,145,102	100.00	△ 7.64	

28 決算状況(歳出)

(単位:円, %)

科目	区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	
総務費		617,090,464	1.60	5.41	616,624,552	1.56	△ 0.08	623,172,675	1.70	1.06	
保険給付費	一般分	療養給付費	21,771,077,295	56.35	△ 2.11	21,515,277,174	54.29	△ 1.17	20,380,341,524	55.58	△ 5.28
		療養費	228,660,942	0.59	△ 5.08	226,805,089	0.57	△ 0.81	205,552,800	0.56	△ 9.37
		高額療養費	3,135,994,694	8.12	△ 5.24	3,211,280,195	8.10	2.40	3,101,561,775	8.46	△ 3.42
		高額介護合算療養費	5,143,487	0.01	9.27	4,744,263	0.01	△ 7.76	4,525,562	0.01	△ 4.61
		移送費	19,130	0.00	2798.48	0	0.00	皆減	0	0.00	-
		出産育児一時金	93,715,600	0.24	△ 2.69	107,052,935	0.27	14.23	106,332,450	0.29	△ 0.67
		葬祭費	24,800,000	0.06	4.64	24,200,000	0.06	△ 2.42	21,900,000	0.06	△ 9.50
		傷病手当金	5,215,370	0.01	146.49	777,411	0.00	△ 85.09	29,679	0.00	△ 96.18
		小計	25,264,626,518	65.38	△ 2.52	25,090,137,067	63.30	△ 0.69	23,820,243,790	64.96	△ 5.06
	審査支払手数料	48,791,344	0.13	△ 0.29	48,209,362	0.12	△ 1.19	46,676,690	0.13	△ 3.18	
	出産育児一時金審査支払手数料	42,000	0.00	△ 8.68	40,530	0.00	△ 3.50	40,320	0.00	△ 0.52	
	小計	25,313,459,862	65.51	△ 2.51	25,138,386,959	63.42	△ 0.69	23,866,960,800	65.09	△ 5.06	
	国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,391,626,773	19.13	1.39	7,567,501,473	19.10	2.38	7,388,015,715	20.15	△ 2.37
退職被保険者等医療給付費分		1,032,158	0.00	△ 93.13	2,646,347	0.01	156.39	0	0.00	△ 100.00	
一般被保険者後期高齢者支援金分		2,710,338,443	7.02	2.10	2,893,847,819	7.30	6.77	2,844,192,749	7.76	△ 1.72	
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		556,000	0.00	△ 57.36	500,000	0.00	△ 10.07	0	0.00	△ 100.00	
介護納付金分		1,080,744,954	2.80	13.79	999,428,423	2.52	△ 7.52	943,639,332	2.57	△ 5.58	
小計	11,184,298,328	28.95	2.50	11,463,924,062	28.93	2.50	11,175,847,796	30.48	△ 2.51		
共同事業拠出金	773	0.00	18.38	761	0.00	△ 1.55	0	0.00	△ 100.00		
保健事業費	362,117,438	0.94	△ 0.98	359,745,307	0.91	△ 0.66	349,257,354	0.95	△ 2.92		
基金積立金	1,100,000,000	2.85	皆増	2,000,000,000	5.05	81.82	600,000,000	1.64	△ 70.00		
公債費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-		
諸支出金	一般被保険者保険料還付金	47,549,400	0.13	△ 8.47	50,663,800	0.14	6.55	51,416,483	0.15	1.49	
	退職被保険者等保険料還付金	25,200	0.00	皆増	0	0.00	皆減	0	0.00	-	
	一般被保険者保険税還付金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	退職被保険者保険税還付金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	償還金	0	0.00	皆減	2,492	0.00	-	3,381	0.00	35.67	
	一般被保険者還付加算金	166,500	0.00	△ 30.91	176,700	0.00	6.13	172,800	0.00	△ 2.21	
	退職被保険者等還付加算金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	一部負担金返還金	0	0.00	皆減	0	0.00	-	21,862	0.00	-	
	県支出金返還金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	国庫支出金返還金	8,591,000	0.02	△ 13.08	1,000	0.00	△ 99.99	73,000	0.00	7,200.00	
小計	56,332,100	0.15	△ 9.47	50,843,992	0.13	△ 9.74	51,687,526	0.14	1.66		
予備費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-		
合計	38,633,298,965	100.00	1.96	39,629,525,633	100.00	2.58	36,666,926,151	100.00	△ 7.48		

29 国民年金制度

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた仕組みです。国民年金の業務は、おもに日本年金機構で行われますが、加入・届出などの窓口業務は市町村で行っています。

30 国民年金の状況

(1) 被保険者の種類

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の農業、漁業、商業などの自営業者、学生など（第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない方）。

② 第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金保険、共済組合などの加入者。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

④ 任意加入被保険者

日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の方や、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の方など。

なお、65歳に達したときに年金の受給資格期間を満たしていない場合には、70歳未満であれば受給資格期間を満たすまで任意加入できる特別措置があります。

ただし、昭和40年4月1日までに生まれた方に限られます。

■被保険者数

(単位：人)

区分 年度	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
令和4年度	47,288	30,653	784	78,725
令和5年度	47,012	29,316	807	77,135
令和6年度	46,973	27,700	834	75,507

(2) 国民年金保険料関係

国民年金制度は保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせることで運営されています。国民年金への国庫負担は2分の1となっています。

なお、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、一定の条件のもとで免除または納付猶予される制度があります。

■保険料免除等の状況

(単位：人，%)

区分 年度	第1号被保険者 (A)	免除等				計 (B)	免除率 (B)/(A)
		法定免除	申請免除	猶予	学生特例		
令和4年度	47,288	3,948	7,589	2,207	6,083	19,827	41.9
令和5年度	47,012	4,052	7,440	2,158	6,003	19,653	41.8
令和6年度	46,973	4,203	7,544	2,058	6,250	20,055	42.7

(3) 国民年金給付関係

■国民年金裁定請求受付状況

(単位：人)

区 分 年 度	老 齢								障 害	遺 族	寡 婦	計
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	計				
令和4年度	0	0	1	0	4	13	4	22	69	5	2	98
令和5年度	1	1	0	0	7	13	2	24	73	5	1	103
令和6年度	1	0	0	0	8	19	8	36	61	2	3	102

■国民年金給付状況

(単位：人，千円)

区 分 年 度	老 齢		障 害	遺 族	寡 婦	計
	人 数	金 額				
令和4年度	106,873	71,516,055	3,164	611	35	110,683
	2,661,633	485,787	13,360	74,676,835		
令和5年度	107,344	73,472,824	3,275	627	37	111,283
	2,815,974	506,106	14,490	76,809,394		
令和6年度	107,832	75,999,853	3,383	619	34	111,868
	2,980,017	510,876	12,845	79,503,591		

3 1 国民年金（無拠出）の状況

国民年金制度の発足当時において、すでに高齢，障害，母子世帯の状態にあった方や，20歳前に初診があり，一定の条件を満たした障害者の方に無拠出制の福祉年金が支給されています。

■国民年金（無拠出）裁定請求受付状況

(単位：人)

区 分 年 度	老 齢	障 害	計
令和4年度	0	127	127
令和5年度	0	109	109
令和6年度	0	123	123

■国民年金（無拠出）給付状況

(単位：人，千円)

区 分 年 度	老 齢		障 害	計
	人 数	金 額		
令和4年度	0	2,909	2,909	
	0	2,526,837	2,526,837	
令和5年度	0	3,007	3,007	
	0	2,667,907	2,667,907	
令和6年度	0	3,109	3,109	
	0	2,820,274	2,820,274	

■特別障害給付金

障害の程度は障害基礎年金に該当するものの，国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方に，福祉的措置として特別障害給付金が支給されています。

3 2 国民年金事務費関係

市の国民年金事務に要する経費は、市町村事務費交付金として国が交付すると定められており、当該年度の事業実績等を基礎に算出し、交付されます。

■国民年金事務費決算状況（対象外経費を含む）

（単位：千円，％）

区分 年度	歳入			歳出			超過 負担額	交付率	
	基礎年金 等事務費 交付金	協力・ 連携費 交付金	雑 入	計	人件費	物件費			計
令和4年度	77,852	7,776	30	85,658	74,067	24,581	98,648	12,990	86.8
令和5年度	81,263	7,379	52	88,694	83,006	23,819	106,825	18,131	83
令和6年度	87,677	6,877	72	94,626	83,789	26,279	110,068	15,442	86

福祉部

福祉政策課事業概要

福祉政策課	政策担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 重層的支援体制整備事業に関する事。 2 福祉施策に係る政策に関する事（他の部署の所管に属するものを除く。）。 3 社会福祉法人柏市社会福祉協議会との総合調整等に関する事。 4 福祉の総合相談事業に関する事。 5 健康医療部，福祉部及びこども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関する事。 6 福祉有償運送に関する事。 7 地域見守りネットワークに関する事。 8 ちば障害者等用駐車区画に関する事。 9 柏市健康福祉審議会に関する事。 10 地域健康福祉計画の策定及び推進に関する事。 11 民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関する事。 12 自殺対策計画の策定及び推進に関する事。 13 総合福祉センターに関する事。
	衛生援護 ・ 防災担当	<ol style="list-style-type: none"> 14 部内の事業調整及び庶務に関する事。 15 福祉に関する防災及び災害対応に係る施策に関する事。 16 墓地等の経営の許可等に関する事。 17 災害弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関する事。 18 日本赤十字社に関する事。 19 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護並びに元軍人軍族等に関する事。 20 更生保護に関する事。 21 被爆者の援護及び被爆者健康管理見舞金に関する事。
	給付金 担当	<ol style="list-style-type: none"> 22 低所得世帯に対する給付金に関する事。

1 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法の改正に伴い、令和3年度以降、市町村が実施可能となった事業です。従来であれば相談支援機関の間に落ちてしまうような課題や1つの相談支援機関が受け止められない課題や複雑化・複合化した課題について、相談支援機関の連携により「面（ネットワーク）」で支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援も含めトータルで課題解決につなげていく制度です。

【事業の特徴】

- ・「福祉の総合相談窓口」を中心に、各相談支援機関が連携するため、分野横断的な生活課題も一括で相談可能です。
- ・相談者の支援プランを複数の相談支援機関で検討・作成し、本人同意のもと支援を行います。
- ・様々な相談支援機関が支援を行う間も、多機関協働事業者が継続的な見守りを行います。
- ・アウトリーチの仕組みを整え、相談窓口で相談を受けるだけでなく、相談支援機関に出向くことが困難なかたや地域活動のような場で発見された支援を必要とされているかたに対して、支援側からのアプローチも行います。

2 自殺予防対策事業

平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げた自殺対策が総合的に推進されています。柏市では令和6年3月に「第2次柏市自殺対策計画」を策定し、以下の自殺予防対策事業を行っています。

(1) 柏市自殺予防対策連絡会議

柏市の自殺予防に関する施策を検討し、さらに円滑に推進するために設置しました。この連絡会議では「自殺予防に関する事業の実施」「関係団体等の情報交換に関すること」「その他、自殺予防対策の連携に関し必要な事項」について協議し、自殺予防対策の推進を図ることを目的としています。

(2) 自殺予防ゲートキーパー養成研修

地域、職場等において、悩んでいる方に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に結び、見守る役割を果たす人材を養成します。令和元年度以降は講座内容を再構築し、認知行動療法を活用した研修及びゲートキーパー研修について、それぞれ実施しました。

■事業実績

年 度	テーマ	実施回数	受講者数	講演会日程
令和4年度	認知行動療法サポーター養成研修 身近な不安	2回	62人	11・12月
	ゲートキーパー養成研修	6回	330人	7月～3月
令和5年度	認知行動療法サポーター養成研修 学校教育と精神医療の連携	2回	24人	10月
	ゲートキーパー養成研修	5回	224人	7月～1月
令和6年度	認知行動療法サポーター養成講座	2回	59人	11・12月
	ゲートキーパー養成研修	4回	219人	8月～2月

(3) 相談事業

ア インターネットゲートキーパー事業

NPO法人OVAへの委託事業として、携帯電話の位置情報をオンにしている方が柏市内で自殺に関連する言葉をグーグル検索した場合に相談につなげる広告を表示し、相談に応じる意向を示した者とメールで相談のやり取りをしています。

■事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施時期	通年	通年	通年
相談対応数 (メール送信, 架電, チャット, 同行)	1, 277件	1, 076件	1, 018件

イ 無料対面相談事業

日本産業カウンセラー協会への委託事業として、悩みをかかえた方が直接カウンセラーに相談することで、絶望的な心理状態から解決の糸口を見つけ、前向きな心理状態に転化するきっかけづくりを行っています。

■事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施時期	通年	通年	通年
のべ相談者数	639人	683人	600人

(4) 自死遺族支援事業

千葉いのちの電話への委託事業として、大切な人や愛する人を自死(自殺)で亡くされた方が、悲しみをわかちあい、支えあう場所を提供するわかちあいの会「ひだまり」を開催しています。

わかちあいの会「ひだまり」は、原則的に奇数月の第2日曜日に開催しています。

■事業実績

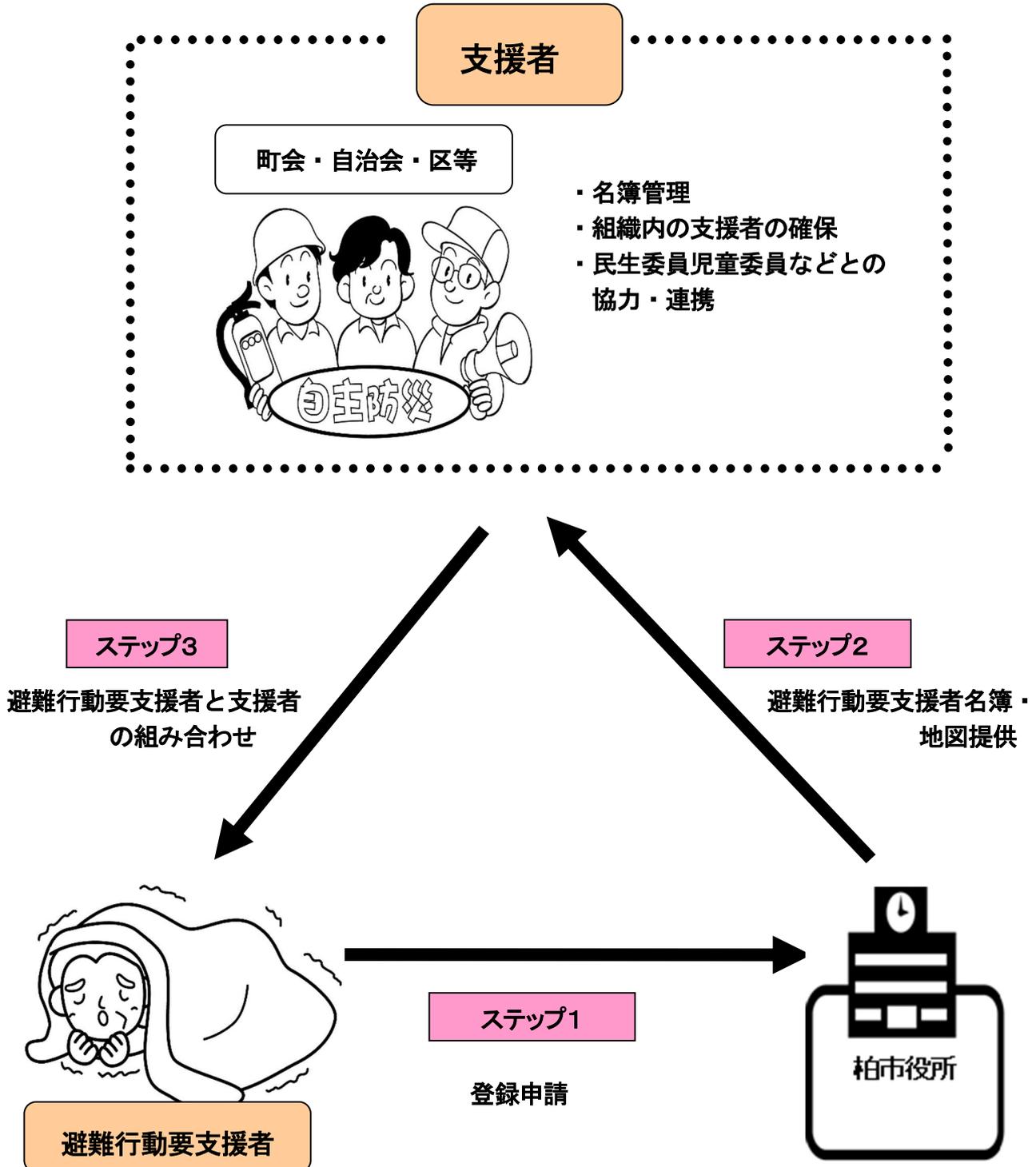
	開催回数・場所		スタッフ	参加者数
令和4年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ36人
令和5年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ46人
令和6年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ40人

3 柏市防災福祉K-N e t 事業

過去の大きな災害では、被害者の多くが高齢者などに集中していたことから、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児及び日本語を理解できない外国人などの避難行動要支援者の安全確保が重要な課題です。

日頃からの住民同士の結びつきを強め、地域社会において「助けあい」や「支えあい」活動を推進し、地域において、災害発生時の安否確認や避難の際の手助けなどの支援活動をしていただくことを目的に、「柏市防災福祉K-N e t」を平成18年6月に立ち上げました。現在は、K-N e tへの登録の呼びかけや町会等への支援体制の推進をしています。

■柏市防災福祉K-N e tのしくみ



4 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市町村に配置されている地域の奉仕者で、地域住民の相談役や社会福祉行政への協力活動を行っています。また、児童福祉法により、児童委員を兼ねています。柏市の民生委員・児童委員は584名（定数）で、市内を22地区に分け、各地区ごとに「地区民生委員児童委員協議会」を設置し、地域福祉の諸活動を行っています。

(1) 資格条件

市議会議員の選挙権を持ち、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある方。

(2) 選任方式

民生委員推薦会が推薦した方について、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

(3) 職務（活動）内容

民生委員法では、次のとおり職務が定められています。また、生活保護法、老人福祉法等の法律において、福祉行政機関に協力すべき旨が定められています。

① 住民の生活の把握

住民の生活を、必要に応じ適切に把握します。

② 相談・助言

住民の状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言やその他の援助を行います。

③ 情報の提供

福祉サービスを適切に利用できるように、必要な情報の提供やその他の援助をします。

④ 社会福祉関係事業者との連携等

社会福祉関係事業者と密接に連携し、その事業や活動を支援します。

⑤ 福祉事務所等関係行政機関への協力

福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力します。

(4) 任期

3年（ただし、途中委嘱者の任期は、前任者の残任期間です。）

(5) 主任児童委員

出生率の低下、都市化や核家族化の進行等、児童をとりまく環境の変化に伴い、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっています。主任児童委員は、民生委員・児童委員の中でも児童福祉に関する事項を専門的に担当しており、柏市の民生委員・児童委員定数584名のうち45名が主任児童委員となっています。

主任児童委員は、原則的に担当地区を持たず地域において児童福祉機関への相談窓口となる等の活動を行います。

■民生委員児童委員協議会 令和7年7月1日現在, () 内は, 主任児童委員数の内数

(単位:人)

地 区	定 数	委嘱者数	担 当 地 域
柏中央地区民児協	30 (2)	25 (2)	柏中央地域
新田原地区民児協	18 (2)	17 (2)	新田原地域
永楽台地区民児協	19 (2)	19 (2)	永楽台地域
富里地区民児協	27 (2)	25 (2)	富里地域
豊四季台西地区民児協	31 (2)	30 (2)	豊四季台地域
豊四季台地区民児協	17 (2)	16 (1)	豊四季台地域
旭町地区民児協	24 (2)	22 (2)	旭町地域
新富地区民児協	26 (2)	26 (2)	新富地域
高田地区民児協	21 (2)	21 (2)	高田・松ヶ崎地域
松葉地区民児協	16 (2)	12 (0)	松葉地域
田中地区民児協	34 (2)	33 (2)	田中地域
田中・柏の葉地区民児協	21 (2)	13 (2)	田中地域
西原地区民児協	26 (2)	26 (2)	西原地域
富勢地区民児協	38 (2)	36 (2)	富勢地域
土地区民児協	27 (2)	24 (1)	増尾地域
藤心地区民児協	23 (2)	23 (2)	藤心地域
光ヶ丘地区民児協	29 (2)	25 (2)	光ヶ丘地域
南光ヶ丘地区民児協	24 (2)	24 (2)	光ヶ丘地域
酒井根地区民児協	16 (2)	12 (1)	酒井根地域
南部地区民児協	43 (3)	42 (3)	南部地域
風早南部手賀地区民児協	38 (2)	37 (2)	風早南部・手賀地域
風早北部地区民児協	36 (2)	33 (2)	風早北部地域
合 計	584 (45)	541 (40)	欠員 43(5)

※担当地域は, コミュニティエリア (ふるさと協議会の区域) 単位の地域名

■民生委員・児童委員の活動状況

(単位：件、()内は、主任児童委員の活動状況の内数)

区 分		年 度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容別 相談件数	在 宅 福 祉	453(0)	468(0)	462(0)
	介 護 保 険	538(0)	460(2)	498(4)
	健 康 ・ 保 健 ・ 医 療	956(0)	858(7)	943(5)
	子 育 て ・ 母 子 保 健	52(9)	69(10)	92(18)
	子 ど も の 地 域 生 活	267(22)	219(18)	171(33)
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	167(39)	249(31)	240(51)
	生 活 費	145(20)	156(0)	135(4)
	年 金 ・ 保 険	25(0)	35(0)	38(0)
	仕 事	22(0)	27(0)	21(0)
	家 族 関 係	407(4)	240(2)	332(2)
	住 居	145(5)	156(1)	169(0)
	生 活 環 境	444(1)	457(0)	436(4)
	日 常 的 な 支 援	1,463(13)	1,273(11)	1,362(64)
	そ の 他	1,670(4)	1,902(6)	1,834(17)
	合 計	6,754(117)	6,569(88)	6,733(202)
・分野 指導別 相談件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	5,014(0)	4,681(2)	4,934(14)
	障 害 者 に 関 す る こ と	159(0)	180(11)	178(2)
	子 ど も に 関 す る こ と	632(106)	622(72)	602(180)
	そ の 他	949(11)	1,086(3)	1,019(6)
	合 計	6,754(117)	6,569(88)	6,733(202)
そ の 活 動	調 査 ・ 実 態 把 握	35,154(107)	49,251(26)	45,753(20)
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	9,755(987)	10,822(1,323)	11,959(1,781)
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	21,065(1,788)	23,514(1,920)	23,558(2,055)
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	21,716(2,004)	20,921(1,871)	21,249(1,765)
	証 明 事 務	1,485(38)	778(40)	565(0)
	要 保 護 児 童 の 発 見 通 告 ・ 仲 介	134(3)	30(2)	50(3)
回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	39,900(171)	32,208(315)	31,824(547)
	そ の 他	68,378(218)	83,839(235)	82,626(243)
整 連 日 絡 数 調	委 員 相 互	53,166(12,778)	52,645(12,767)	49,510(11,500)
	そ の 他 の 関 係 機 関	24,379(3,354)	24,001(4,360)	25,036(4,766)
活 動 日 数		74,527(5,844)	76,651(6,005)	78,178(6,788)

5 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

第2次大戦による戦没者は軍人軍属等をあわせて全国で約240万人を数え、千葉県出身の戦没者は約53,000人におよんでいます。

敗戦に伴い、昭和21年に「旧軍人恩給」が停止され、公務扶助料の停止等、戦没者遺族の援護が閉ざされましたが、その後昭和27年の平和条約発効に伴い、「戦傷病者、戦没者遺族等の援護法」（以下「援護法」という。）が制定され戦没者遺族の救済が開始されました。

続いて翌28年には、旧軍人恩給が復活し「恩給法」による公務扶助料を支給することになり、軍人の遺族に対する遺族年金は公務扶助料へ移行しました。その後、逐年の法律改正により、適用範囲が拡大され、遺族処遇の改善が行われてきました。現在、公務死亡した軍人には「恩給法」による公務扶助料、軍人には「援護法」による遺族年金、準軍属には、遺族給与金が支給されます。

また、満州事変以後の戦争によって、公務死もしくは勤務関連傷病死された旧軍人・軍属・準軍属等の妻及び父母に対して、特別給付金を支給しています。

■戦没者、戦傷者、引揚者等に対する給付申請状

区 分 \ 年 度	令和4年度 受 付	令和5年度 受 付	令和6年度 受 付
戦没者特別弔慰金	104人	0人	0人
戦没者妻特別給付金	0人	5人	0人
戦傷者妻特別給付金	0人	0人	0人

■戦傷病者、戦没者遺族等の援護

区 分	内 容
①戦傷病者戦没者遺族等の援護	軍人軍属等で公務上の負傷もしくは疾病した方に対しては、「障害年金」「障害一時金」を、又、亡くなった方の遺族に対しては、「遺族年金」「遺族給与金」「弔慰金」「遺族一時金」が支給されます。
②特別給付金及び特別弔慰金	戦没者等の妻、父母等及び戦傷病者等の妻で特別の条件のある方に「特別給付金」が支給されます。又、遺族等には「特別弔慰金」が支給されます。又、外国人登録上の特別永住者で、旧軍人軍属などの皆さんに弔慰金などが支給されます。
③戦傷病者の援護	軍人軍属等であった者の公務上の傷病に鑑み「療養給付」「療養手当の支給」「葬祭費の支給」「更生医療の給付」「補装具の支給及び修理」「国立療養所への収容」「JRの乗車券引換証交付」「航空券割引」等の措置がとられています。
④未帰還者留守家族等の援護法	未帰還者の留守家族に「留守家族手当」が支給されるほか、不明の者については、特別の措置（戦時死亡宣言と弔慰金の支給）がとられます。
⑤引揚者給付金等	終戦により外地から引揚げた方及びその遺族に対して「引揚者給付金」や「遺族給付金」が支給され、又、在外財産に対する「特別交付金」の支給制度もあります。
⑥その他	国庫債券の買上げ、担保貸付などによる金融もなされます。

区 分	内 容
⑦戦没者叙位叙勲	戦没軍人，軍属に対して，位記，勲記ならびに勲章が授けられます。
⑧慰霊祭	国，県及び市において，戦没者の追悼慰霊祭を毎年実施します。

※ 戦傷病者，戦没者遺族等の援護関係法規

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- ② 戦没者の妻に対する特別給付金支給法，戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- ③ 戦傷病者特別援護法
- ④ 未帰還者留守家族等援護法
- ⑤ 引揚者給付金等支給法
- ⑥～⑧ 栄典関係閣議決定事項

6 被爆者健康管理見舞金の支給

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した方を対象に被爆者健康管理見舞金を支給しています。

■支給状況

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給人数	147人	137人	137人

7 日本赤十字事業活動

日本赤十字社は，社員や篤志者の人々によって組織され，日本赤十字社法という法律のもとに長い歴史と伝統をもって赤十字条約で決められた人道博愛のための国際的な仕事や災害救護，献血思想の高揚，赤十字奉仕団の育成，疾病予防等その他人類の平和と福祉増進のため奉仕的な仕事をしている法人です。

(1) 日赤活動費募集運動

毎年5月，6月を中心に「赤十字運動月間」を展開し，町会，自治会及び市内の法人，個人の高額寄付者へ活動資金募集をお願いしています。集められた活動資金は，市内の小規模災害被災者へのお見舞金品をはじめ，青少年赤十字活動の支援，救護物資の備蓄等に役立てています。

■日赤社資募集状況

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績額	20,787,106円	18,502,016円	18,072,354円

(2) 献血推進事業

年々増加する輸血用血液の需要に対処するため、昭和62年5月に日赤柏そごう献血ルームが開設し、平成23年11月に柏2丁目の榎本ビルへ移転しました。柏市献血推進協議会（愛の献血かしわ推進協議会）では、千葉県赤十字血液センターに協力し、街頭における普及啓発活動をはじめ各団体、企業等への呼びかけをおし血液量の確保に努めています。

■献血者数等

年度	区分	献血者数	内訳	
			200ml	400ml
令和4年度		2,437人	168人	2,269人
令和5年度		2,907人	194人	2,713人
令和6年度		3,071人	226人	2,845人

8 災害援護

大規模の災害発生の場合には、「災害救助法」に基づき救助活動が行われますが、小規模災害等の場合には、日本赤十字社から災害の程度に応じて応急物資（毛布、緊急セット（日用品））等の配付及び共同募金会、市から見舞金が支給されます。

■市災害見舞金支給状況

区分	年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		件数	世帯数	被害者数	件数	世帯数	被害者数	件数	世帯数	被害者数
全焼		8件	8	17人	11件	11	28人	17件	17	27人
半焼		0件	0	0人	1件	1	1人	1件	1	2人
その他 (床上浸水等)		0件	0	0人	8件	8	26人	0件	0	0人
非住家浸水		0件			3件			0件		
計		8件	8	17人	23件	23	55人	18件	18	29人
見舞金支給額		430,000円			1,090,000円			1,035,000円		
弔慰金		1件		1人	4件		4人	1件		1人
傷害見舞金		2件		2人	2件		2人	2件		2人
弔慰金等支給額		70,000円			220,000円			70,000円		

9 総合福祉センターの会議室利用

地域福祉推進の拠点として、ボランティアセンターなどとともにボランティア活動のための会議室が設置されています。

■所在地等

所在地	柏市柏5-8-12 ラコルタ柏（教育福祉会館）2階
施設の内容	講座室・多目的研修室・活動室
利用時間	午前9時～午後9時
休館日	年末年始
利用方法	登録団体は利用月の2か月前から、一般利用は10日前から受け付けます。 3階ボランティアセンターに申し込んでください。

■利用件数等

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	1,210件	1,122件	1,168件
利用人数	19,571人	18,715人	19,580人

10 柏市寄附基金（福祉及び医療事業）

平成25年3月29日、個人・法人及び各種団体等から市への寄附金を、寄附者の意向に沿った事業の資金に充てるため、柏市寄附基金を設置しました。

寄附金は、福祉及び医療事業の実施費用として活用していきます。

■基金額

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
期初残高	136,685,849円	150,823,107円	185,850,353円
今年度積立額	14,137,258円	35,074,500円	42,766,630円
今年度取崩額	0円	47,254円	6,320,700円
期末残高	150,823,107円	185,850,353円	222,296,283円

1 1 柏市社会福祉協議会との連携・支援

社会福祉協議会は、地域の住民組織と社会福祉事業関係者等により構成される民間組織で、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決と地域福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施など、地域住民の福祉向上に関する中心的団体として各種の事業を行っています。市では、柏市社会福祉協議会に、財政的、人的支援を行い、また連携して地域福祉推進にあたっています。

(1) 運営

社会福祉法人として、理事13人、監事2人、評議員21人により運営しています。

(2) 沿革

設立：昭和31年7月30日 法人認可：昭和47年2月14日

(3) 令和6年度の取り組み

近年、少子高齢化や人口減少が進む中で、人間関係の希薄化や働き方の変化が顕著に見られるようになりました。このような社会の中で、社会的孤立や経済的貧困、権利擁護の問題など、日常生活における課題は多様化し、複雑化しています。国は「地域共生社会の実現」を掲げ、多職種や他分野との幅広い連携による包括的な対応と支援を求めています。

このような状況において、地域共生社会の実現は地域福祉そのものであり、同会の活動にとって重要な指針と受け止めています。これを踏まえ、令和7年度から令和12年度にかけての「第5期柏市地域健康福祉活動計画」を、行政を含む多様な機関と協議して策定しました。

さらに、この計画に基づく方向性を踏まえ、環境の変化に対応した組織運営と部門間連携の強化を図り、持続可能で責任ある自立した組織経営を目指す「中期経営計画」も併せて策定しました。

また、令和6年に発生した能登半島地震に伴う災害ボランティアセンターの運営支援のため、同会より令和6年3月に職員を派遣したことにより、災害時における迅速な対応と地域住民との連携の重要性を再認識しました。今後も引き続き地域のニーズに応じた支援を行い、住民が主体となって互いに助け合う社会の実現に努めてまいります。

■令和6年度決算概要

拠 点 区 分		金 額
社会福祉事業会計		709,115,515
内 訳	法人運営事業	154,294,991
	地域福祉推進事業	354,614,015
	共同募金配分金事業	22,982,424
	施設管理運営事業	109,289,085
	資金貸付・基金運営事業	67,935,000
公益事業会計		198,331,557
内 訳	施設管理運営事業	17,853,307
	在宅福祉サービス事業	180,478,250
収益事業会計		0円
計		907,447,072円

(4) 事業の概要(令和7年3月31日時点)

① 基本項目

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・ 柏市地域健康福祉活動計画の推進
 - ・ 柏市住民福祉大会の開催
- イ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査, 普及, 宣伝, 連絡, 調整及び助成
 - ・ 広報啓発事業(情報紙「紙ひこうき」の発行, ホームページの運用等)
- エ アからウのほか, 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療, 教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
 - ・ 千葉県共同募金会柏市支会の運営, 共同募金運動の実施
 - ・ 共同募金運動の周知, 透明性の高い配分金事業の実施
- キ その他法人の目的達成のため必要な事業

② 自主(補助)事業

- ア ボランティアセンター事業
- イ 災害ボランティアセンター
- ウ 地域福祉推進事業
 - ・ 地域活動拠点事業(風早南部・松葉町・光ヶ丘・豊四季台・富勢・田中・南部・新富・増尾・新田原・風早北部)
 - ・ 地区社会福祉協議会への支援
- エ 福祉教育事業
- オ 福祉相談事業
- カ 福祉資金貸付事業
- キ 基金運営事業(セーフティーネット, 交通遺児援護金, 柏こども未来, 支えあい推進等)
- ク 成年後見人事業
- ケ 住民参加型在宅福祉サービス事業(さわやかサービス)
- コ 移動サービス事業「こらくだくん」
- サ 生活支援人材無料職業紹介事業
- シ 自殺予防対策事業(かしわお元気コール事業)
- ス 沼南社会福祉センターの経営事業
- セ コミュニティカフェ運営事業

③ 受託事業

- ア 生活福祉資金貸付事業
- イ 福祉サービス利用援助事業
- ウ ファミリー・サポート・センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 沼南地域包括支援センター事業
- カ 利用者支援事業
- キ 生活支援体制整備事業
- ク 介護予防センターいきいきプラザ管理運営事業
- ケ 市民後見人推進事業
- コ 成年後見利用促進(中核機関)事業

- サ 総合福祉センター関係事業
- シ 重層的支援体制整備事業
- ス こどもの居場所活動等支援事業

④ 指定管理事業

柏市老人福祉センターの経営

⑤ 団体事務局

- ア 民生委員児童委員協議会事務局
- イ 千葉県共同募金会柏市支会
- ウ 社会福祉法人等ネットワーク

(5) 主要事業の実績

① 共同募金活動

地域福祉活動費として児童・青少年や障害者・高齢者の福祉事業に使われます。また、県内の民間社会福祉施設や民間福祉サービス等のほか、大規模災害準備金や災害見舞金として充てられます。

ア 募金金額

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
赤い羽根募金	19,419,725 円	18,422,586 円	17,576,603 円
歳末たすけあい募金	10,002,155 円	9,658,527 円	8,603,494 円

イ 配分金額 ※赤い羽根は前年度募金額の 7 割相当額が県共同募金会より配分

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
赤い羽根募金 [事業配分・団体助成]	13,720,000 円	13,594,000 円	13,501,424 円
歳末たすけあい募金	9,705,894 円	9,144,449 円	9,481,000 円

② 地域活動拠点事業（地域いきいきセンター）

身近な場（近隣センター等）での相談及び地域活動支援を目的として、風早南部、松葉町、光ヶ丘、豊四季台、富勢、田中、南部、新富、増尾、新田原、風早北部において、地域いきいきセンターを開設（週 3 日～4 日）し、福祉相談、ボランティア育成、地域づくり等を実施しています。

利用件数

センター名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
風早南部地域いきいきセンター [H21. 4. 1 開設]	743 件 [内福祉相談 156 件]	801 件 [内福祉相談 239 件]	761 件 [内福祉相談 262 件]
松葉町地域いきいきセンター [H22. 11. 1 開設]	1,572 件 [内福祉相談 325 件]	1,746 件 [内福祉相談 465 件]	1,910 件 [内福祉相談 521 件]
光ヶ丘地域いきいきセンター [H25. 5. 11 開設]	1,147 件 [内福祉相談 411 件]	1,276 件 [内福祉相談 403 件]	1,235 件 [内福祉相談 458 件]
豊四季台地域いきいきセンター [H27. 6. 2 開設]	1,490 件 [内福祉相談 277 件]	1,128 件 [内福祉相談 294 件]	1,148 件 [内福祉相談 455 件]
富勢地域いきいきセンター [H29. 5. 28 開設]	1,548 件 [内福祉相談 424 件]	1,437 件 [内福祉相談 179 件]	1,550 件 [内福祉相談 376 件]
田中地域いきいきセンター [R1. 8. 19 開設]	930 件 [内福祉相談 198 件]	1,448 件 [内福祉相談 287 件]	1,565 件 [内福祉相談 382 件]
南部地域いきいきセンター	1,157 件	1,182 件	1,338 件

[R2. 5. 11 開設]	[内福祉相談 519 件]	[内福祉相談 589 件]	[内福祉相談 657 件]
新富地域いきいきセンター [R3. 4. 27 開設]	908 件 [内福祉相談 210 件]	1,033 件 [内福祉相談 314 件]	1,035 件 [内福祉相談 362 件]
増尾地域いきいきセンター [R4. 11. 1 開設]	172 件 [内福祉相談 30 件]	700 件 [内福祉相談 160 件]	1,057 件 [内福祉相談 443 件]
新田原地域いきいきセン ター[R5. 5. 7 開設]	- 件 [内福祉相談 - 件]	576 件 [内福祉相談 164 件]	841 件 [内福祉相談 351 件]
風早北部地域いきいきセン ター[R6. 5. 18 開設]	- 件 [内福祉相談 - 件]	- 件 [内福祉相談 - 件]	724 件 [内福祉相談 118 件]

③ 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、庁内および関係機関との連携による体制づくりに取り組んでいます。複合的な課題を抱えた世帯への支援を検討する重層的支援会議を開催し、相談支援専門機関の調整、ネットワークづくりを進めるとともに、いきいきセンターを中心とした伴走支援を実施しています。

ア 重層的支援会議（小会議）等及び伴走支援の実施

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、重層的支援会議等の開催を通じた関係機関のコーディネート、伴走支援を実施しています。

① 対応ケース数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延対応ケース数	4件	18件	30件
(内) 小会議 実施ケース数	4件	8件	16件

② 小会議実施回数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	4件	4件	13件
継続	0件	3件	5件
終了	0件	4件	7件
合計	4件	11件	25件

③ その他ケース会議実施回数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	2回	4回	1回

イ 重層的支援会議（中会議）の実施

相談支援関係機関への事業理解の促進、連携強化を目指し、中会議を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	1回	8回	8回
参加人数	70名	150名	154名

④ 地区社会福祉協議会の支援

市内22か所の地区社会福祉協議会で地域の支えあい活動を展開しています。その支援のため、助成金の交付及び地区担当職員を配置し、活動の推進を図っています。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地区担当職員活動回数	1,170回	1,268回	1,236回

⑤ 生活支援体制整備事業

地域支えあい推進協議会の開催・運営，支えあい会議の立上げ・運営，支えあい推進員の育成・活動支援，たすけあいサービス，通いの場の担い手の養成やサービスの開発の業務を行っています。また，たすけあいサービス及び通いの場事業費補助事業を実施しています。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域支えあい推進協議会	2回	2回	4回
支えあい会議(地域協議体)の開催	全19地域 40回	全21地域 44回	全21地域 39回
地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)	全15地域 延1,175回活動	全11地域 延874回活動	全11地域 延884回活動

⑥ ボランティアセンター

ボランティアの普及啓発，相談・調整，育成支援等を実施しています。

ア ボランティア登録数

登録種類	令和4年度	令和5年度	令和6年度
グループ	128グループ 2,344人	134グループ 2,235人	130グループ 2,066名
個人	941人	830人	749名
計	3,285人	3,065人	2,815名

イ 登録NPO法人

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	29団体	28団体	29団体

ウ 相談件数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア関係相談	2,010件	2,240件	2,786件
その他福祉相談等	129件	160件	499件
計	2,139件	2,400件	3,285件

エ ボランティアコーディネート件数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コーディネート件数	193件	323件	449件

オ ボランティア育成講座

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座数/開催数	7講座/16回	6講座/14回	7講座/14回
延参加者数	285人	241人	201名

⑦ 社会参加イベント開催事業

ラコルタ 2 階多世代交流スペースは「屋内型の多世代公園で様々なイベントが開催されている場」というイメージで多様な団体からの提案による連携事業を展開しています。

相談、居場所、学習支援、子育て、フレイル予防、障害理解等ニーズに沿った対象別事業を多世代の関わりを意識しながら実施しています。

イベント項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
多世代交流	37回	2,511名	71回	3,698名	100回	4,259名
子育て向け	78回	2,383名	96回	4,027名	62回	2,087名
児童健全育成	14回	498名	24回	628名	34回	1,416名
障がい理解・支援	16回	671名	5回	198名	6回	136名
シニア向け	19回	498名	29回	444名	24回	410名
相談支援	96回	1,095名	123回	1,869名	72回	1,179名
人材育成	6回	87名	9回	176名	13回	212名
展示	5回	—	6回	—	11回	—
計	271回	7,743名	363回	11,040名	322回	9,699名

⑧ さわやかサービス・移動サービス事業

高齢者や障がいがある方、産前産後の母親が、住み慣れた家で安心して暮らせるよう、市民相互の支えあいを基本に、会員制による在宅福祉サービスを提供しています。掃除や調理等の生活援助サービス、外出介助等の介護サービスを実施しています。また、公共交通機関等での移動困難な車いす利用者を目的地まで送迎する移動サービスを提供しています。

ア さわやかサービス

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員数	298人	314人	311名
協力会員数	176人	164人	180名
サービス提供件数・時間	4,088件 6,441時間	4,235件 6,452時間	4,478件 6,650時間

イ 移動サービス（こらくだくん）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員数	468人	529人	491名
利用件数	4,969件	5,560件	5,189件
走行距離	89,402km	98,093km	89,348km

⑨ かしわファミリー・サポート・センター

育児の援助をしたい方（協力会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）で構成する会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行うことにより、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを目指しています。

ア 援助内容

保育所等が開園する前後の時間帯や病後児・保育施設等の休日等の児童の預かり、保育施設等への児童の送迎、仕事と家庭の両立のための必要な援助を行っています。

イ 会員数及び援助件数

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員数	2,198人	2,279人	2,401名
協力会員数	329人	351人	336名
両方会員数	139人	147人	169名
事前打ち合わせ件数	264件	286件	273件
援助活動件数	7,154件	9,146件	9,692件

⑩ 地域子育て支援拠点事業

未就学児親子や妊娠中の方が気軽に集い交流し、情報交換、育児講座の受講、育児相談等に利用できる施設として、平成28年5月に柏市初の「単独型の地域子育て支援拠点」としてはぐはぐひろば沼南を開設しています。また、地域で活動するボランティアグループと子育て中の親子とが一緒に参加するイベント（ニコニコデイズ）も年数回実施し、世代間交流も盛んに行われています。

ア 利用実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	304件	511件	430件
新規利用登録世帯数 (累計数)	477世帯 (6,252世帯)	687世帯 (6,939世帯)	714世帯 (7,653世帯)
年間利用者数 (世帯)	13,955人 (5,710世帯)	18,449人 (7,599世帯)	20,944名 (8,737世帯)

イ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（毎月1回以上）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	17回	13回	13回
延参加者数	400人 165組	325人 170組	259名 120組

ウ ニコニコデイズの実施

年数回をニコニコデイズと称し、ボランティア団体と子育て親子との交流イベントを実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	4回	4回	3回
延参加数	103人	226人	129名
延ボランティア数	14人	12人	12名

⑪ 利用者支援事業

子育て支援アドバイザーを配置し、育児に悩む保護者からの個別相談、行政や地域、各種支援サービスの情報提供や紹介、調整を行い、個々の家族がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することができるように支援しています。

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	949件	832件	779件
他機関へ繋ぐ	8件	6件	3件

⑫ 福祉相談事業・心配ごと相談事業

福祉相談窓口として、相談受付・自立支援を実施しています。また、相談員を配置し、週 2 回心配ごと相談所を開設しています。

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談担当受付件数	3,582件	5,499件	6,278件
心配ごと相談受付件数	86件	113件	115件

⑬ 福祉資金貸付事業

低所得世帯で、他の施策による援助が困難な方へ貸付を実施しています。

ア 福祉資金貸付（独自貸付）

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般貸付 [50,000 円以内]	805件 13,751,040円	837件 13,664,180円	1,166件 21,860,700円
特別貸付 [100,000 円以内]	17件 1,424,450円	11件 893,000円	15件 1,245,000円
交通費貸付 [320 円以内]	5件 1,600円	9件 2,880円	－ 件 － 円
計	827件 15,177,090円	857件 14,560,060円	1,181件 23,105,700円

イ 生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金等（県社協委託）

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総合支援資金（通常貸付）	1件 390,000円	1件 600,000円	0件 0円
福祉資金	3件 1,584,700円	4件 1,531,600円	1件 100,000円
教育支援資金	35件 47,958,600円	29件 35,266,400円	20件 21,212,000円
緊急小口資金（通常貸付）	63件 6,109,000円	46件 3,804,700円	31件 3,038,800円
臨時特例つなぎ資金	0件 0円	0件 0円	0件 0円
計	102件 56,042,300円	80件 41,202,700円	52件 24,350,800円

⑭ 成年後見利用促進（中核機関）事業

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とし、一次相談機関や司法・福祉専門職等と連携して、地域連携ネットワークを構築しています。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普及啓発(出前講座)件数(参加者数)	27件(686人)	17件(565人)	21件(592人)
各種講座の開催(参加者数)	10回(307人)	4回(217人)	5回(280人)
相談件数	299件	325件	364件
候補者調整会議(調整件数)	9回(22件)	11回(36件)	11回(25件)

⑮ 成年後見事業

社協では、成年後見人や市民後見人の監督人業務を実施しているほか、わたしの望みノートの作成等、意思決定支援業務を行っています。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受任調整会議数(内審査数)	2回(2件)	1回(1件)	0回(0件)
後見人受任件数(内新規)	16件(6件)	14件(8件)	12件(1件)
監督人受任件数(内新規)	6件(3件)	9件(3件)	10件(3件)

⑯ 市民後見人推進事業

新たな担い手としての市民後見人の養成や支援を行っています。

市民後見人養成研修(令和6年6月15日～令和7年9月11日)

回数	[座学研修] 入門講座2回、実践研修7回/[現任訓練] 延10回
内容	[座学研修] 市民後見・成年後見概論, 対象者理解や援助の基礎, 成年後見制度や関係制度・法律, 地域福祉・権利擁護の理念, 成年後見の実務, 後見人活動の実際や市民後見人の心構え等 [現任訓練] 柏市社協が行う法人後見業務への同行や各種演習等
受講者数	6名(1名途中辞退)

⑰ 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、財産管理、財産保全サービスを行い、地域で自立した生活ができるように支援しています。

ア 相談件数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計相談件数	144件	121件	119件
[相談者] 本人 親族 ケアマネ等	13件 131件	17件 104件	10件 109件
[対象者] 高齢者 知的障害者 精神障害者 その他	102件 8件 21件 13件	67件 3件 20件 31件	82件 7件 15件 15件

イ 訪問調査件数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実件数	158件	172件	119件
延訪問調査回数	236回	260回	216回

ウ 契約件数

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末契約件数	108件	105件	88件
内新規契約件数	19件	17件	9件
年度内解約件数	29件	20件	26件

⑱ 沼南地域包括支援センター

沼南圏域を担当し、高齢者の総合相談・権利擁護、要支援1・2及び虚弱な高齢者の介護予防プラン作成、介護予防の啓発、認知症総合支援と理解の促進及びケアマネージャー支援を実施しています。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、各種保健・医療・福祉を中心としたネットワークづくり、ニーズに対応する社会資源の開発を行っています。

ア 相談件数、権利擁護（虐待、措置入所調整、成年後見市長申立相談支援）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数 (沼南社会福祉センター)	1,245件	1,510件	1,642件
相談受付件数（高柳相談窓口）	596件	702件	823件
権利擁護対応件数	5件	4件	10件

イ 指定介護予防支援事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援ケアプラン請求件数	1,927件	2,111件	2,171件
要支援ケアプラン委託件数	2,520件	2,373件	2,459件

⑲ 沼南社会福祉センター設置経営事業

レクリエーション室・調理実習室・研修室・会議室の貸出を行っています。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数・人数	927件 9,680人	987件 10,596人	904件 8,885件

⑳ 老人福祉センター管理経営事業（指定管理者）

3施設の管理・経営し、介護予防・世代間交流事業を実施しています。

※3施設の介護予防・世代間交流事業 全51事業 17,906人参加

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
柏寿荘	16,650人	17,314人	16,960人
南部老人福祉センター	39,725人	42,652人	43,901人
沼南老人福祉センター	27,667人	29,356人	27,460人
計	84,042人	89,322人	88,321人

指導監査課事業概要

指導監査 課	法人担当	<p>1 社会福祉事業者等に係る苦情及び事故報告に関すること。</p> <p>2 社会福祉法人の設立に係る許可並びに認可，届出及び証明事務に関すること。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人の設立に係る認定，認可及び届出に関すること。</p> <p>4 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等の計画策定に関すること。</p> <p>5 社会福祉法人に対する指導監査等の実施に関すること。</p> <p>6 有料老人ホームの届出，立入検査等に関すること。</p> <p>7 保護施設及</p>
	介護事業者担当	<p>8 老人福祉施設等の認可，届出，指導監査等に関すること。</p> <p>9 介護サービス事業者等の指定，許可及び届出に関すること。</p> <p>10 介護サービス事業者等の指導監査等に関すること。</p> <p>11 介護サービス事業者の業務管理体制に係る届出，立入検査等に関すること。</p>
	障害事業者担当	<p>12 障害者支援施設の許可，届出，指導監査等に関すること。</p> <p>13 障害福祉サービス事業者等の指定，許可及び届出に関すること。</p> <p>14 障害福祉サービス事業者等の指導監査等に関すること。</p> <p>15 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る届出，立入検査等に関すること。</p>
	保育施設担当	<p>16 私立保育園等の認可及び認定に関すること。</p> <p>17 特定教育・保育施設等の指導監査に関すること。</p> <p>18 認可外保育施設の立入調査に関すること。</p> <p>19 特定子ども・子育て支援施設の指導監査に関すること。</p>

1 社会福祉法人の認可等

(1) 社会福祉法人の認可

柏市が所管する社会福祉法人（柏市に本部があり，柏市内でのみ事業を実施している社会福祉法人）は令和7年4月1日現在で24あります。

新たな社会福祉法人の設立認可申請があれば，社会福祉法等の規定を満たしているかを審査し，設立の認可決定を行います。また，社会福祉法人設立後，定款の変更や法人の解散・合併の認可決定並びに役員等の変更届の受理を行います。

■柏市が所管する社会福祉法人

社会福祉法人名	本部所在地	主な施設（種別）
千葉県厚生事業団	十余二175-42	(特別養護老人ホーム・養老)ひかり隣保館，ひかり隣保館保育園
桐友学園	大津ヶ丘2丁目19-5	(障害者支援施設)沼南育成園 (福祉型障害児入所施設)桐友学園 (障害福祉サービス事業所)青和園
柏市社会福祉協議会	柏5丁目11-8	社会福祉協議会業務
望陽会	みどり台1丁目3-1	(特別養護老人ホーム・ケアハウス)望陽荘
千草会	大青田1507-8	おお田保育園，花の井保育園，北の杜保育園
あいみ福祉会	大津ヶ丘3丁目3-2	あいみ保育園
豊珠会	篠籠田1390	(特別養護老人ホーム)八幡苑，藤心八幡苑，大津川八幡苑，八幡苑然然
緑の会	逆井341	(障害福祉サービス事業所)いずみ園 (障害者グループホーム)増尾台 ウィズホーム
清泉会	手賀1682	(特別養護老人ホーム)アネシス
美野里会	酒井根45-1	(特別養護老人ホーム)輝陽園 (ケアハウス)つるの家
沼風会	箕輪585	(特別養護老人ホーム)沼風苑
かたくり会	高田1039-4	(障害福祉サービス事業所)一ツ木園，ひびき園，あすか園，ひまわり園，美南園
敬愛会	高田1032-1	(特別養護老人ホーム)ハートかしわ
大和会	藤ヶ谷1076-3	(特別養護老人ホーム・ケアハウス)沼南の里
マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1113-2	(特別養護老人ホーム)マザーズガーデン
新柏会	中原1815-5	(特別養護老人ホーム)新柏ヴィヴァンホーム，ヴィヴァン保育園，ヴィヴァン亀甲台保育園
恵史会	豊平町411-30	吉野沢保育園

西口の杜	布施1211-1	西口保育園
楡の木会	戸張1588-2	とばり保育園
みどりの杜	東中新宿3丁目23-1	柏みどり保育園
青葉会	十余二175-66	(障害福祉サービス事業所) WITH US, 自閉症サポートセンター, (障害者グループホーム) あおばグループホーム
創仁会	酒井根24	(医療型障害児入所施設) 東葛医療福祉センター光陽園
ぶるーむ	中原1817-1	(障害福祉サービス事業所) アライブ, オレンジ
高柳福祉会	高柳668-1	(障害福祉サービス事業所) わかたけ社会センター, (障害者支援施設) ばんぶーはうす, 咲保育園

■社会福祉法人設立認可件数

年度	設立認可件数
令和4年度	0件
令和5年度	0件
令和6年度	0件

(2) 社会福祉法人等の指導監査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、社会福祉法や老人福祉法などの関係法令の規定に基づき、社会福祉法人をはじめ、社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）に対して実地監査や特別監査を行います。

監査方法は、法人に対しては、資金の管理内容とともに、評議員・役員の任命、評議員会・理事会の開催状況やその審議内容等を確認しています。また、社会福祉施設に対しては、適正な施設運営や適切な入所者処遇が確保されているかどうかを施設等に直接立ち入り又は書面にて、確認しています。

監査結果により、改善すべき指摘事項があった場合には、口頭や文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■社会福祉法人等の実地監査の状況

種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社会福祉法人	法人数	24	24	24	
	実地監査件数	10	7	6	
社会事業授産施設(※)	施設数	1	1	1	
	実地監査件数	1	1	1	
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	施設数	24	26	28
		実地監査件数	1	10	8
	養護老人ホーム	施設数	1	1	1
		実地監査件数	0	0	0

ケアハウス	施設数	4	4	4
	実地監査件数	0	0	1

※令和4年度まで生活支援課が指導監査を実施

2 有料老人ホーム

(1) 有料老人ホームの届け出

老人福祉法に定める有料老人ホームの設置等の届け出を受けた際には、その施設内容や運営が「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」や「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しているかを確認し、必要な場合には指導・助言を行っています。

■有料老人ホーム等の新設、廃止の状況

年 度	有料老人ホーム			サービス付き高齢者向け住宅		
	新設	廃止	年度末 施設数	新設	廃止	年度末 施設数
令和4年度	2	0	37	1	0	43
令和5年度	3	0	40	1	1	43
令和6年度	2	1	41	1	0	44

※事業譲渡による新設・廃止件数を除く

(2) 有料老人ホームの立入検査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」に基づき、有料老人ホームが「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」や「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿って適切に運営されているかを立入検査により確認し、改善を要すると認められる場合は必要な指導・助言を行っています。また都市部住宅政策課所管の「サービス付き高齢者向け住宅」についてもあわせて立入検査を行っています。

■有料老人ホーム等への立入検査実施状況

年 度	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	施設数※	立入検査件数	施設数※	立入検査件数
令和4年度	35	14	42	16
令和5年度	37	17	43	12
令和6年度	40	10	43	18

※計画を作成した4月1日時点での施設数

3 介護サービス事業者

(1) 介護サービス事業者の指定

介護保険法に基づき介護保険サービスを行う、介護サービス事業者の指定を行っています。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営が厚生労働省の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■介護サービス事業者の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和6年度末 事業者数
	指定数	廃止数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
居宅サービス	22	9	27	18	14	13	366
介護予防サービス	8	2	16	8	3	3	167
総合事業	19	8	19	14	9	22	261
居宅介護支援	4	4	6	2	4	7	122
介護予防支援	0	0	0	0	1	0	22
施設サービス	2	0	2	0	2	0	34
地域密着型サービス	7	4	13	8	3	10	117
地域密着型介護予防 サービス	1	0	2	1	0	0	39
計	63	27	85	51	36	55	1128

(2) 介護サービス事業者の運営指導

介護サービスの質の確保や介護保険給付の適正化を図ることを目的に、介護サービス事業が介護保険法や厚生労働省の定める基準等に適合しているか、実地での記録の確認等を行い、必要に応じた指導を行っています。

■介護サービス事業者の運営指導実施数

事業者の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数
居宅サービス	347	13	357	48	365	62
介護予防サービス	152	5	160	24	167	31
総合事業	260	11	270	35	274	33
居宅介護支援	124	6	122	18	125	12
介護予防支援	12	0	12	0	21	1
施設サービス	28	1	30	11	32	11
地域密着型サービス	114	3	119	18	124	19
地域密着型介護予防 サービス	37	0	38	7	39	11
計	1,074	39	1,108	161	1,147	180

※計画を作成した4月1日時点での事業者数

4 障害福祉サービス事業者等

(1) 障害福祉サービス事業者の指定

障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等を行う事業者の指定を行っています。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営が厚生労働省の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■障害福祉サービス事業者の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和6年度末 事業者数
	指定数	廃止数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
居宅介護	7	3	4	7	1	3	87
重度訪問介護	2	4	5	4	0	3	65
同行援護	3	3	1	2	0	0	27
行動援護	2	0	1	0	0	0	6
生活介護	4	0	4	0	4	2	43
就労継続支援A型	4	0	1	0	3	0	12
就労継続支援B型	2	0	2	0	1	1	32
就労移行支援	3	0	2	1	2	0	19
就労定着支援	0	0	2	0	1	0	11
療養介護	0	0	0	0	0	0	1
短期入所	4	0	7	1	5	1	33
共同生活援助	7	2	5	3	8	6	49
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	0	2	1	0	0	5
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0	0	1
施設入所支援	0	0	0	0	0	0	2
自立生活援助	1	0	1	0	0	0	2
地域移行支援	1	1	0	0	2	0	15
地域定着支援	1	1	0	0	2	0	15
計画相談支援	6	2	4	3	5	7	37
計	48	16	41	22	34	23	462

(2) 障害児通所支援事業者の指定

児童福祉法に基づき障害児通所支援事業等を行う事業者の指定を行っています。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営がこども家庭庁の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■障害児通所支援事業者等の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和6年度末 事業者数
	指定数	廃止数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
児童発達支援	8	1	7	2	10	9	58

放課後等デイサービス	5	2	8	1	5	8	72
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1
保育所等訪問支援	1	1	0	1	2	1	13
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	0	0	2
障害児相談支援	5	1	3	2	5	5	31
計	19	5	18	7	22	23	177

(3) 障害福祉サービス事業者等の運営指導

障害福祉サービス等の質の確保や自立支援給付の適正化を図ることを目的に、障害福祉サービス事業等が障害者総合支援法，児童福祉法，厚生労働省の定める基準等及び子ども家庭庁の定める基準等に適合しているか，実地での記録の確認等を行い，必要に応じた指導を行っています。

■障害福祉サービス事業者等の運営指導実施数

事業者の区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数
居宅介護	90	27	94	24	89	28
重度訪問介護	71	19	69	17	68	23
同行援護	29	8	29	9	27	10
行動援護	5	2	6	3	6	2
生活介護	36	6	36	8	43	21
就労継続支援 A 型	6	1	8	5	10	3
就労継続支援 B 型	32	5	30	6	32	14
就労移行支援	13	3	16	2	17	9
就労定着支援	8	1	8	0	10	5
療養介護	1	1	1	0	1	0
短期入所	19	5	23	6	29	11
共同生活援助	43	13	45	17	49	17
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	5	0	4	3	5	2
宿泊型自立訓練	1	0	1	0	1	1
施設入所支援	2	0	2	1	2	2
地域移行支援	13	0	13	2	14	5
地域定着支援	13	0	13	2	14	5
計画相談支援	36	7	36	14	42	18
児童発達支援	48	14	51	29	58	23
放課後等デイサービス	70	16	68	32	76	26

医療型児童発達支援	1	0	1	0	1	0
保育所等訪問支援	13	4	13	6	14	6
居宅訪問型児童発達支援	3	1	3	1	2	0
障害児相談支援	24	4	32	8	31	14
計	582	137	602	195	641	254

※計画を作成した4月1日時点での事業者数

5 児童福祉施設等

(1) 保育所等の認可及び認定

保育所等の設置認可・認定申請があった際は、児童福祉法等の規定を満たしているかを審査し、設置の認可・認定を行います。

■私立保育所等の設置認可・認定の状況

年 度	施設種別及び数
令和4年度	幼保連携型認定こども園1園，保育所3園，小規模保育事業A型4園
令和5年度	幼保連携型認定こども園1園，幼稚園型認定こども園2園，保育所2園，小規模保育事業A型1園
令和6年度	幼稚園型認定こども園1園，保育所2園

(2) 保育所等への指導監査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、児童福祉法及び子ども子育て支援法の規定に基づき、保育所等に対して実地監査を行っています。

監査結果により、改善すべき指摘事項があった場合には、文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■保育所等への実地監査実施数

種 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
保育所	74	74	77	77	79	79
小規模保育事業	15	15	17	17	18	18
幼保連携型認定こども園	15	15	16	16	17	17
幼稚園型認定こども園	2	2	2	2	4	4
幼稚園（特定教育・保育施設）	2	2	3	3	2	2
計	108	108	115	115	120	120

(3) 認可外保育施設等への立入調査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、児童福祉法に基づき、認可外保育施設に対して立入調査を行っています。調査方法は、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」に沿って適切に運営されているかを確認し、改善を要すると認められる場合は、文書等により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めるものです。

■認可外保育施設等への立入調査実施数

種 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数※	実施数	施設数※	実施数	施設数※	実施数
その他保育施設	10	12	12	10	10	9
家庭的保育事業	0	1	1	1	3	2
事業所内保育事業	21	21	20	20	19	18
企業主導型保育事業	16	15	14	14	14	14
居宅訪問型事業者	27	0	27	0	29	0
計	74	49	74	45	75	43

※計画を作成した4月1日時点での施設数

(4) 特定子ども・子育て支援施設への指導監査

施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に、子ども・子育て支援法に基づき、指導及び記録の確認等を行っています。

実地指導の結果により、改善を要すると認められる場合は、文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■特定子ども・子育て支援施設への実地指導実施数

種 別	令和5年度		令和6年度	
	対象数	実施数	対象数	実施数
新制度未移行幼稚園	17	3	15	3
預かり保育事業	20	3	22	4
一時預かり事業	21	4	20	3
認可外保育施設	13	4	12	0
事業所内保育施設	21	0	18	4
病児保育事業	1	1	1	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0
計	94	15	89	14

障害福祉課事業概要

障害 福祉課	企画総務 担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害者施策に係る調査及び計画に関する事 2 福祉のまちづくり等に関する事 3 障害者福祉団体に関する事 4 意思疎通支援に関する事 5 教育福祉会館(障害福祉に係るものに限る。)の管理及び運営に関する事 6 柏市自立支援協議会に関する事
	手帳・ 給付担当	<ul style="list-style-type: none"> 7 身体障害者(児)の手帳の認定及び交付に関する事 8 知的障害者(児)の手帳の交付等に関する事 9 精神障害者(児)の手帳の交付等に関する事 10 障害者(児)の手当等の決定及び給付に関する事 11 特別児童扶養手当に関する事 12 心身障害者扶養年金に関する事 13 特定疾病療養者見舞金に関する事 14 重度心身障害者(児)医療費助成に関する事 15 精神障害者(児)の入院医療費助成に関する事 16 自立支援医療(更生医療及び育成医療)に関する事 17 自立支援医療(精神通院)に関する事
	施設管 理・就労 支援担当	<ul style="list-style-type: none"> 18 障害者福祉施設の整備に関する事 19 朋生園及び公有財産(所管に係るものに限る。)に関する事 20 障害者の就労支援に関する事
	権利擁護 担当	<ul style="list-style-type: none"> 21 基幹相談支援センターに関する事 22 委託相談支援事業に関する事 23 障害者の権利擁護及び差別解消に関する事 24 障害者の虐待防止に関する事 25 成年後見制度に関する事
	福祉サー ビス担当	<ul style="list-style-type: none"> 26 介護給付費等の決定及び支給に関する事 27 補装具費等の決定及び支給に関する事 28 障害者の相談支援に関する事 29 障害支援区分の認定及び柏市障害支援区分等審査会に関する事

1 各種相談

(1) 相談・支援の機関

障害者に関する各種相談支援を行う機関が設けられています。

区 分	内 容
障 害 福 祉 課	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付，各種手当や助成金の支給，障害者団体などへの助成を行います。障害福祉サービスや障害児通所支援，補装具，日常生活用具の利用相談や申請手続きを中心とした，障害種別を問わない相談支援を実施するとともに，障害者虐待や差別解消の対応窓口としての相談支援も行っています。また，企業で働くことを希望する障害者の就労支援も行っています。
千葉県精神保健福祉センター	こころの健康づくりから精神障害者の社会復帰まで総合的なメンタルヘルスに取り組む専門機関として，精神保健福祉相談の他，技術指導，教育研修，普及啓発，調査研究，審査等の業務を行っています。
千葉県精神科医療センター	県内の精神科医療の中核的医療機関です。精神科救急医療の提供を主な目的とした病院です。
柏市保健所	地域保健・福祉についての広域的・専門的・技術的な対応をします。精神保健，難病対策，エイズ対策等の保健サービスや食品衛生，生活環境，医事・薬事等に関する監視及び指導・検査業務を行っています。
千葉県柏児童相談所	児童(18歳未満)に関する問題について，家庭その他からの相談に応じて必要な調査や医学的，心理学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定を行い，必要な指導や援助を行う総合的な専門機関です。児童相談所内には必要に応じ児童を一時保護する施設が児童養護施設と同一の基準で設けられています。
千葉県発達障害者支援センターCAS(キャス)	自閉症を中心として発達上の困難を持っている方とその家族支援をする人や機関に対する相談支援を行う機関です。療育支援，就労支援，普及啓発や研修も行っています。
身体・知的障害者相談員	身体障害者や知的障害者に対する相談・支援を行います。

2 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。市に申請し交付を受けます。障害の程度に応じ1級～6級の等級があります。また，手帳の交付申請手続に用いる診断書の作成に関わる料金について5,000円を限度に助成しています。

■身体障害者手帳所持者数（総数推移）

区 分 年 度	障害程度					計
	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語機 能障害	肢体不自由	内部障害	
令和 4 年度	835	1,015	198	5,625	4,624	12,297
令和 5 年度	837	1,025	204	5,552	4,647	12,265
令和 6 年度	838	1,047	199	5,491	4,792	12,367

■身体障害者手帳所持者数（令和 6 年度内訳）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

障害名／等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	253	282	55	81	124	43	838
聴覚・平衡機能障害	24	232	126	298	5	362	1,047
音声・言語機能障害	8	10	117	64			199
肢 体 不 自 由	1,319	1,202	898	1,338	489	245	5,491
内 部 障 害	2,797	80	687	1,228			4,792
合 計	4,401	1,806	1,883	3,009	618	650	12,367

■身体障害者手帳交付診断料補助金支給状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支 給 件 数	874 人	1,066 人	1,035 人
支 給 額	4,309,070 円	5,246,690 円	5,095,060 円

(2) 療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導，相談を行うとともに，各種のサービスを受けやすくするための手帳です。市に申請し，児童相談所や知的障害者更生相談所（障害者相談センター）に進達し，交付を受けます。程度に応じ㉠～B－2までの等級があります。

■療育手帳所持者数

（各年 3 月 31 日現在）

区 分 年 度	障害程度					計
	㉠ (最重度)	A－1 (重度)	A－2 (重度)	B－1 (中度)	B－2 (軽度)	
令和 4 年度	520人	611人	32人	758人	1,214人	3,135人
令和 5 年度	536人	635人	34人	801人	1,289人	3,295人
令和 6 年度	569人	653人	33人	834人	1,356人	3,445人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して各種の支援策を講じるとともに，自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。市に申請し，千葉県審査会を経て，交付を受けます。程度に応じ1～3級までの等級があります。また，手帳の交付申請手続に用いる診断書の作成に関わる料金について5,000円を限度に助成しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年3月31日現在)

年度	障 害 程 度			計
	1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	
令和4年度	522人	2,471人	1,343人	4,336人
令和5年度	510人	2,614人	1,398人	4,522人
令和6年度	534人	2,832人	1,523人	4,889人

※期限切れは含まず

■精神障害者保健福祉手帳交付診断料補助金支給状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	1,701件	2,307人	2,128人
支給額	7,977,080円	10,853,040円	10,249,180円

(4) 手帳による減免制度等

① 運賃・料金等の割引

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対してJR運賃，私鉄運賃，バス運賃，航空運賃，タクシー運賃等の割引，NHK受信料の減免，点字郵便物の無料扱い等。

② 税の減免

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して所得税住民税の障害者控除，自動車税（環境性能割・種別割），軽自動車税（環境性能割・種別割），事業税の減免等。

3 障害者医療

(1) 自立支援医療

障害者総合支援法に基づく公費負担医療で保険診療分の自己負担が1割に軽減されるとともに課税状況に応じて月毎の自己負担上限も設定されます。一定所得以上の方は対象外となる場合があります。申請は柏市役所障害福祉課です。

区 分	内 容
精神通院	通院により精神疾患の治療を受けている方
更生医療	視覚，聴覚，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，小腸機能，免疫機能，肝臓機能のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で，医療によりその障害を取り除く，あるいは軽減できると判断された方
育成医療	18歳未満の方で，現存する疾患を放置すると，将来において視覚，聴覚・平衡機能，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，呼吸器機能，ぼうこう機能，直腸機能，肝臓機能，免疫機能，その他内臓機能障害のいずれかを残す場合に，医療によりほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断された方

(2) 重度心身障害者(児)医療費給付

重度の心身障害者(児)が負担した医療費(健康保険診療分)の自己負担金を除いた医療費を助成。

身体障害者(児)は1・2級, 知的障害者(児)は㊤・㊤-1・㊤-2・A-1・A-2の方, 精神障害者は1級。(新規取得時が65歳以上の場合は対象外)

同一健康保険加入者等の当該年度の市民税所得割額の合計が235,000円未満の方。

※ただし, 対象者が自立支援医療の重度かつ継続に該当する場合は, 所得制限なく助成の対象

※令和2年8月1日より, 精神障害者1級が支給対象

■重度心身障害者医療費支給制度受給資格者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給資格者数	4,405人	4,339人	4,209人
支給額	617,993,661円	651,777,066円	654,164,689円

(3) 精神障害者医療費の助成

精神疾患(精神作用物質による急性中毒・依存症, 知的障害, 認知症を除く。)により入院した場合の医療費(保険診療分)の1/2を助成します。

4 手当等の支給

(1) 市福祉手当

区分	対象	支給月額
寝たきり身体障害者(成人)	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方で, 居宅において寝たきりの症状が概ね6箇月以上続いており, 介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な65歳未満の身体障害者	12,500円
在宅重度知的障害者(成人)	重度以上と判定された在宅の知的障害者※介護保険の給付を受けていない方	12,500円
その他(成人)	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方又は中度以上と判定された知的障害者で上記以外の方	11,000円
児童(20歳未満)の重度	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方, 又は重度以上と判定された知的障害児	14,500円
児童(20歳未満)の中度	身体障害者手帳3・4級の交付を受けた方, 又は中度と判定された知的障害児	13,000円
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の成人及び児童で在宅の方	11,000円

■市福祉手当支給状況(障害者)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
対象者数	寝たきり身体障害者及び在宅重度知的障害者	421人	418人	423人
	その他成人	4,942人	4,830人	4,719人
	精神障害者	435人	417人	421人
支給総額	750,488,000円	747,672,000円	746,485,500円	

■市福祉手当支給状況（障害児）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（児童の重度）	245人	249人	305人
対象者数（児童の中度）	250人	248人	297人
支給総額	76,289,000円	80,797,000円	84,627,500円

(2) 国の福祉手当

対 象		支給月額
障 害 児	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする障害児で、20歳未満の方	18,690円 (市独自の手当3,000円含む) ※令和6年4月支給額変更 18,220→18,690円
特別障害者	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者で、20歳以上の方	31,840円 (市独自の手当3,000円含む) ※令和6年4月支給額変更 30,980→31,840円

(3) 特別児童扶養手当

心身に障害を有する児童（20歳未満）を扶養する方に対し支給、重度は月額56,800円、中度は37,830円を支給します。

※令和7年4月支給額変更 重度：55,350→56,800円

中度：36,860→37,830円

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している方が生存中一定の掛金を拠出すると、亡くなったり、又は重度障害となった場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付される制度。

■心身障害者扶養共済加入状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者数	95人	91人	87人
本人負担金	7,612,030円	7,284,130円	6,840,470円
市負担金	120,335円	134,235円	78,810円

■心身障害者扶養共済支給状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	106人	105人	110人
支給金額	32,290,000円	31,080,000円	34,420,000円

(5) 特定疾病療養者見舞金

千葉県の特典医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者票または柏市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に、年額30,000円を見舞金として支給します。

■特定疾病療養者見舞金支給状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給者数	3,560人	3,724人	3,835人
支給金額	106,800,000円	111,720,000円	115,050,000円

5 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、身体・知的・精神障害の三障害を有する方及び難病患者に対し、在宅や施設における支援が行われています。

■障害福祉サービスの種類

サービス名	内 容	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄，食事などの介護，掃除，買物，調理等の援助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動に著しい困難があり常に介護が必要な方に，自宅で入浴や排泄，食事の介護， や 外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により，移動が著しく困難な方に，外出時における必要な情報の提供や移動の介護を行います。
	行動援護	知的障害，精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に，危険回避のための援助や外出時の移動の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に，昼間，施設で入浴，排泄，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は，生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気の場合などに，短期間，夜間も含めた施設で，入浴，排泄，食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に，夜間や休日，入浴や排泄，食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう，一定期間，身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練をします。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に，就労の機会を提供するとともに，能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して，一般就労に移行した人に就労の継続を図るため，各般の問題に関する相談，指導及び助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	主として夜間に，共同生活を行う住居で，入浴や排泄，食事の介護，相談や日常生活上の援助を行います。

■障害児通所支援の種類

サービス名	内 容
児童発達支援	療育を必要とする未就学児が対象の通所による支援です。
医療型児童発達支援	未就学児で肢体不自由があり機能訓練や医療型支援が必要な方を対象とする児童発達支援です。
放課後等デイサービス	小, 中, 高校生を対象とした放課後や学校の休日向けのデイサービスです。
保育所等訪問支援	保育所, 幼稚園, こども園, 小学校・中学校, 高等学校などに在籍している障害を持った児童・生徒子供に対して, 支援員が在籍園等に訪問して支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で, 児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用するための外出が困難な方に対し, 居宅を訪問し発達支援を行います。

■障害福祉サービス支給決定の状況

(各年度末現在)

	区 分	支 給 決 定 者 数		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護 給付	居宅介護(ホームヘルプ [°])	652人	668人	675人
	重度訪問介護	42人	45人	44人
	行動援護	23人	23人	22人
	重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	同行援護	109人	113人	112人
	療養介護	31人	29人	30人
	生活介護	703人	736人	756人
	短期入所(ショートステイ)	915人	971人	1,020人
	施設入所支援	187人	185人	190人
訓練等 給付	共同生活援助(ク、ルーフ [°] ホーム)	543人	624人	714人
	自立訓練	38人	34人	41人
	就労移行支援	151人	182人	189人
	就労継続支援	830人	894人	984人

■障害児通所支援支給決定の状況

(各年度末現在)

	区 分	支 給 決 定 者 数		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児 通所給付	児童発達支援	679人	854人	955人
	医療型児童発達支援	25人	21人	22人
	放課後等デイサービス	1,048人	1,152人	1,251人
	保育所等訪問支援	248人	304人	351人

6 補装具費の支給

障害の部位を補うことや機能低下への代償、変形への対応などを目的とする補装具の購入や修理に要した費用の一部又は全部を助成しています。

■補装具費支給の状況

区 分	年 度			区 分	年 度		
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
義手	1件	2件	3件	補聴器	151件	162件	166件
義足	34件	31件	27件	車椅子	83件	114件	115件
下肢装具	106件	86件	94件	電動車椅子	36件	26件	35件
靴型装具	35件	45件	36件	座位保持椅子	9件	10件	7件
体幹装具	0件	0件	1件	起立保持具	0件	0件	0件
上肢装具	1件	1件	3件	歩行器	6件	2件	8件
座位保持装置	76件	73件	65件	頭部保持具	7件	4件	6件
視覚障害者用安全杖	17件	28件	29件	排便補助具	0件	0件	0件
義眼	0件	0件	0件	歩行補助杖	1件	8件	0件
車載用座位保持椅子	0件	0件	0件	重度障害者用 意思伝達装置	3件	7件	2件
眼鏡	13件	12件	13件				

7 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて以下の事業が行われています。

事 業 名	内 容
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう専門的職員がいる事業者に委託します。
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置、派遣、要約筆記者の派遣、養成を行います。
日常生活用具費助成金	日常生活の不便の低減と自力での生活の便宜を図るための用具を購入する費用の一部又は全部を助成します。
移動支援事業	重度の下肢障害、体幹機能障害、移動機能障害、知的障害、精神障害1、2級で屋外での移動が困難な方の外出を支援します。
地域活動支援センター	障害者が通所し、創作的活動や生産活動、地域との交流を行う施設です。
日中一時支援事業	障害者(児)を介護している家族等が一時的に介護できない場合に施設等で日中の見守り等を行います。
訪問入浴サービス	家族等の介護者による入浴が困難な場合に、訪問入浴車による自宅での入浴を提供します。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者向けの点字や朗読による広報等を発行します。
奉仕員養成・研修事業	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成のための講習会を開催します。

■意思疎通支援実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手話通訳者派遣延人数	520人	641人	636人
要約筆記者派遣延人数	85人	78人	75人

■日常生活用具費支給の状況

区 分	年 度			区 分	年 度		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	9件	8件	4件	移動用リフト	2件	0件	2件
視覚障害者計時器	8件	3件	8件	移動支援用具	1件	3件	4件
点字タイプライター	0件	1件	0件	居宅生活動作補助用具	6件	6件	10件
電磁調理器	0件	1件	4件	透析液加温器	14件	9件	7件
視覚障害者計体温計(音声式)	6件	2件	3件	酸素ボンベ運搬車	0件	0件	0件
点字図書	0件	0件	0件	ネブライザー	10件	11件	8件
視覚障害者計体重計	2件	2件	2件	火災警報器	0件	1件	0件
視覚障害者用拡大読書器	11件	9件	5件	自動消火器	0件	1件	0件
歩行時間延長信号機用小型送信機	0件	0件	0件	電気吸引器	22件	19件	25件
点字ディスプレイ	1件	2件	0件	訓練いす	0件	0件	0件
視覚障害者用活字文書読上装置	0件	4件	0件	訓練用ベット	0件	0件	0件
聴覚障害者用屋内信号装置	2件	7件	2件	頭部保護帽	13件	21件	9件
聴覚障害者用通信装置(FAX含)	2件	3件	2件	点字器	2件	2件	0件
聴覚障害者用情報受信装置	0件	0件	0件	人工喉頭	5件	7件	7件
便器	0件	0件	0件	収尿器	0件	2件	2件
特殊便器	0件	0件	0件	ストーマ装具	2,325件	1,806件	1,205件
特殊マット	3件	16件	6件	歩行補助杖	0件	2件	2件
特殊寝台	11件	11件	6件	紙おむつ	530件	435件	292件
特殊尿器	0件	0件	0件	視覚障害者用テーブ レコーダー	0件	0件	0件
入浴担架	0件	0件	0件	情報通信支援用具	3件	8件	6件
体位変換器	0件	3件	0件	ICタグレコーダー	0件	0件	0件
携帯用会話補助装置	2件	0件	0件	パルスオキシメ ーター	2件	2件	1件

入浴補助用具	4件	11件	14件	取付費	0件	0件	0件
--------	----	-----	-----	-----	----	----	----

■移動支援事業実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数	4,190人	4,774人	4,792人

■地域活動支援センターの実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数	2,398人	2,301人	2,368人

■日中一時支援事業の実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数	2,496人	2,653人	2,510人

■訪問入浴サービスの実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数	383人	436人	493人

8 その他のサービス

区 分	内 容
心身障害者自動車燃料費の助成	障害者が日常生活に使用する自動車の燃料費の一部（ガソリン54円/リットルと軽油33円/リットルの税相当分）を、年間最大600リットル（所得制限該当者は300リットル）を限度として助成します。
福祉タクシー料金の助成	障害者がタクシーを利用した場合（障害程度に制限がある）年間最大120枚（腎臓障害1級で人工透析治療者は年間最大240枚）の利用券を交付し、乗車1回につき乗車した福祉タクシー運賃から障害者割引を控除した額、ただし迎車料金も運賃に含め（上限は720円）を助成します。※所得制限該当者は、年間最大60枚（腎臓機能障害1級で人工透析治療者は年間最大120枚）
聴覚障害者等ファックス基本料金の助成	聴覚障害者等の日常生活を円滑にし、経済的負担を軽減するため、ファックスの基本料金の一部を助成します。
一時介護委託料助成	在宅障害者（児）を介護している保護者が疾病等の理由により、家庭介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した際の費用の一部を助成します。
ねたきり心身障害者寝具乾燥消毒及び寝具の丸洗い	ねたきりの心身障害者等に対し、使用している寝具の乾燥消毒を行うほか、失禁等があるときは、丸洗いを行います。
障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成	障害福祉サービス事業施設等に通所している方に対し、交通費の一部を助成します。

■心身障害者自動車燃料費の助成

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	3,729件	3,763件	3,730件
支給金額	71,568,772円	71,051,366円	69,409,386円

■福祉タクシー料金の助成

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	82,936件	83,534件	79,006件
支給金額	59,713,620円	58,209,100円	55,498,430円

■聴覚障害者等ファックス基本料金助成

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	93件	86件	82件
支給金額	700,270円	657,870円	657,172円

■一時介護委託料助成

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	763件	697件	726件
支給金額	2,743,426円	2,479,300円	2,379,050円

■寝具乾燥消毒・丸洗い実施状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施 延件数	乾燥消毒	38件	36件	38件
	丸洗い	0件	0件	0件

■障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	949件	1,011件	1,048件
支給金額	14,521,529円	16,077,188円	16,750,598円

9 就労支援事業

柏市内在住で一般企業での就労を希望する15歳以上の身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害者または国が定める難病と診断された方を対象に、就労に関する各事業により、障害者の自立と社会参加を促進します。

(1) 就労支援関連事業

- ① 就労中の方を対象に、ジョブコーチの派遣等による定着支援を実施します。
- ② 企業への普及・啓発活動や障害者雇用に関する相談等を実施します。
- ③ 主に精神・発達障害が疑われる障害者手帳未所持者を対象に就労支援を実施します。
- ④ 社会参加の機会創出や障害理解の推進、市内障害福祉サービス事業所の工賃向上等を実施します。

■就労支援事業実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ジョブコーチ派遣事業 (実人数)	4人	8人	4人
社会参加・就労支援事業 (実人数)	84人	109人	11人

(2) チャレンジドオフィスかしわ（市単独事業）

障害者を市が会計年度任用職員として雇用し、実務経験を活かし、一般企業等への就職を目指します。

■就職実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就職者数	5人	—人	—人

※令和5年度より人事課主管となったため実績なし

生活支援課事業概要

生活支援課	庶務・ 事業担当	<p>1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護金品等の支給に関する事。</p> <p>2 法外援護支給金等の支給に関する事。</p> <p>3 生活保護法の指定医療・介護機関等に関する事。</p> <p>4 生活一時資金の償還に関する事。</p> <p>5 生活保護適正化等事業に関する事。</p> <p>6 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関する事。</p>
	保護第一 担当／ 保護第二 担当	<p>7 法外援護支給金等の決定に関する事。</p> <p>8 中国残留邦人等に関する事。</p> <p>9 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</p> <p>10 無縁者の埋葬等に関する事。</p> <p>11 保護施設及び無料低額宿泊所の利用に関する事。</p> <p>12 ホームレスに関する事。</p>

1 生活保護

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護は、厚生労働大臣が定めた保護の基準に基づき、保護を受けている世帯の金銭又は物品の不足分を補うことにより行われます。

2 対象

生活に困窮する方が、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用し、また民法に定める扶養義務者による扶養や他の法律に定める扶助を受けてもなお国で定めた最低限度の生活が営めない場合、保護の対象となります。

3 保護の種類

種 別	内 容
生活扶助	食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用
教育扶助	学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育を受けるための費用
介護扶助	居宅介護・施設介護を受けるための費用（※現物支給）
医療扶助	病気やけがの治療のための医療にかかる費用（※現物支給）
出産扶助	出産をするための費用
生業扶助	仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

4 生活保護の基準

基準は要保護者の年齢、世帯構成、所在地域等の必要な事情を考慮した上で、健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすものとして定められており、一般の生活水準の動向に対応して改定されています。

■最低生活費（月額）の具体的事例

令和7年度国基準[柏市は2級地-1]（令和7年4月1日現在）

世帯状況		最低生活費	生活扶助	児童養育加算	教育扶助	住宅扶助
標準3人世帯	33歳男(傷病), 29歳女(就労), 4歳子	167,480円	144,290円	10,190円		13,000円
夫婦子2人世帯	35歳男(傷病), 30歳女(就労), 9歳子(小学生), 4歳子	203,440円	166,380円	20,380円	3,680円	13,000円
高齢2人世帯	72歳男, 67歳女	128,230円	115,230円			13,000円
高齢1人世帯	70歳女	84,990円	71,990円			13,000円

- (注) 1 冬季加算は、世帯人数により加算額(月額)が決められ、11月から翌年3月まで生活扶助に加わります。具体的には、1人世帯2,630円、2人世帯3,730円、3人世帯4,240円、4人世帯4,580円、5人世帯4,710円、6人世帯5,010円、7人世帯5,220円、8人世帯5,380円、9人世帯5,560円、10人世帯5,740円、以降、世帯員が1人増すごとに180円を加えます。
- 2 介護保険料を普通徴収で賦課されている場合は、その賦課額を介護保険料加算として生活扶助に加えます。
- 3 住宅扶助の基準額は、13,000円以内となっていますが、厚生労働大臣が世帯人数で別に定めた額があります。このため、現実的には、1人世帯41,000円以内、2人世帯49,000円以内、3～5人世帯53,000円以内、6人世帯57,000円以内、7人以上の世帯64,000円以内となります。また、世帯員の状況、当該地域の住宅事情により限度額を超えることがやむを得ないと認められる場合は、特別基準を適用しています。
- 4 上表の教育扶助には、小中学校の給食費を含めていませんので、給食費の実額が加わります。
- 5 生活保護費として給付する額は、世帯員全員の給料等の勤労収入、年金、手当、仕送りなど、あらゆる収入の合算額が最低生活費に足りない額になります。
- なお、給料等の勤労収入には、収入に応じた額が勤労控除として収入から除外して算定することとしています。

5 法外援護

被保護者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、一般世帯との水準格差を補うために行っています。

種 別	内 容 と 支 給 額						
出 産 料 差 額	出産料として請求された額又は柏市国民健康保険条例(昭和63年柏市条例第8号)第5条第1項に定める額のいずれか低い額と生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める出産扶助基準の額(以下「出産扶助基準額」という。)との差額。ただし、この差額が50,000円に満たない場合は、出産料として請求された額と出産扶助基準額との差額又は50,000円のいずれか低い額						
修 学 旅 行 支 度 金	<table border="0"> <tr> <td>修学旅行に参加する小学生</td> <td>小学生1人当たり</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>又は中学生</td> <td>中学生1人当たり</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	修学旅行に参加する小学生	小学生1人当たり	3,000円	又は中学生	中学生1人当たり	5,000円
修学旅行に参加する小学生	小学生1人当たり	3,000円					
又は中学生	中学生1人当たり	5,000円					

6 保護の動向

近年の動向としては、平成20年秋からの経済情勢の悪化に伴い保護開始件数が急増していましたが、平成22年度後期からは、やや緩やかな増加となっています。今後は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への引き下げにより雇用情勢が変化するものの、長引く物価高騰の影響により、生活保護開始件数の更なる増加が推測されます。

一方、世帯類型別では、高齢者世帯が全体の約半数を占め、令和2年度からその他世帯が増加しています。今後も、高齢化社会の進展も相まって引き続き増加することが推測されます。

■保護世帯数等

(各年度末福祉行政報告例)

年 度	世 帯 数 (世帯)	人 員 (人)	保 護 率 (千人当たり) (%)	開 始 件 数	医 療 扶 助 率 (%)	対前年度伸び率 (%)		
						世 帯	人 員	開 始
令和4年度	4,030	4,987	11.55	595	85.6	2.7	1.7	-1.9
令和5年度	4,103	5,021	11.60	604	87.3	1.8	0.7	1.5
令和6年度	4,300	5,230	12.4	656	88.0	4.8	4.1	8.6

■世帯類型別の構成割合

(令和6年8月福祉行政報告例)

区 分	全 国	千葉県	柏 市
高 齢 者	55.2%	52.7%	50.1%
母 子	3.8%	3.6%	3.4%
傷 病 障 害	25.1%	24.9%	26.2%
そ の 他	15.9%	18.8%	20.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%

■高齢者・母子世帯の推移

(各年度8月分福祉行政報告例)

	高 齢 者	母 子
令和4年度	49.8%	4.1%
令和5年度	50.4%	3.9%
令和6年度	50.1%	3.4%

■被保護世帯・人員の推移

区 分		年 度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口（各年度3月1日）		432,540	434,023	436,292
被 保 護 世 帯 数		4,030	4,103	4,300
被 保 護 実 人 員		4,987	5,021	5,230
保 護 率（‰）		11.55	11.60	12.04
生 活 扶 助 人 員		4,347	4,401	4,508
教 育 扶 助 人 員		268	236	231
住 宅 扶 助 人 員		4,440	4,490	4,570
介 護 扶 助 人 員		1,060	1,130	1,216
医 療 扶 助 人 員		4,269	4,384	4,590
医 療 扶 助 率（％）		85.6	87.3	87.7

■保護の開始、廃止

区 分		年 度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 護 開 始	世帯数	595	604	656
	人員	726	721	800
保 護 廃 止	世帯数	494	531	457
	人員	562	634	532

扶助別・区分		年 度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
生 活 扶 助 費	延人員	51,452人	52,143人	52,891人
	金額(円)	2,594,179,109円	2,667,484,936円	2,739,340,405円
委 託 事 務 費	延人員	254人	264人	244人
	金額(円)	5,852,580円	5,777,150円	5,208,640円
教 育 扶 助 費	延人員	3,055人	2,845人	2,564人
	金額(円)	29,067,552円	27,054,955円	26,011,843円
住 宅 扶 助 費	延人員	52,531人	53,290人	54,290人
	金額(円)	1,722,523,250円	1,757,288,562円	1,793,780,071円
医 療 扶 助 費	延人員	50,925人	52,311人	54,486人
	金額(円)	3,990,798,680円	4,266,112,599円	4,322,724,050円
介 護 扶 助 費	延人員	12,516人	13,220人	14,296人
	金額(円)	341,775,633円	350,616,978円	346,224,578円
出 産 扶 助 費	延人員	1人	0人	0人
	金額(円)	6,000円	0円	0円
生 業 扶 助 費	延人員	1,115人	1,020人	1,023人
	金額(円)	14,167,943円	12,660,543円	13,161,481円
葬 祭 扶 助 費	延人員	94人	64人	80人
	金額(円)	24,912,967円	20,549,380円	25,288,002円
就 労 自 立 給 付 金	実人員	49人	70人	68人
	金額(円)	2,200,237円	3,677,407円	3,143,054円
進 学 準 備 給 付 金	実人員	6人	7人	7人
	金額(円)	800,000円	900,000円	1,300,000円
施 設 事 務 費	延人員	198人	199人	168人
	金額(円)	29,969,613円	30,325,779円	26,814,600円

扶 助 費 計	延人員 金額 (円)	172,196人 8,756,253,564円	175,433人 9,142,448,289円	180,136人 9,302,996,724円
法 外 援 護 費	実人員 金額 (円)	26人 897,910円	18人 87,000円	19人 99,030円
計	延人員 金額(円)	172,222人 8,757,151,474円	175,451人 9,142,535,289円	180,155人 9,303,095,754円

■生活保護扶助別、延人員及び扶助費支出状況

7 施設措置状況

日常生活を独立して行うことができない要保護者のための生活施設です。
千葉県内の4施設に入所しています。

■施設措置状況

(令和6年4月1日現在)

施 設 名	種 類	所在地及び設置主体	定員	措置人員
房 総 平 和 園	救護施設	大網白里市(社会福祉法人)	100人	2人
松 風 園	〃	千葉市(社会福祉法人)	96人	4人
厚 生 園	〃	香取市(社会福祉法人)	100人	1人
猿 田 の 丘 な で し こ	〃	銚子市 (社会福祉法人)	50人	0人
計			346人	7人

8 行旅病人及び行旅死亡人

救護者のない行旅中の病人及び引取者のない身元不明死亡人を行旅病人及び行旅死亡人取扱法により取り扱います。

■行旅病人及び死亡人数推移

X 区 分	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	行 旅 病 人		0人	0人
行 旅 死 亡 人		16人	13人	30人
取 扱 い 費 用		4,033,526円	3,443,544円	6,563,935円

9 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方などに対し、自立などを目的として次の事業を行います。

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者の方の相談に応じて、課題の解決、自立へ向けたプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。

(2) 住居確保給付金

離職などによって住居を失うおそれのある方や、失った方に対して、家賃補助により再度の就職や増収を支援します。また、転居に伴う支出の削減が見込まれる方に対しては、転居費用補助により家計の改善を支援します（補助額は限度があります）。

(3) 就労準備支援事業

様々な理由により就労が困難な方に対して、コミュニケーション能力の向上や、不規則な生活の改善、事業所での就労体験など、就労に向けた基礎能力の形成を支援します。

(4) 家計改善支援事業

金銭管理など家計に問題を抱える方に、収支状況の把握と改善の手助け、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを行います。

(5) 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の中学校2年生（選択制）・3年生、高校生（前年度までの利用者）を対象に学習支援を実施します。また併せて社会的な居場所づくりを支援し、子どもの健全育成を目指します。

■生活困窮者自立支援事業実施状況

区 分				年 度		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談受付件数				1001件	948件	905件
プラン作成件数				434件	302件	336件
住居確保給付金				207件	49件	36件
就労準備支援事業				57件	70件	78件
家計改善支援事業				123件	131件	139件
一時生活支援事業				10件	26件	29件
学習支援事業	最終参加者数	中学校	1年生	—	—	—
			2年生	—	45人	61人
			3年生	112人	107人	106人
		高校生（前年度利用者のみ対象）		102件	95人	102人
	高校進学者数		106人	83人	83人	

こども部

こども政策課事業概要

こども政策課	企画政策担当	1 子ども・子育て支援に係る計画に関すること。 2 柏市子ども・子育て会議に関すること。 3 子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関すること。 4 健康医療部，福祉部及びこども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関すること。 5 部内の事業調整及び庶務に関すること。
	複合施設担当	6 複合施設の設置準備に関すること。 7 複合施設の整備に関すること。 8 複合施設の管理及び運営に関すること。

1 児童の年齢別人口

児童が、心身ともに健やかに生まれ、育成されるとともに、その生活が保障され、愛護されなければならないという児童福祉の理念の下に、各種の福祉施策が図られています。

児童福祉法における児童とは、満18歳に満たない者をいい、次のように分けられています。

- ・乳児：満1歳に満たない者
- ・幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・少年：小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

(各年度3月31日現在) 単位：人

年齢	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	2,947	2,896	2,754
1	3,305	3,130	3,133
2	3,385	3,378	3,200
3	3,555	3,450	3,460
4	3,631	3,567	3,489
5	3,800	3,670	3,610
小計	20,623	20,091	19,646
6	3,689	3,821	3,709
7	3,893	3,719	3,848
8	3,849	3,912	3,751
9	3,621	3,853	3,916
10	3,739	3,642	3,882
11	3,733	3,754	3,648
12	3,869	3,739	3,778
13	3,932	3,883	3,766
14	3,943	3,935	3,883
15	3,851	3,967	3,963
16	3,749	3,858	3,967
17	3,713	3,755	3,865
計	66,204	65,929	65,622

2 子育て支援事業

子育て支援情報の提供

① かしわこそだてハンドブックの発行

市内の子育て情報を一元化した「かしわこそだてハンドブック」を官民協働事業により、市の財政負担なしで毎年発行し、公共施設や子育て関連施設で配布しています。

② 子育てサイト「はぐはぐ柏」の運営

市の子育て支援情報や市民活動団体の情報も取り入れた子育てサイトを運営し、妊娠・出産・子育てに関する行政情報、児童センター等のイベント情報等の発信を行っています。

■サイトへのアクセス件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2,047,833	1,898,759	1,813,893	1,724,657

③ LINE公式アカウント、Instagramアカウントによる子育て情報の配信

平成29年6月から、無料コミュニケーションアプリ「LINE公式アカウント」（令和5年5月に「柏市公式LINEアカウント」に統合）、令和4年9月から、「Instagramアカウント」を活用し、イベントや子育て支援サービスなどの子育て情報を配信しています。

子育て支援課事業概要

子育て支援課	子育て支援担当	1 子育て支援事業に関する事 2 児童センターの管理及び運営に関する事 3 子育て支援に関する人材育成に関する事 4 子育て支援の啓発に関する事
--------	---------	---

1 子育て支援事業

(1) 児童センター

就学前の子どもと保護者の支援、18歳までの子どもの居場所、地域の人たちとのふれあいの場の提供を行っています。子どもが自由に利用できるほか、各年齢・親子などを対象に各種の行事を行っています。また、公園等で未就園児親子の遊びや交流の時間を提供する「ふれあい親子広場わいわい」や親支援事業としてBPプログラムやペアレント・プログラムなどを行っています。

■所在地等

センター名	住 所	電 話
しこだ児童センター	篠籠田 609-5	7145-2522
豊四季台児童センター	かやの町 2-26	7144-5363
永楽台児童センター	永楽台 2-11-25 (永楽台近隣センター内)	7163-4050
高柳児童センター	高柳 1652-1	7190-1348
光ヶ丘遊戯室	光ヶ丘団地 200-5 (光ヶ丘近隣センター内)	7170-7600
南部こどもの広場	新逆井 2-5-13 (南部近隣センター内)	7173-1333
布施遊戯室	布施 1196-5 (布施近隣センター内)	7135-3960

■利用者数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数
しこだ児童センター	293日	15,905人	298日	20,963人	297日	24,036人
豊四季台児童センター	297日	14,624人	298日	15,265人	297日	17,126人
永楽台児童センター	347日	10,922人	348日	11,113人	347日	11,659人
高柳児童センター	297日	11,381人	298日	14,944人	297日	17,480人
光ヶ丘遊戯室	302日	4,491人	304日	6,977人	300日	7,205人
南部こどもの広場	347日	19,751人	348日	23,829人	347日	27,906人
布施遊戯室	347日	4,101人	348日	5,659人	347日	5,835人

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 目的

子育て親子の孤立化、子育てに関する不安や負担感の軽減を目的に、乳幼児の保護者同士が支え合い、子ども同士も育ち合う関係をつくることのできるよう、気軽に親子が集える場の提供を行っています。

② 事業の内容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

■所在地等

拠点名	住 所	電 話
はぐはぐひろば沼南	風早 1-2-2 (沼南社会福祉センター内)	7128-5665
はぐはぐひろば柏たなか	大室 1 丁目 4 (柏市地域子育て支援施設内)	7136-1501

■利用者数

拠点名	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数
はぐはぐひろば沼南	293 日	13,966 人	290 日	18,449 人	291 日	20,944 人
はぐはぐひろば柏たなか	290 日	17,280 人	269 日	19,863 人	291 日	25,079 人

※はぐはぐひろば沼南は、平成28年5月開設。はぐはぐひろば若柴（現：はぐはぐひろば柏たなか）は、平成29年11月開設。

(3) 乳幼児一時預かり事業

① 目的

家庭における保育が一時的に困難となっている乳幼児を預かることにより、子育て中の保護者を支援するとともに、その負担を軽減することを目的としています。

② 事業内容

生後6か月から就学前までの児童を、預かりの理由は問わず、1時間単位で預かります。

■所在地等

施設名	住 所	電 話
はぐはぐポケット中央	柏四丁目9番7号 (柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1階)	7128-6586

■活動実績

年度	登録者数	利用者数
令和4年度	280 人	1,343 人
令和5年度	266 人	1,749 人
令和6年度	624 人	2,716 人

(4) ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)

82ページ (11 柏市社会福祉協議会との連携・支援) 参照

(5) ブックスタート事業

絵本を介して親子が向き合い、目と目を合わせて「ことばかけ」をすることにより、親子の絆が結ばれ、より深まることを目的とする活動を実施しています。

柏市では、1歳6か月児健康診査の際に、ボランティアがブックスタートの意義などを伝えながら、地域の親子みんなにふれあいのきっかけとして絵本を手渡しています。

■活動実績

年度	受取者数	読み聞かせ活動参加ボランティア(延べ)
令和4年度	3,194人	21人
令和5年度	3,134人	210人
令和6年度	2,988人	210人

(6) 遊びの広場

① 目的

子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、子どもの主体的な遊びを促進し、保護者相互の交流を支援することを目的としています。

② 事業内容

小学校3年生までの児童及び保護者を対象に、屋内にある公園として、気軽に立ち寄り、遊べる場を提供しています。

■所在地等 (令和6年4月1日開設)

施設名	住所	電話
遊びの広場	柏四丁目9番7号 (柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1階)	7128-6573

■活動実績

年度	開館日数	利用者数
令和6年度	308日	59,040人

こども福祉課事業概要

こども 福祉課	給付担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当及び遺児等養育手当等の支給に関するこ と。 2 ひとり親家庭等医療費等助成に関するこ と。 3 児童手当の支給に関するこ と。 4 子ども医療費助成に関するこ と。
	支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 5 助産施設に関するこ と。 6 母子・父子自立支援相談に関するこ と。 7 ひとり親家庭等の自立支援に関するこ と。 8 母子父子寡婦福祉資金に関するこ と。 9 こどもの貧困対策に関するこ と。

1 ひとり親家庭の子育て支援

児童を扶養しているひとり親家庭について、児童の育成や生活の安定向上を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が制定され、その福祉増進のための施策が図られています。対象は、次のとおりです。また、この法律による「児童」とは20歳未満のかたをいいます。平成26年10月の法改正により、父子家庭も含め、ひとり親家庭の支援を行っています。

(ひとり親家庭の対象)

- ・離婚し、現在も内縁関係含め婚姻していないかた
- ・配偶者が死亡したかた
- ・未婚で母または父になり児童を扶養しているかた
- ・配偶者が重度障害にあるかた
- ・配偶者の生死が明らかでないかた
- ・配偶者から引き続き1年以上遺棄されているかた
- ・配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているかた 等

(1) ひとり親世帯等の状況

ひとり親世帯となった原因の多くは離婚によるものです。

その他の原因には死亡によるもの、未婚の母による出産等があります。

■母子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）

区 分 年 度	総 数	離 婚	死 亡	未婚の母	遺 棄	その他
令和4年度	1,855	1,568	21	207	5	54
令和5年度	1,777	1,499	20	201	5	52
令和6年度	1,770	1,503	20	190	4	53

■父子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）

区 分 年 度	総 数	離 婚	死 亡	未婚の父	遺 棄	その他
令和4年度	72	66	2	0	1	3
令和5年度	71	65	3	0	0	3
令和6年度	71	67	2	0	0	2

■養育者世帯の世帯数（児童扶養手当受給世帯）

年度	区分	総数
令和4年度		7
令和5年度		7
令和6年度		7

※「その他」…拘禁、障害、保護命令及び要件が重複する世帯数

※児童扶養手当受給世帯数（福祉行政報告例第 61 表より作成）

(2) 児童扶養手当

ひとり親家庭等において、その児童を養育するひとり親、または、父母にかわって児童を養育しているかたに対し手当を支給して、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

① 受給資格

18歳到達年度の3月末日までの児童、又は20歳未満の心身に基準以上の障害のある児童で、次のいずれかに該当する児童を養育するひとり親家庭等です。

※平成22年8月から父子家庭も支給対象となりました。

ア 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

イ 父または母が死亡した児童

ウ 父または母から1年以上遺棄されている児童

エ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童

オ 父または母が1年以上拘禁されている児童

カ 父または母の生死が明らかでない児童

キ 婚姻によらないで生まれた児童

ク 出生の事情がわからない児童

ケ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月以降）

② 手当額

受給資格者及び扶養義務者の所得により、全部支給、一部支給又は支給されない場合があります。

ア 児童1人の場合、45,500円（一部支給45,490円～10,740円）

イ 児童2人の場合、56,250円（一部支給56,230円～16,120円）

ウ 児童3人の場合、62,700円（一部支給62,670円～19,350円）

※ウは、令和6年11月以降、67,000円（一部支給66,970円～21,500円）

■支給実績

（単位：円，人）

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算	その他	計
R4	金額	530,323,400	326,882,490	84,605,500	14,963,600	17,487,490	974,262,480
	延人数	12,328	11,750	9,414	2,658	749	36,899
R5	金額	521,259,300	319,747,750	85,669,830	15,285,970	21,462,660	963,425,510
	延人数	11,854	11,290	9,151	2,654	740	35,689
R6	金額	542,232,858	309,472,460	84,863,750	18,243,980	22,387,820	977,200,868
	延人数	11,952	10,548	8,763	2,500	792	34,555

※平成29年度実績から児童扶養手当法「13条の2」及び「13条の3」については、「その他」に表記しています。

(3) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金等の貸付けや日常生活上の悩みや困りごとの相談に応じています。

■相談状況（相談回数）

（単位：件）

年度	住宅	DV	求職	養育費	教育	貸付	生活保護	その他	計
R4	66	160	192	43	182	101	19	858	1,621
R5	42	133	192	57	258	170	11	1,042	1,905
R6	111	144	232	146	276	99	12	1,499	2,519

(4) 母子家庭（父子家庭）自立支援給付金事業

① 高等職業訓練促進給付金

対象資格を取得するために6か月以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。申請には、母子・父子自立支援員との事前相談が必要になります。

ア 対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母で以下の条件を全て満たすかた

(ア) 本人所得が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準であるかた

（児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り引き続き本給付金の受給が可能）

(イ) 過去にこの訓練促進給付金を受給していないかた

(ウ) 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるかた

(エ) 就業（または育児）と修業の両立が困難であると認められるかた

イ 対象資格

・ 6か月以上の修業期間を要する国家資格（一部県知事免許含む）

（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）

・ 雇用保険制度の指定講座で、受講期間が6か月以上の一部の講座（一般教育訓練の「情報関係」に分類される講座、特定一般教育訓練または専門実践教育訓練の対象講座）

ウ 支給額

市民税非課税世帯 月額 100,000円

市民税課税世帯 月額 70,500円

（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額40,000円増額）

エ 支給期間

修学期間の全期間（ただし、上限48月）

オ 支給実績

(単位：人，円)

年度	区 分	人 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R4	人 数	24	看護師10，准看護師4，美容師2， 保育士4，歯科衛生士3，社会福祉士1
	支 給 額	22,488,500	
R5	人 数	17	看護師9，准看護師3，美容師1， 保育士2，歯科衛生士1，社会福祉士1
	支 給 額	20,578,000	
R6	人 数	17	看護師 10，准看護師 1，保育士 1，歯 科衛生士 1，社会福祉士 1，精神保健福 祉士 1，Webクリエイター2
	支 給 額	21,077,000	

② 高等職業訓練修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関の全課程を修了し，修学開始時と修了時ともに受給要件を満たしているかたに給付金を支給します。

ア 支給額

25,000円（市民税が非課税の場合は50,000円）

イ 支給実績

(単位：人，円)

年度	区 分	人 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R4	人 数	5	看護師3，准看護師2，
	支 給 額	175,000	
R5	人 数	6	看護師1，准看護師1，美容師1， 保育士1，歯科衛生士2
	支 給 額	250,000	
R6	人 数	5	看護師 1，准看護師 1，歯科衛生士 1， 保育士 1，美容師 1
	支 給 額	225,000	

③ 母子家庭（父子家庭）自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した際に給付金を支給します。申請には，母子・父子自立支援員との事前相談が必要になります。

ア 対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母で，以下の条件を全て満たすかた

- (ア) 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けているかた
- (イ) 給付金の利用が初めてのかた
- (ウ) 資格の取得が見込まれるかた
- (エ) 同じ趣旨の制度を現在利用していないかた
- (オ) 19歳までの児童を扶養しているかた（講座修了時も）

イ 対象資格

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

ウ 支給額

助成対象経費の60%相当額（12,000円を超えない場合は対象外）

雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のあるかたは，教育訓練給付金との差額を支給します。

エ 支給実績

(単位：人，円)

年度	区 分	人 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R4	人 数	2	介護職員初任者研修1, 介護職員実務者研修1
	支 給 額	83,799	
R5	人 数	6	介護職員初任者研修1, 介護福祉士実 務者研修3, 社会保険労務士1, 大型一 種免許1
	支 給 額	416,746	
R6	人 数	1	介護福祉士試験対策 1
	支 給 額	78,012	

(5) 高等職業訓練促進資金貸付事業（平成29年度開始事業）

(4)①の高等職業訓練促進給付金を活用して看護師・准看護師・介護福祉士・保育士の資格取得を目指す場合に、給付金の支給と同期間において、月額5万円以内の貸付けを行う制度です。なお資格取得後、業務に通算5年間従事することで、貸し付けた全額の償還を免除します。

■ 支給実績

(単位：人，円)

年度	区 分	件 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R4	人 数	8	看護師 5, 准看護師 1, 保育士 2
	支 給 額	4,280,000	
R5	人 数	7	看護師 5, 准看護師 1, 保育士 1
	支 給 額	4,080,000	
R6	人 数	7	看護師 6, 保育士 1
	支 給 額	4,030,000	

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講費用を最大で15万円助成します。

ア 対象者

市内に居住し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親と、その児童

イ 受給要件

- (ア) 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けているかた
- (イ) 試験合格が適職に就くために必要と認められるかた
- (ウ) 現に大学に入学できる資格を有していないかた
- (エ) 過去に同じ給付金の支給を受けたことがないかた
- (オ) 19歳までの児童を扶養しているかた

※児童が申請する場合、各申請時点で、20歳未満であること。

ウ 支給額

(7) 通信制の場合

① 受講開始時給付金

対象講座の受講を開始した際に、受講費用の40%（上限10万円）を支給

② 受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に、受講費用の50%から①の支給額を除いた額（上限12万5千円）を支給

③ 合格時給付金

対象講座の受講修了日から2年以内に、高卒認定試験の全科目に合格した際に、受講費用の10%（①・②と合わせて上限15万円）を支給

(イ) 通学又は通学及び通信併用の場合【新規】

① 受講開始時給付金

対象講座の受講を開始した際に、受講費用の40%（上限20万円）を支給

② 受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に、受講費用の50%から①の支給額を除いた額（上限25万円）を支給

③ 合格時給付金

対象講座の受講修了日から2年以内に、高卒認定試験の全科目に合格した際に、受講費用の10%（①・②と合わせて上限30万円）を支給

エ 支給実績

① 受講開始時給付金（令和4年度新設）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	1件	0件	0件
支給額	75,000円	0円	0円

② 受講修了時給付金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	1件	0件	0件
支給額	25,000円	0円	0円

③ 合格時給付金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	0件	0件	0件
支給額	0円	0円	0円

(7) 離婚前後親支援事業

ひとり親家庭の養育費確保を支援するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助します。

ア 内容

公正証書・調停調書作成費用の補助 上限 17,000円

養育費保証会社との初回保証料の補助 上限 50,000円

イ 対象者

申請日において柏市居住し、住民基本台帳に記録されていて、以下項目すべてを満たすかた

(ア) 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた

(イ) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた

(ウ) 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた

(エ) 養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書など）を有しているかた

ウ 実績

年度	公正証書等の申請件数(補助額)		養育費保証契約
	公正証書	調停調書	
R4	6件(98,750円)	1件(7,000円)	0件
R5	13件(189,307円)	1件(4,854円)	0件
R6	10件(124,500円)	1件(5,550円)	2件(100,000円)

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

① 母子福祉資金

児童を扶養している配偶者のない女子に資金を貸付けることにより、経済的自立を助け、また生活意欲の助長を図り、その女子が扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付制度です。

② 父子福祉資金

児童を扶養している配偶者のない男子に資金を貸付けることにより、経済的自立を助け、また生活意欲の助長を図り、その男子が扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付制度です。(平成26年10月法改正により対象となりました。)

③ 寡婦福祉資金

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養したことがある者に資金を貸付けることにより、その経済的自立を助け、また、生活意欲の助長を図る資金貸付制度です。

■令和6年度 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

No.	区分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	修学資金	9件	5,858,140円	0件	0円	2件	1,692,000円
2	その他	0件	0円	0件	0円	0件	0円
	計	9件	5,858,140円	0件	0円	2件	1,692,000円

(9) その他の施策

① ひとり親家庭等医療費等の助成

18歳の年度末までの児童を扶養する母子家庭の母・父子家庭の父及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部又は全部を助成します。所得制限があります。

	変更前		変更後	
	父母等	児童	住民税所得割課税の父母等	住民税所得割非課税の父母等・児童
通院・入院	1レセプトあたり 1,000円	無料	1回・1日あたり 300円	無料
調剤			無料	

■支給実績

年度	延べ件数(件)	受診者数(人)	支給総額(円)
R4	81,404	5,278	167,001,578
R5	89,220	5,246	180,781,635
R6	91,166	5,184	183,648,401

② JR定期乗車券割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属するが、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となる証明書を発行します。

③ かしわファミリーサポートセンター利用料助成制度

ひとり親のかたがファミリーサポートセンターを利用した場合、協力会員に支払う報酬と交通費（バス・鉄道・タクシーに限る。）の半額（限度額1月3万円）を助成します。所得制限があります。

■利用状況

(単位：世帯、円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	36	48	63
支給額	310,940	485,580	563,330

④ こどもの生活・学習支援事業

こどもの貧困の連鎖を防ぐため、ひとり親家庭等の児童を対象に学習支援を行うものです。平成27年度から学習を主とした通塾型で事業を進め、令和元年度からは、学習に加え、生活支援の向上を目的として、居場所型で事業を行っています。

ア 対象者

生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当、就学援助のいずれかを受給する世帯、またはそれらに準じて参加が必要と認められた小学4年生から中学2年生までの児童

イ 参加状況

(単位：人，%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加児童数	85	72	99
会場数	11	11	11
出席率	78.4	76.2	71.3

2 遺児等養育手当

遺児等を扶養しているかたに対して支給し、そのかたの扶養負担の一助とするものです。

(1) 受給資格

柏市に居住する義務教育修了前の次に該当する児童を扶養しているかた

ア 災害又は疾病等により父母を失った児童

イ 災害又は疾病等により父又は母のいずれかを失い、かつ、残る父又は母が疾病その他の事由により扶養の義務を果たすことが困難な状態にある児童

ウ その他市長が特に認定した児童

(2) 手当額

ア 乳幼児1人につき、月額8,000円

イ 小学生1人につき、月額8,500円

ウ 中学生1人につき、月額9,000円

■遺児等に対する養育手当支給状況

区 分	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	世 帯 数	123世帯	127世帯	110世帯
児 童 数	171人	174人	154人	
支 給 総 額	16,367,500円	16,419,000円	15,285,000円	

3 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育しているかたに支給します。

(1) 受給資格

0歳から高校3年生まで

(18歳到達後の最初の3月31日まで)

(2) 手当の額

3歳未満の児童1人当たり月額15,000円、

3歳以上高校生相当年齢までの児童1人当たり月額10,000円

第3子以降の児童1人当たり月額30,000円

■児童手当支給状況

(単位：世帯，人，円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当 〔特例給付 含む〕	世 帯 数	30,595	29,917	37,132
	児 童 数	48,104	47,162	60,960
	支 給 額	6,207,715,000	6,007,435,000	6,937,465,000

※世帯数，児童数は，2月定期支払期の数，支給額は決算額

4 医療対策

子ども医療に要する費用を負担することにより、保護者の経済的負担の軽減と子どもの保健対策の充実に取り組んでいます。

<自己負担額>

・通院・入院

課税世帯：300円／回・日 非課税世帯：無料

・調剤：無料

※令和5年8月受診分より、月額上限が適用されます。（同一月、同一医療機関について入院11日以降、通院6回目以降の自己負担額が無料になります。）

■子ども医療費助成事業 給付状況

年 度	件 数	給付額
令和4年度	699,580件	1,286,641,714円
令和5年度	901,941件	1,714,852,864円
令和6年度	959,173件	1,797,120,775円

■子ども医療費助成事業 制度変遷

	年齢区分	平成30年 8月1日～	令和5年 4月1日～
通 院	0歳～小学校3年生	助成対象	助成対象
	小学校4年生～6年生	助成対象	助成対象
	中学校1年生～3年生	助成対象	助成対象
	高校1年生～3年生	×	助成拡大※
入 院	0歳～小学校3年生	助成対象	助成対象
	小学校4年生～6年生	助成対象	助成対象
	中学校1年生～3年生	助成対象	助成対象
	高校1年生～3年生	×	助成拡大※

※令和5年7月受診分まで償還払い、8月受診分から現物給付

こども相談センター事業概要

こども 相談 センター	家庭児童 相談担当	1 家庭児童相談に関する事。 2 要保護児童対策に関する事。 3 養育支援訪問に関する事。 4 子育て世帯訪問支援に関する事。 5 子ども短期入所に関する事。 6 母子生活支援施設に関する事。 7 こども家庭センターに関する事。
	乳幼児 担当※	8 妊産婦・新生児の訪問指導(特定妊婦等に関するもの のうち、地域保健課の所掌に属さないものに限る。)に 関する事。 9 妊産婦等生活援助事業に関する事。
	学齢児 担当※	10 要支援児童等に関する教育委員会及び学校等との連絡 調整に関する事。
	開設準備 担当	11 児童相談所開設準備に関する事。 12 施設整備に関する事。

※令和6年度より開始

1 家庭児童相談

育児やしつけ、虐待など子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、関係機関と連携しながら相談援助活動を行います。

■家庭児童相談及び児童虐待新規対応件数

(単位：件=児童数)

	虐待	虐待以外の養護	保健	視聴覚	言語発達	肢体	知的障害	発達障害	非行	性格行動	不登校	適正相談	育児しつけ	※その他	計
令和4年度	1,004	579	1	0	1	0	0	3	3	21	8	0	59	73	1,752
令和5年度	1,205	535	0	0	0	0	0	2	2	10	12	0	62	18	1,846
令和6年度	1,207	790	1	0	0	0	2	6	3	13	12	0	41	2	2,077

※「その他」は、いずれにも該当しない相談。

2 要保護児童等の支援

児童虐待をはじめ児童の養育環境が不十分である場合に、関係機関と連携し児童や家庭の支援を行っています。関係機関との連携を円滑に行うため、柏市要保護児童対策地域協議会（柏児童相談所や柏警察署、社会福祉協議会など市内の関係機関と市の部署で組織。調整機関はこども相談センター）で、要保護・要支援児童、特定妊婦に係る情報共有、支援を行っています。

■要保護・要支援児童・特定妊婦ケース実数

年度	児童	特定妊婦
令和3年度	983人	48人
令和4年度	859人	38人
令和5年度	922人	63人
令和6年度	1,054人	57人

(要保護児童対策地域協議会進行管理部会取扱実数)

3 養育支援訪問事業

児童虐待の防止を図るため、市が養育支援を必要とした家庭に対し、支援の実施計画を策定し、計画に基づき、居宅を訪問し養育に関する指導、助言、援助を行っています。出産後間もない時期で育児不安、育児ストレス等の問題を抱える家庭に対しては、保健師、助産師、保育士を派遣し育児に関する技術的指導や相談支援を、生活環境を整えるために支援が必要な家庭に対しては、児童の養育環境の維持、向上を目指して、訪問員を派遣し家事育児の援助を行っています。改正児童福祉法施行に伴い、本事業の一部（家事育児支援）は、令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」として実施していきます。

■養育支援訪問事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延件数	304件	175件	169件
対象世帯数	45世帯	28世帯	22世帯

4 子育て世帯訪問支援事業 ※令和6年4月事業開始

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を，訪問支援員が訪問し，家事・子育て等の支援を実施するとともに，家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより，家庭や養育環境を整え，個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決，軽減を図ります。

■子育て世帯訪問支援事業実績

	令和6年度
延件数	60件
対象世帯数	15世帯

5 子ども短期入所（ショートステイ）事業

保護者の疾病その他の理由により居宅において児童を養育することが一時的に困難となった場合に，当該児童を児童養護施設に入所させ，必要な保護を行う事業です。（利用者負担金有。1回の利用で連続7日間まで。）

① 対象児童

1歳以上18歳未満

② 利用時間

ア 宿泊（午前7時～翌日午後6時）

イ 日帰り（午前7時～午後6時）

ウ 夜間（午後6時～午後10時）

③ 場所

児童養護施設 晴香園（松戸市根木内145）

■利用実績

年度	利用実児童数	延利用日数
令和4年度	48人	833日
令和5年度	70人	1,075日
令和6年度	74人	1,269日

6 母子生活支援施設

配偶者と死別又は離婚した女子あるいはこれに準ずる事情のある女子であって，児童の養育が十分果たし得ないかたを入所させ保護する施設です。

■母子生活支援施設 入所実績

(単位：円・世帯・人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置費	18,556,717	14,725,663	8,766,528
入所世帯数	5	6	4
入所人数	16	19	15

※入所世帯数・入所人数は年度中退所及び年度末入所の合計数

7 こども家庭センター ※令和6年11月設置

令和6年4月からの改正児童福祉法の施行に伴い、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、従来の母子保健における「子育て世代包括支援センター」と児童福祉における「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活かしつつ、一体的な支援体制として連携・協働しながら、すべての子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援までを切れ目なく、また取り残すことなく対応することを目的としている制度です。

本市では「(仮称)柏市こども・若者相談センター」の開設を見据え、令和6年度から、こども相談センター内に、これまでの「家庭児童相談担当」に加え、新たに「乳幼児担当」と「学齢児担当」を設置、児童虐待防止の強化のほか、支援が必要な妊婦、新生児から学齢児に至るまで、きめ細やかで切れ目ない支援体制の強化に取り組んでおり、令和6年11月よりこども相談センターを「こども家庭センター」として位置付けています。

8 (新規) 妊産婦等生活援助事業 ※令和6年10月事業開始

身近に頼れる親族等が不在であるなどにより、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる、入所または通所の居場所を提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援を行います。加えて、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言を行い、必要な支援につなぐなど、特定妊婦等の支援とともに、重篤な児童虐待事案の予防を図っていきます。

■主な相談内容

年度	予期せぬ妊娠	出産	養育	居場所	中絶	妊娠確定前	その他
令和6年度	2件	1件	10件	5件	1件	0件	2件

※上記電話等の相談から継続的な支援(居場所の提供)に繋がったケース

年度	通所及び入所世帯数
令和6年度	1世帯(通所)

9 「（仮称）柏市こども・若者相談センター」の開設準備

柏市は、児童相談所の機能を含む「（仮称）柏市こども・若者相談センター」の令和8年度中の開設を目指し準備を進めています。本施設では、妊娠・出産期から、児童福祉法の対象から外れる18歳以降の若者の自立に至るまで、あらゆる相談に対応し、切れ目ない一貫した支援を提供していきます。

■施設の整備

本施設は、児童相談所のほか、総合相談、地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）、こども家庭センターの機能等を有した複合施設とします。また、開設地は、青少年センター敷地内とし、同施設を解体したうえで、新たに「（仮称）柏市こども・若者相談センター」として整備します。施設整備については、令和5年度に設計が完了しました。令和6年度には、既存建物の解体工事が完了し、新施設の建設工事に着手しました。

■人材育成

児童相談所の児童福祉司及び児童心理司、一時保護所職員等の業務に係る知識やスキルの修得を図るため、令和6年度は以下のとおり職員を派遣しています。

〔職員派遣状況〕

派遣先	職種等	人数
柏児童相談所	児童福祉司	5名
	児童心理司	4名
	保健師	1名
	事務	1名
	医師	1名
中央児童相談所	児童心理司	3名
千葉市西部児童相談所	児童福祉司	1名
江戸川区児童相談所	一時保護所職員	4名
	児童福祉司	1名
	児童心理司	3名
荒川区児童相談所	一時保護所職員	2名
	児童福祉司	2名
	事務	1名
港区児童相談所	一時保護所職員	2名
合計		31名

保育運営課事業概要

保育 運営課	企画担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育に関する施策の総合調整に関する事 2 保育に関する人材の確保に係る施策に関する事 3 私立保育園等の整備に関する事 4 私立保育園等の整備に係る補助金に関する事 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び定員に関する事 6 認可外保育施設の設置の届出等に関する事 7 私立幼稚園に関する施策及び調整に関する事 8 柏駅前送迎保育ステーションに関する事
	指導運営 担当	<ul style="list-style-type: none"> 9 保育園等の運営指導に関する事 10 認可外保育施設の運営指導に関する事 11 保育士等の人材育成に関する事 12 保育園等における保育に関する事 13 保育園等における保健衛生に関する事 14 保育園等における給食に関する事 15 市立保育園の修繕工事及び維持管理に関する事 16 市立保育園の職員の労務管理に関する事 17 市立保育園における子育て支援に関する事 18 病児保育に関する事 19 市立保育園との連絡調整に関する事
	入園担当	<ul style="list-style-type: none"> 20 保育必要量等の認定に関する事 21 保育の利用調整等に関する事 22 保育料等の決定に関する事 23 保育料等の収納及び督促に関する事 24 認可外保育施設に係る乳幼児扶助費等の支給に関する事 25 施設等利用給付に関する事 26 実費徴収に係る補足給付事業に関する事
	給付担当	<ul style="list-style-type: none"> 27 子どものための教育・保育給付並びに私立保育園に係る委託費及び補助金（整備に係るものを除く。）に関する事 28 私立幼稚園に係る補助金に関する事

1 保育園

保育園は、保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなど、家庭で十分保育することができない児童を、児童の保護者にかわって保育する施設です。

■保育園等設置の推移

(各年4月1日現在)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保 育 所 数 ※ (分園3園含む)	112(22)園	118(22)園	121(22)園
認 可 定 員	11,311(2,911)人	12,241(2,911)人	12,658(2,805)人
利用定員(2号・3号)	9,395(2,911)人	9,746(2,911)人	9,844(2,805)人
公立保育園職員数	387人	386人	382人

※()内は、公立保育園の施設数・人数

■認定こども園・認可保育園・小規模認可保育事業所保育年齢別在籍状況

(令和7年4月1日現在 単位：人)

施設種別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認定こども園	62	281	354	1,148	1,176	1,202	4,223
公立保育園	113	417	500	572	573	588	2,763
私立認可保育園	309	873	950	896	866	841	4,735
小規模認可保育事業所	20	138	138				296
計	504	1,709	1,942	2,616	2,615	2,631	12,017

※認定こども園は教育利用者含む

2 保育園の入所基準

保育園での保育を希望する方は、保護者が以下の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態である場合、認定の申請及び保育園に申込みことができます。

(1) 就労

「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合。

(2) 妊娠・出産

母親が妊娠中か出産後間がない場合。

(3) 疾病・障害

保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、子どもの家庭保育にあたれない場合。

(4) 介護・看護

「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、同居の親族(長期間入院等をしている場合を含む。)を介護または看護している場合。

(5) 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。

(6) 求職活動中

求職活動を継続的に行っている場合（就労予定も含む。）。

(7) 就学

「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、学校に在学しているまたは職業訓練を受けている場合。

(8) その他

上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合。

3 開園時間（公立保育園） ※私立保育園は各園によって異なります。

開園時間は午前7時～午後7時です。

(1) 利用可能時間

認定区分により利用可能時間が異なります。

保育標準時間（就労時間が月120時間以上の場合）	午前7時～午後6時
保育短時間（就労時間が月120時間未満の場合）	午前8時30分～午後4時30分

(2) 延長保育

開園時間内かつ認定区分による利用可能時間の時間帯を超える時間帯において保育が必要な状態にある場合は、延長保育を行っています。

なお、私立保育園については、延長保育時間及び延長保育料を独自に定めています。

延長保育（朝）	午前7時00分～午前8時30分	保育短時間認定のみ該当
延長保育（夕）	午後4時30分～午後6時00分	
延長保育（夜）	午後6時00分～午後7時00分	保育標準時間認定・保育短時間認定 共通

4 保育料

保護者が保育料算定上の扶養義務者となります。保護者の市民税所得割額を合算したものに基つき、市の定める額を負担していただきます。場合によっては、同居祖父母等（直系血族）の方の税額で、保育料決定となることもあります。

5 保育園の生活

市内22か所の公立保育園では、次のように健康状態の観察とともに保育所保育指針に基づく指導計画を作成し、教育・保育や活動などを行っています。

(1) 健康状態の観察

一般状態の観察（顔色・表情・機嫌・体温・皮膚等の異常の有無について）また、学校保健安全法（昭和33年法律56号）に規定する健康診断に準じて、各保育園の嘱託医による内科全般及び歯科健康診断を行っています。

(2) 教育・保育

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、養護の行き届いた環境の下、発達に応じて、興味や関心、季節にあったいろいろな活動を友達や保育士と一緒にしています。

(3) 午睡

1日の保育時間の中で年齢に応じた睡眠をとっています。

6 産休明け保育

生後57日以降の保育の必要があると認められた児童の保育を実施しています。

<実施施設名>

公立17園（桜台，若葉，富勢，東中新宿，豊四季，豊住，土南部，西原，豊町，富士見，酒井根，名戸ヶ谷，旭町，東町，高野台，しこだ，松葉）

私立認可保育園55園

認定こども園3園

小規模認可保育11園

7 障害児保育

保育の必要性があると認められ、また心身に障害のある幼児が健常児とともに集団保育を通して、相互理解を深めていきます。

8 一時預かり事業

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者の労働、職業訓練、就学等により、平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施しています。

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施しています。

(3) 私的保育サービス事業

保護者の買物に行く等の私的な理由で一時的に保育が困難となる児童に対して、週1回を限度とし保育を実施しています。

柏市に在住し、他の保育園・幼稚園等に籍のない児童が対象です。

<一時預かり実施保育園>

公立6園（若葉，豊町，高柳西，増尾，名戸ヶ谷，高野台）

私立16園

9 病児・病後児保育事業

	内 容	対 象 施 設
病児保育	回復期に至らない場合であり、かつ当面の急変が認められない場合、専用施設で一時的に保育を行います。	①名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ
病後児保育	回復期であり、かつ集団保育が困難な期間、専用施設で一時的に保育を行います。	②柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ

(1) 対象となる児童（次のいずれにも該当する児童）

- ・生後6ヶ月から小学校に就学しているお子様
- ・保護者が勤務している、または傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難であること
- ・市内に住民登録しているお子様、または市外にお住まいで市内の保育園、こどもルーム等に入園、入所しているお子様

(2) 対象となる疾患

- ・日常的な疾病（感冒、消化不良症等）
 - ・伝染性疾患（インフルエンザ・溶連菌感染症等）
 - ・慢性疾患（喘息等）
 - ・外傷性疾患（骨折・熱傷等）
- ※麻疹・水痘・風疹・帯状疱疹・結核・新型コロナウイルス感染症はお預かりできません。

(3) 実施施設

名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ
柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ

(4) 保育時間及び休業日

	施 設	電 話	時 間
病児・病後児	名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ	7167-3835	午前8時～午後6時 通常保育 午後6時～午後7時 延長保育 (日曜・祝日・年末年始を除く。)
病児・病後児	柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ	7134-1155	

(5) 利用料金

住まい	時間	利用時間（入室から保護者の迎えまで）	
		1日	4時間以内
柏市内		2,400円	1,200円
柏市外		3,600円	1,800円

延長料金：午後6時から午後7時まで…500円

※生活保護世帯、または市内に住所を有し、市民税が非課税（注1）である場合は無料です。

（注1）4月～8月に利用した方…前年度の市民税が非課税の方は無料

9月～3月に利用した方…当該年度の市民税が非課税の方は無料

◎利用当日に生活保護受給証明書・非課税証明書の提示をお願いします。

10 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助制度（認可外保育施設利用者への補助）

乳幼児を保育している施設で、児童福祉法に基づく保育所として認可されていない施設のうち、市の基準を満たす施設として認定した保育ルームに対し、運営費等の補助を行うとともに、保育ルーム（保育ルーム以外の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設を含む）に乳幼児の保育を委託している保護者のうち、要件を満たしたかたに対し、経済的負担の軽減を目的に扶助費を支給しています。

11 地域子育て支援事業

子育て支援課、保育運営課及び母子保健課が連携して家庭及び地域社会の育児を支援しています。

(1) 地域子育て支援センター事業

① フリースペース

保護者同士の情報交換をする場の提供と交流の促進の支援を行っています。

② 育児相談

電話相談や面談等、子育て中の家庭を支援しています。

③ 地域の子育て関連情報の提供

④ 育児講座の実施

子育てに役立つ情報をテーマとし、専門家による体験会や講習会を行っています。

<実施場所>

公立保育園 1 か所（酒井根）

私立保育園・認定こども園 1 4 か所

(2) 公立保育園の子育て支援事業

① 園庭開放・行事招待・遊ぼう会・おしゃべりサロン

就学前の子どもを持つ親と子どもに園庭を開放しています。園に来ることで、遊び体験をしたり、季節の行事にも参加できます。

育児の悩みなど親同士で話したり、保育士や看護師などと話す機会を作るなど育児の支援をしています。

② 育児相談（月～土曜日）

電話相談や面談等、子育て中の家庭を支援しています。

③ 世代間交流

保育園児が地域の老人施設を訪問したり、保育園にお年寄りを招待することにより、世代間の交流を図っています。

④ 育児講座の実施

子育てに役立つ情報をテーマとし、専門家や保育士による体験会や講習会を行っています。

⑤ 小・中・高校生との交流

体験学習の受け入れを通して、様々な人と関わり学びあう機会を提供しています。

⑥ ボランティアの受け入れ

特技や経験を活かしたい人を受け入れ、地域の方と繋がりを築いています。

12 私立認可保育園等の整備（補助金事業）

近年の女性就業率の向上や就労形態の変化、育児休業制度の普及等によって、出産後も保育園を利用して就労の継続を希望する人が増えています。柏市では平成27年度から11年連続で4月1日における国基準の待機児童数ゼロを達成しましたが、認可保育園等への入園が保留になっている児童の数（入園保留者数）の解消にまでは至っていません。入園保留者の更なる減少に向けて、取り組んでまいります。

柏市では、国の私立保育園等設置補助制度を最大限に活用しつつ、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、私立認可保育園等の整備に対する補助金の交付を実施することにより、私立認可保育園等の定員の増加を図ります。

■私立認可保育園等の整備状況（補助金に係る整備）

年 度	整 備 内 容
令和4年度	幼保連携型認定こども園1園新設・1園改築，幼稚園型認定こども園1園改築，保育所3園新設，小規模保育事業A型3園新設
令和5年度	幼保連携型認定こども園1園新設・1園改築，保育所2園新設・1園改築，小規模保育事業A型1園新設
令和6年度	保育所2園新設

13 柏駅前送迎保育ステーション

柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe（てとて）」内に令和6年3月に開設した施設です。

保護者に代わり、対象の認定こども園まで園児を送迎するサービスを実施し、自宅及び通勤経路から離れた園を利用する保護者の利便性向上を図ります。

(1) 利用要件（次のいずれにも該当する児童が利用できます。）

- ・ 柏市から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付の新2号認定）を受けている又は申請している
- ・ 送迎先の園の3歳児・4歳児・5歳児クラスに在籍している又は在籍見込みである
- ・ 自宅から送迎先の園までの送迎時間が片道10分以上である

(2) 送迎先の園（令和7年4月1日現在）

- ・ 手賀の丘幼稚園・保育園
- ・ 柏みどりこども園
- ・ まつばようちえん

こども発達センター事業概要

こども発達センター	相談支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害児施策の企画立案に関する事。 2 こどもの発達及び発育の相談及び支援に関する事。 3 集団支援に関する事。 4 個別支援に関する事。 5 幼稚園及び保育園への支援，関係機関との連携等地域支援に関する事。 6 障害児施策の啓発に関する事。 7 障害児に係るサービス等の利用計画に関する事。 8 その他こども発達センターの運営に関する事。
こども発達センター キッズルーム	キッズルーム ひまわり担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援センターの運営に関する事。 2 入園児童の生活指導に関する事。
	キッズルーム こすもす担当	<ol style="list-style-type: none"> 3 児童発達支援センター（旧医療型）の運営に関する事。 4 入園児童の生活指導に関する事。
	保育所等訪問支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 5 保育所等訪問支援に関する事。

1 相談支援事業

発達に不安や心配のある就学前の児童とその家族に、相談及び支援を行います。なお、提供する支援の内容に関しては、支援会議で検討して決定します。相談支援に関する費用は無料です。

(1) 集団支援

① いちごルーム（午前）

ア 対象児

- ・落ち着きがない、友達とうまく遊べない、コミュニケーションがとりにくい、言葉が遅いなどの 2～3歳の児童です。
- ・全体発達に心配のある1歳の児童です。

イ 実施日時

- ・2～3歳児
毎週月～金曜日 午前9時半～午前10時半、午前11時～正午
週1回または月2回程度の支援実施となります。
- ・1歳児
月曜日、木曜日、午前9時半～10時半
月1回の支援実施となります。

ウ 実施内容

- ・親子での参加です。
- ・小集団の中で様々な遊びや活動を設定し、発達全般を促す支援を行います。

② いちごルーム（午後）

ア 対象児

落ち着きがない、友達とうまく遊べない、コミュニケーションがとりにくい、言葉が遅いなどの3～6歳（就学前）の児童です。

イ 実施日時

- ・毎週月～金曜日 午後3時～午後4時（年長児のみ午後4時15分）
- ・月に1～2回の支援実施となります。

ウ 実施内容

- ・親子分離（活動は児童のみの参加）です。
- ・小集団の中で様々な活動を設定し、発達全般を促す支援を行います。

(2) 個別支援

個別的な支援が必要な児童に関しては、専門スタッフが支援を行います。いずれも1回1時間程度、予約制で行います。

① 理学療法

運動発達に遅れや心配のある児童が対象です。理学療法士が支援を行います。

② 作業療法

遊びや日常生活動作がスムーズにできない児童や、手の機能にマヒや発達の遅れがある児童が対象です。作業療法士が支援を行います。

③ 言語聴覚療法

ことばが遅い、発音の誤りがある、吃音がある、やりとりがスムーズにいかない、聞こえに心配があるなどの児童が対象です。言語聴覚士が支援を行います。

④ 心理相談

発達に遅れやかたよりがある、行動面に問題があるといった児童が対象です。必要に応じて発達検査等を実施します。心理相談員が支援を行います。

■相談支援事業実績

相談実績

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談問い合わせ数	833	904	986
利用申し込み数	585	621	663

支援内容別実績

(単位：人・件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
いちご(午前)	実人数	273	252	306
	延件数	2,785	1,951	2122
いちご(午後)	実人数	302	304	296
	延件数	2,301	2,319	2297
理学療法	実人数	95	82	82
	延件数	799	803	800
作業療法	実人数	85	94	96
	延件数	842	755	849
言語聴覚療法	実人数	326	315	304
	延件数	1,298	1,191	1141
心理相談	実人数	221	309	288
	延件数	598	683	835

(3) 障害児等療育支援事業

① 相談の種類

ア 外来相談支援

障害児(者)や保護者が事業所に出向いて行う相談・支援です。

イ 訪問相談支援

障害児(者)の家庭を訪問して行う相談・支援です。

ウ 巡回支援

障害児が利用する幼稚園等を巡回して行う職員に対する相談・支援です。

② 対象者

- ・知的障害児(者)、身体障害児(者)、発達障害児(者)
- ・上記障害児が利用する幼稚園等の職員

③ 実施事業所

- ・リトルペガサス(療育支援コーディネーターを配置)
- ・桐友学園

④ 申込み方法

- ・訪問相談支援と外来相談支援は、各事業所に電話で予約。
- ・巡回支援は、療育支援コーディネーターが利用希望をとりまとめます。
- ・費用は無料です。

2 児童発達支援センター

(1) キッズルームひまわり

発達に遅れやつまずきがあり、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣が身につかないなどの支援を必要とする就学前の児童が対象です。

① 支援内容

- ・ 基本的な生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 集団生活を通して、情緒の安定や遊びの広がり、体力の向上等を目指します。

② 利用定員

55名

③ 利用手続き

- ・ 利用の申し込みは、こども発達センターで受け付けます。
- ・ 定員が一杯の場合は、利用をお待ちいただくことがあります。
- ・ 利用には、柏市が発行する「通所受給者証」が必要です。所定の手続きを障害福祉課で行っていただきます。
- ・ 「通所受給者証」が発行されたら、施設と保護者との間で利用契約を結び、利用を開始します。

④ 利用料

- ・ 利用料の負担はありません。
- ・ 児童が飲食した給食の食数に応じて、給食費を負担していただきます。

⑤ 通園の方法

- ・ 原則として、入園後10日間は親子通園とします。その後は児童のみの通園となります。
- ・ 市内を5コースに分けて児童の送迎を行っています。
- ・ 自家用車等を使って、自力で送迎することも可能です。

⑥ 利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末在籍児童数	48人	50人	40人

(2) キッズルームこすもす

首がすわらない、おすわりをしない、ハイハイをしない、歩かないなど、運動面に遅れがあり、支援を必要とする就学前の児童が対象です。

① 支援内容

- ・ 基本的な生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 理学療法士、作業療法士による機能訓練を行います。
- ・ 看護師が医療的な相談に応じます。
- ・ 親子通園による保護者支援を行います。

② 利用定員

40名

③ 利用手続き

- ・ キッズルームひまわりと同様です。

④ 利用料

- ・ 満3歳になって初めての4月1日（年少の学年）から3年間は、無償化の対象となるため、利用料の負担はありません。

- ・4月1日時点で3歳に満たない児童は、利用した日数に応じて料金を負担していただきます。ただし、世帯の収入に応じて負担上限月額が設定されています。
- ・児童が飲食した給食の食数に応じて、給食費を負担していただきます。

⑤ 通園の方法

- ・原則として、親子通園です。
- ・市内を5コースに分けて運行している、マイクロバス等の送迎車両を利用することができます。
- ・自家用車等を使って、自力で通園することも可能です。

⑥ 利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末在籍児童数	25人	19人	23人

⑦ その他

運動発達に心配のある児童を対象に、早期療育事業として親子で学ぶクラス（さくらんぼルーム）を設定しています。

ア 実施日時

- ・毎週水曜日 午前9時半～午後10時25分、午前10時50分～午前11時45分

イ 実施内容

- ・親子での参加です。
- ・小集団での活動を通して、運動発達を促すことを中心に支援を行います。

ウ 費用

- ・無料です。

エ 利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員	34人	26人	26人
延回数	196回	161回	172回

(3) 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等，児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対し，保育所等を訪問して，集団生活への適応のための専門的な支援を行い，保育所等の安定した利用を促進することを目的とした事業です。

① 対象児

現在保育園等を利用中，あるいは今後利用する予定のある児童のうち，集団生活への適応に困難を生じている，あるいは生じる可能性のある児童。

② 訪問先の範囲

- ・保育所，幼稚園，認定こども園
- ・小学校，特別支援学校
- ・その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認めたもの

③ 利用手続き等

- ・保護者による利用申請が必要です。
- ・利用には，柏市が発行する「通所受給者証」が必要です。所定の手続きを障害福祉課で行っていただきます。

④ 利用料

満3歳になって初めての4月1日（年少の学年）から3年間は、無償化の対象となるため、利用料の負担はありませんが、それ以外の年齢の児童は、利用した日数に応じて料金を負担していただきます。ただし、世帯の収入に応じて負担上限月額が設定されています。

⑤ 利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約人数	16人	13人	19人
実施回数	167回	121回	166回

3 障害児相談支援

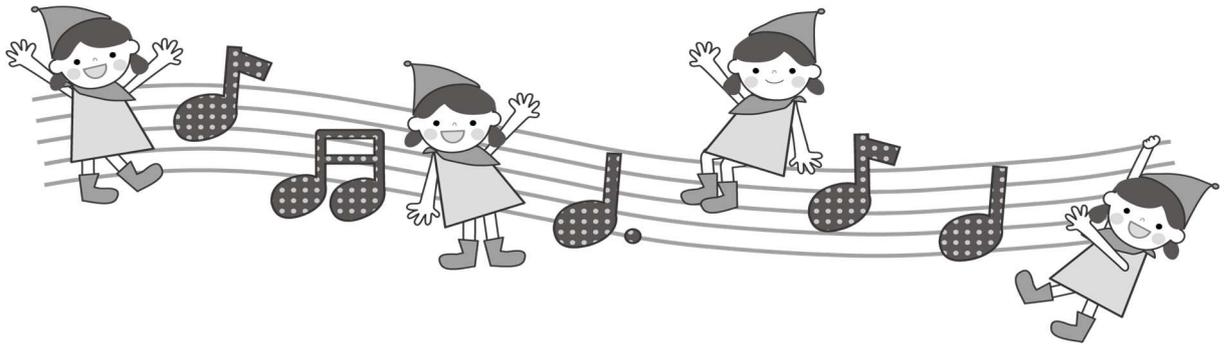
障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）、障害福祉サービス等の利用に当たって、その利用計画を作成する事業です。

(1) 対象児

障害児通所支援等、福祉サービス受給者証を取得して支援を利用する全ての人を対象となります。当センターは、18歳未満の児童に限り対象とします。

(2) 事業内容

- ・保護者、児童と面接し、児童の状況や支援の希望等を聞き取って、「サービス等利用計画案」を作成します。
- ・「通所受給者証」が交付された後に、「サービス等利用計画」を作成し、実際に通所支援を行う事業所との連絡調整や担当者を召集して「サービス担当者会議」等を行います。
- ・通所支援を提供する事業所と保護者間の利用契約の締結に関して、連絡調整、立会い等のお手伝いをします。
- ・通所支援利用後は、一定期間ごとに「サービス等利用計画」の見直し（「モニタリング」といいます。）を行います。
- ・「サービス等利用計画」の作成やモニタリングなど、この事業の利用に当たって、保護者の費用負担はありません。



資 料

1 健康福祉関係施設.....	P164
2 健康福祉関係団体.....	P180
3 各種施策のあゆみ	
(1) 国民健康保険のあゆみ.....	P181
(2) 後期高齢者医療のあゆみ.....	P190
(3) 国民年金のあゆみ.....	P192
(4) 健康福祉のあゆみ.....	P196
4 年次別人口動態.....	P210

1. 健康福祉関係施設

【児童福祉施設等】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●認定こども園				
認定こども園柏こぼと学園		十余二287-270		7131-4515
認定こども園柏こぼと保育園たまご(分園)	(学)柏こぼと学園	松葉町3-15-1	267	7137-0770
認定こども園みくに学園	(学)みくに学園	旭町1-6-14	210	7145-2843
認定こども園くるみこども園	(学)くるみ学園	豊四季台1-1-113	214	7144-1647
柏みどりこども園	(学)草土学園	東中新宿3-23-10	300	7172-0426
認定こども園柏めぐみ園	(学)柏パプテスト学園	若葉町7-17	126	7167-8743
認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園	(学)祁山学園	五條谷423-5	315	7191-3059
認定こども園ホザナ幼稚園	(学)ホザナ学園	東3-2-5	232	7167-6790
柏の葉こども園	(学)柏芳学園	十余二363-48	238	7157-3933
認定こども園みくになかよしこども園	(学)みくに学園	大室3-15-2	120	7157-1005
認定こども園とみせ幼稚園	(学)柏鈴木学園	根戸351-2	218	7131-6871
認定こども園まつがさきの森幼稚園	(学)松ヶ崎学園	松ヶ崎225-3	224	7132-8622
幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園	(学)ワタナベ学園	布施新町1-5-10	162	7132-3415
認定こども園くりの木幼稚園	(学)岩崎学園	豊四季633-15	216	7174-0433
認定こども園第二ますお幼稚園	(学)染谷学園	増尾台4-6-60	220	7173-7944
こぼとこどもえんネスト	(学)柏こぼと学園	中十余二207-1 中央185街区1	220	7197-1398
柏の葉はぐくみこども園	(学)祁山学園	十余二370-84中央218街区8	112	7199-3238
認定こども園たなか幼稚園	(学)喜染学園	大室1263	394	7131-5453
認定こども園まつばようちえん	(学)柏学園	松葉町5-8	114	7133-8831
認定こども園晴山幼稚園	(学)武田学園	しいの木台4-1-2	270	047-386-3251
認定こども園豊四季幼稚園	(学)柏芳学園	旭町7-4-58	480	7157-4152
認定こども園きたかしわ幼稚園	(学)鴻ノ巣学園	十余二287-61	300	7131-6664
●幼稚園(新制度移行)				
大津ヶ丘幼稚園	(学)渡来学園	大津ヶ丘1-44	200	7192-0306
沼南幼稚園	(学)福寿学園	高柳1366	340	7191-0154
ますお幼稚園	(学)初穂学園	増尾1-10-7	300	7172-4606
麗澤幼稚園	(学)廣池学園	光ヶ丘2-1-1	185	7173-3526
●保育園				
桜台保育園	市	桜台9-6	140	7167-5924
若葉保育園	市	若葉町4-36	107	7167-7655
あけぼの保育園	市	あけぼの3-4-18	90	7143-7654
富勢保育園	市	布施834-1	115	7131-0012
東中新宿保育園	市	東中新宿4-5-24	130	7173-9087
豊四季保育園	市	豊四季台2-1-120	226	7145-3414
増尾保育園	市	増尾6-6-1	100	7172-1347
豊住保育園	市	豊住3-1-43	130	7174-7197
土南部保育園	市	逆井1305-2	130	7173-7811
西原保育園	市	西原1-4-20	130	7154-7964
豊町保育園	市	豊四季698-28	140	7174-8484

名称	設置主体	所在地	定数	電話
富士見保育園	市	豊四季126-2	130	7145-1721
酒井根保育園	市	酒井根4-10-33	213	7173-1647
名戸ヶ谷保育園	市	名戸ヶ谷683-1	127	7164-8783
田中保育園	市	正連寺100	100	7133-3731
旭町保育園	市	旭町5-3-25	130	7143-8240
東町保育園	市	東2-1-27	130	7164-5967
高野台保育園	市	根戸416-67	130	7133-6460
しこだ保育園	市	篠籠田1275-5	130	7143-8882
松葉保育園	市	松葉町4-11	132	7132-3200
高柳保育園	市	高柳1503-9	60	7191-1344
高柳西保育園	市	しいの木台5-31-2	85	7108-1000
ひかり隣保館保育園	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	110	7134-0115
おお田保育園	(福)千草会	大青田1507-8	90	7131-2795
花の井保育園	(福)千草会	大室1285-12	90	7135-7010
柏保育園	(福)柏光会	南柏中央6-5クイーンビル1・2階	81	7171-6700
あいみ保育園	(福)あいみ福祉会	大津ヶ丘3-3-2	120	7191-8161
巻石堂さくら保育園	(医)巻石堂病院	柏3-10-28	60	7166-7374
柏の葉キャンパス保育園	(株)プチ・ナーサリー	若柴173-8柏の葉キャンパス151街区A棟SA-2	90	7134-4774
みなみ高柳保育園	(福)みなみ福祉会	高柳1337-2	90	7192-3745
吉野沢保育園	(福)恵史会	豊平町11-18	90	7145-4438
柏さかさい保育園	(福)童心会	逆井1377-1	120	7172-3939
とばり保育園	(福)楡の木会	戸張1588-2	120	7138-5183
西口保育園	(福)西口の杜	布施1211-1	60	7134-2491
柏中央保育園	(福)童心会	明原1-2-10 1~3F	90	7147-3922
アイグラン保育園柏たなか駅前	(株)アイグラン	小青田2-8-1	90	7135-1137
ヴィヴァン保育園	(福)新柏会	新柏2-6-4	90	7168-2525
小学館アカデミー柏しこだの森保育園	(株)小学館アカデミー	篠籠田573-1	90	7140-2025
ういず南柏保育園	(福)彩保育会	新富町1-2-39	90	7197-3936
咲保育園	(福)高柳福祉会	大井1187-1	90	7192-3739
ミアヘルサ保育園ひびきかしわ	ミアヘルサ(株)	柏6-8-37K2ビル2F	98	7189-8235
ピノキオ幼児舎南柏保育園	(株)ピノコーポレーション	南柏1-6-12穂高第20プラザーズビル南柏	27	7142-7461
ニチイキッズ柏保育園	(株)ニチイ学館	新柏1-13-9ニチイケアプラザ柏2F	47	7163-3659
ニチイキッズ逆井みなみ保育園	(株)ニチイ学館	逆井5-15-19	65	7160-7110
北の杜保育園	(福)千草会	正連寺434-26 中央128街区1	60	7199-8335
柏しんとみ保育園	(福)童心会	豊四季336-5	90	7197-3949
ヴィヴァン亀甲台保育園	(福)新柏会	亀甲台町2-13-12	90	7166-1010
キッズエンカレッジ	(株)Kidney Bean	加賀3-23-6	65	7157-1398
ら・くれしゅ柏駅前保育園	キュービックプランニング(株)	旭町1-6-1サザンテナ柏2F	28	7141-0036
北柏駅前保育園わらび	(学)くるみ学園	北柏3-2-5	30	7166-7355
柏みどり保育園	(福)みどりの杜	東中新宿3-23-1(柏みどりこども園内)	78	7192-6548
Gakkenほいくえん柏の葉	(株)学研ココファン・ナーサリー	若柴227-6柏の葉キャンパス147街区コモンD棟	120	7137-0860
Gakkenほいくえん柏の葉分園ニーノ		若柴227-6柏の葉キャンパス147街区E棟		7135-7005

名称	設置主体	所在地	定数	電話
プチ・ナーサリー 柏の葉保育園	(株)プチ・ナーサリー	若柴276-1中央161街区6	99	7135-4941
プチ・ナーサリー 柏の葉保育園 分園		若柴175ららぽーと柏の葉1F		7168-1627
咲さく良保育園	(福)高柳福祉会	高柳2-6-4	90	7130-9102
かしわのはこころ保育園	(福)こころ福祉会	若柴280-10 中央171街区3	80	7135-5629
かしわたなかこころ保育園	(福)こころ福祉会	小青田3-6-18	90	7170-1782
さくらさくみらい 柏の葉	(株)さくらさくみらい	若柴178-4柏の葉 キャンパス148街区1A	90	7199-9525
めばえ保育園	(福)岡北福祉会	若柴226-14 中央145街区6	60	7133-1155
柏ECEC保育園	(福)童心会	柏6-4-26	80	7193-8839
豊四季はぐくみ保育園	(福)岐山会	篠籠田1082-2	90	7128-8975
まなびの森保育園 豊四季	(株)こどもの森	豊四季185-1	90	7170-4643
AIAI NURSERY 新柏	AIAI Child Care(株)	豊住1-3-27	60	7170-4481
ひなた保育園	(福)岡北福祉会	大室1-5-4	90	7131-7788
船戸ブロッサム保育園	(福)我孫子大樹会	船戸1-5-24	90	7197-6893
かしわきゃんぱすこころ保育園	(福)こころ福祉会	若柴378-16 中央177街区6	80	7186-7486
AIAI NURSERY 第二新柏	AIAI Child Care(株)	新柏1-1810-5	60	7192-8951
AIAI NURSERY 豊四季	AIAI Child Care(株)	豊四季301-89	90	7137-9927
TXかしわこころ保育園	(福)こころ福祉会	船戸3-1-1	80	7186-7810
つじなか柏の葉保育園	(株)メディクロス	若柴278-8 中央178街区11	70	7168-0177
オハナゆめ保育園 柏の葉	(株)マザープラネット	十余二348-130中央238 街区1	75	7137-9560
かしわおおむろこころ保育園	(福)こころ福祉会	大室162-35	60	7189-7967
AIAI NURSERY 高柳	AIAI Child Care(株)	高柳1493-1	90	7197-5281
AIAI NURSERY 柏たなか	AIAI Child Care(株)	小青田5-8-3	70	7157-2128
LIFE SCHOOL 柏の葉菜	(福)つぼみ会	十余二287-308	90	7197-1087
かしわなどがやこころ保育園	(福)こころ福祉会	名戸ヶ谷1-7-24	80	7189-8635
あんのん保育園	(福)二見中央福祉会	大室1052-1	60	7197-4744
酒井根ひがし保育園	(一社)保育アートラボ	酒井根1-11	60	7139-0928
かしわSMILEこころ保育園	(福)こころ福祉会	小青田3-6-1	80	7197-6411
柏コスモス保育園	(福)コスモス聖会	増尾6-25-1	60	0570-00- 5363
●小規模保育施設				
よしだベビーハウス	(株)びよびよひよこ	柏3-11-27アーバンパ ルム柏111	15	7136-2283
豊四季もりの保育園	(学)柏芳学園	旭町7-4-58(豊四季幼 稚園内)	19	7157-4152
チェリーガーデン	(学)東葛学園	十余二248-126	19	7157-2288
Gakkenほいくえん 柏豊四季台	(株)学研ココファン・ ナーサリー	豊四季台1-3-1 2F	19	7141-8351
キッズルームアリス 高柳保育園	(株)Monbebe	高柳1498-1	19	7100-4154
柏こぼと保育園 ぷりん	(学)柏こぼと学園	十余二287-273	19	7138-6201
北柏小規模保育園 わらび	(学)くるみ学園	北柏1-1 IVERDE GRANDE 0011号室	16	7115-7171
フェアリーガーデン	(学)渡来学園	大津ヶ丘1-44	19	7191-7904
柏の葉わんぱくの杜保育園	(学)喜染学園	若柴264-1 中央181街区2	19	7197-2475
アルタベビー南柏園	(株)ALTA	豊町1-1-12 ケーズクレスト柏1階	19	7197-2105

名称	設置主体	所在地	定数	電話
オハナゆめキッズハウス柏の葉 チコル	(株)マザープラネット	若柴178-4柏の葉キャン パス148-1パークシティ 柏の葉キャンパス・ザ ゲートタワーウエスト3F	19	7157-3188
柏の葉みらい保育園	(株)メディフェア	若柴277-5中央165街区 1	19	7170-2761
童夢ガーデン柏保育園	(株)リトルガーデン	柏4-10-1パークホーム ズ柏タワーレジデンス1 階	19	7197-4355
保育室みどりの木	(学)草土学園	東中新宿1-23-16	12	7137-7554
アルタベビー柏園	(株)ALTA	柏4丁目6番12号渋谷ビ ル1階	19	7157-1751
柏サンフラワー保育園	(株)サンフラワー	中央町2-12Crobis柏1 階	19	7168-0828
晴山の森	(学)武田学園	しいの木台5-47-4	19	047-710-5775
ういず南柏第二保育園	(福)彩保育会	新富町一丁目2-39	19	7189-7462
●児童センター				
しこだ児童センター	市	篠籠田609-5		7145-2522
豊四季台児童センター	市	かやの町2-26		7144-5363
永楽台児童センター	市	永楽台2-11-25 (永楽台近隣センター内)		7163-4050
高柳児童センター	市	高柳1652-1		7190-1348
光ヶ丘遊戯室	市	光ヶ丘団地200-5 (光ヶ丘近隣センター内)		7170-7600
南部こどもの広場	市	新逆井2-5-13 (南部近隣センター内)		7173-1333
布施遊戯室	市	布施1196-5 (布施近隣センター内)		7135-3960
●地域子育て支援拠点				
はぐはぐひろば沼南	市	風早1-2-2 (沼南社会福祉センター内)		7128-5665
はぐはぐひろば柏たなか	市	大室1-4		7136-1501
●地域子育て支援センター				
こあら	市	酒井根保育園 酒井根4-10-33		7172-2001
Kids Square	(福)千葉県厚生事業 団	ひかり隣保館保育園 十余二175-42		7135-3715
おひさまクラブ	(福)千草会	花の井保育園 大室1285-12		7197-7710
サンサンたいよう組	(医)巻石堂病院	巻石堂さくら保育園 柏3-10-28		7166-7374
ひ・ま・わり	(株)プチ・ナーサリー	柏の葉キャンパス保育園 若柴173-8柏の葉 キャンパス151街区A棟1階		7134-4774
ゆうゆう	(福)みなみ福祉会	みなみ高柳保育園 高柳1336-1		7192-3745
おいかけっこ	(学)柏こぼと学園	認定こども園柏こぼと学 園 十余二287-270		7131-4515
ぺんぎん組	(福)恵史会	吉野沢保育園 豊平町11-18		7100-2200
まことちゃん	(福)童心会	柏さかさい保育園 逆井1377-1		7172-3939

名称	設置主体	所在地	定数	電話
さっちゃん家	(福)千草会	おお田保育園 大青田1507-8		7131-2795
あしびなあ	(学)くるみ学園	北柏駅前 保育園わらび 北柏3-2-5		7166-7355
くるみサロン	(学)くるみ学園	認定こども園くるみこども園 豊四季台1-1-113		7144-1647
ステップ	(福)童心会	柏中央保育園 明原1-2-10		7147-3922
おやこの広場「あ・そ・ぼ」	(福)みどりの杜	柏みどり保育園 東中新宿3-23-1		7192-6548
子育て玉手箱	(株)学研ココファン・ ナーサリー	Gakkenほいくえん 柏の葉 若柴227-6 パークシティ 柏の葉キャンパス二番 街コモンD棟		7137-0860
●乳幼児一時預かり施設				
はぐはぐポケット中央	市	柏4-9-7(柏市子ども・子育て支援複合施設内)	10	7128-6586
●その他施設				
柏駅前送迎保育ステーション	市	柏4-9-7(柏市子ども・子育て支援複合施設内)		7128-5430
遊びの広場	市	柏4-9-7(柏市子ども・子育て支援複合施設内)		7128-6573

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●障害児施設				
桐友学園	(福)桐友学園	大津ヶ丘2-19-5	30	7191-5277
豊四季光風園	(福)柏光会	十余二584	12	7143-7603
東葛医療福祉センター光陽園	(福)創仁会	酒井根24	80	7176-7710
わかたけきつず	(福)高柳福祉会	高柳878-2	20	7192-8351
●障害者支援施設(施設入所支援)				
みどり園	東葛中部地区総合開発事務組合	我孫子市中峠2310	120	7187-0511
豊四季光風園	(福)柏光会	十余二584	40	7143-7603
沼南育成園	(福)桐友学園	大津ヶ丘2-19-5	80	7191-3391
●障害福祉サービス(療養介護)				
東葛医療福祉センター光陽園	(福)創仁会	酒井根24	86	7176-7710
●障害福祉サービス(生活介護)				
多機能型事業所 I'llbe	NPO法人 Next-Creation	北柏3-14-1	10	7167-5511
花工房カモミール	NPO法人カモミール	花野井1810 A棟-6	20	7190-5879
生活介護事業所 りずむ	一般社団法人いっぽ	明原4-4-3 Diana K 1階1号	20	7193-8431
和の輪	一般社団法人かしのわ	柏市布施137-4	20	7170-2671
オリオン	一般社団法人すばる	今谷上町58-1 ハイム新木戸1階A及び202	10	7105-8114
タムの木	一般社団法人多夢多夢	松葉町6-8-1	6	7136-0505
デイサービス しょこら	株式会社日本クリード	北柏1-6-7	26	7197-2403
北柏デイサービスセンター	公益財団法人柏市医療公社	根戸467の18	35	7140-8300
バステル	合同会社アトリ	大島田579-3	20	7190-2625
まんてん	社会福祉法人 彩会	今谷上町45-18 サクラハイツ1階	7	7196-6805
ひびき園	社会福祉法人かたくり会	十余二193の1	32	7135-6116
一ツ木園	社会福祉法人かたくり会	布施字一ツ木台1103	20	7131-7032
美南園	社会福祉法人かたくり会	高柳1413	12	7192-0831
生活介護オレンジ	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	20	7136-2324
オレンジの風	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	20	7128-4135
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19番5	120	7191-3391
青和園	社会福祉法人桐友学園	十余二175-41	21	7131-9360
たけのこ	社会福祉法人高柳福祉会	高柳1478-5	10	7191-7077
ばんぶーはうす	社会福祉法人高柳福祉会	藤ヶ谷1793-14	20	7130-9097
ザザビー・ドゥ	社会福祉法人彩会	柏市増尾2-22-2	30	7171-2833
Pono	社会福祉法人青葉会	北柏4-8-3	20	7197-4080
WITH US 多機能型事業所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175番66	20	7197-4080
あおば作業所	社会福祉法人青葉会	高田字三勢1087番5	20	7197-4080
生活工房こだま	社会福祉法人青葉会	花野井1765-1	20	7139-7255
豊四季光風園	社会福祉法人柏光会	十余二584	40	7143-7603
いずみ園	社会福祉法人緑の会	逆井341	40	7176-8085
ページブル高田	社会福祉法人ワーナーホーム	柏市十余二403-1	10	7157-0750
青い鳥	社会福祉法人よつば	柏市大津ヶ丘3-5-1-105	10	7199-8620
デイサービスセンター藤心八幡苑	社会福祉法人豊珠会	柏市藤心293-2	25	7175-8181
デイサービスセンター八幡苑	社会福祉法人豊珠会	篠籠田1386-7	30	7146-6471
生活介護事業所 大きな木	特定非営利活動法人 かぜ	根戸1594-4	20	7138-6211
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの会	布施812番地の3	10	7199-2564
ポム	特定非営利活動法人いもむし	箕輪358-1	20	7191-2808
ラポール	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町2-5-1	15	7157-0003
生活介護デイサービスたいよう	特定非営利活動法人わたぼうし	藤心4丁目22番16号	20	7173-0115
わたの実	特定非営利活動法人自立生活センターK2	南柏中央7-5 U-HOUSE南柏	12	7139-5613

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
まごころデイスポート	特定非営利活動法人真ごころ	北柏1-9-1	10	7197-7366
柏市立朋生園	柏市	中原1816の6	21	7163-6612
生活介護事業所DAYS	有限会社ビー・ベスト	酒井根6丁目23番13	20	7171-2978
●障害福祉サービス（グループホーム）				
グループホームまる	MASANA0コーポレーション合同会社	布施1080-21	16	7161-9276
グループホーム ステラ柏松ヶ崎	インディペンデンス株式会社	松ヶ崎779-2 エーデルハイム	18	7137-9374
パートナーガーデン北柏 壱号館	ケアパートナー株式会社	松ヶ崎1053-2 6	5	7133-0028
優羽会	さくらいふ株式会社	東上町5-11	8	7199-7009
ポエム荘	サンフラワー株式会社	大井1176-1 ポエム荘	5	7128-8972
ソーシャルインクルーホーム柏	ソーシャルインクルー株式会社	藤心1-21-3	37	7157-0664
ソーシャルインクルーホーム柏増尾	ソーシャルインクルー株式会社	柏市増尾台3-2-9	20	7193-8694
サニーサイド	一般社団法人紀陽会	大室1266番地29	17	7126-0770
グループホーム あんさんぶる酒井根	一般社団法人障がい者自立支援の会	酒井根7-8-15	15	050-3594-6272
タムの家	一般社団法人多夢多夢	布施新町3丁目30番4号	8	7126-0709
よつばのもり	株式会社Clover Life	あかね町10-39	10	7192-6663
はるのいえ 柏A	株式会社HAL	富里3-1-41	12	7128-8554
グループホーム椎和園	株式会社ウィルビーONE	大井726-2KI MURAビル2F・3F	7	7169-1302
株式会社ジョイントワン 柏営業所	株式会社ジョイントワン	大井1852-3	10	7197-3531
ソルーナ柏	株式会社大興産業	中新宿1丁目22-8	22	7199-2470
クリード北柏	株式会社日本クリード	北柏4の4の8	30	7165-1526
momos' sハウス	合同会社SEEKコミュニケーションズ	逆井2丁目7-7	8	090-4757-7925
エンジョイライフ	合同会社愛和	増尾台1-8-34	9	050-1421-
グループホームあいこでしょ	合同会社マス・エルピス	大室1272-10	7	7131-8905
あったかハウス	産業医学福祉研究所合同会社	高柳1411-7	4	7186-7366
エクラス	社会福祉法人 ワーナーホーム	柏下93-2	19	7197-5660
グループホームハイサイ	社会福祉法人いづみ	西柏台1丁目13番3号 ハイツ・サルース	16	7152-7600
グループホームあおい	社会福祉法人かたくり会	大室1827-10	10	7179-5300
ぶるーむハウス	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	7	7136-2324
共同生活援助風の木	社会福祉法人ぶるーむ	大津ヶ丘1-43-7	6	7136-2324
沼南荘	社会福祉法人よつば	柏市大井718 ビュー大木戸1	39	7193-5032
グループホーム大津ヶ丘	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目10番1	36	7193-3542
わかたけホーム	社会福祉法人高柳福祉会	高柳1478の18	45	7193-6675
ぼちぼちいこか	社会福祉法人彩会	東中新宿3の9の13	8	7173-1150
生活クラブ風の村そらいえ柏	社会福祉法人生活クラブ	東上町2-6 マンション久大202号室	13	7165-8585
WITH US グループホーム	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175番66	30	7197-4080
あおばグループホーム	社会福祉法人青葉会	高田字三勢1087番5	10	7126-0127
ぴーすふる	社会福祉法人青葉会	大津ヶ丘1-12-1	20	7197-4080
グループホーム あすか北柏	社会福祉法人福祉共生会	根戸1791-1北 柏5街区4-1	20	7138-6296
増尾台ウィズホーム	社会福祉法人緑の会	増尾台一丁目10番2	8	7176-1118
共同生活住居かたつむりハウス	特定非営利活動法人あじさいの会	松ヶ崎94の44	8	7132-4883
ぴゅーぱ	特定非営利活動法人いもむし	大津ヶ丘1-1-3	6	7191-2808

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ラーゴム松ヶ崎	特定非営利活動法人カモミール	松ヶ崎519-1	10	7134-3470
グループホーム柏の葉	特定非営利活動法人はなみずき	正連寺380番地	30	7192-6511
グループホームあさひ	特定非営利活動法人権利擁護あさひ	篠籠田1401-9 ケー&コバヤシ30 6号室	29	7151-1524
第一ぶどうの家	特定非営利活動法人葡萄の家	逆井2丁目27の1	4	7136-2513
愛の手 わおん 1号館	有限会社プロビジョン	南柏1-7-2ジェ ネラス南柏駅前20 3	12	7106-7550
クレセール柏	有限会社セントラル	柏1129-3	8	7128-4311
●障害福祉サービス（就労移行支援）				
スマイルハート柏	スマイルハート株式会社	柏5-7-23 サ ンシティビル2階	20	7128-7831
ディーキャリア 柏オフィス	デコボコベース株式会社	柏3丁目6-23 柏ツ インビル1 5F	20	7157-0035
ディーキャリアワーク 柏スタ ジオ	デコボコベース株式会社	中央町6番19号 コープビル7階	20	7160-1170
オリオン	一般社団法人すばる	今谷上町58-1 ハ イム新木戸1階A及 び2.0.2	6	7105-8114
LITALICOワークス柏	株式会社LITALICOパー トナース	柏4-8-1 柏東口金 子ビル4F	20	7160-2730
アクセスジョブ柏	株式会社クラ・ゼミ	千代田1-2-48 ア ネックス柏ビル3階	20	7138-6566
Cocorport 柏Office	株式会社ココルポート	柏2-5-8 セン トラビル3F	20	7170-1287
Cocorport 柏第20office	株式会社ココルポート	柏2丁目8-9 千葉ス カイビル5階	20	7197-1666
就労移行支援事業所リンクス柏	株式会社リンクス	中央町2-1 柏セン タービル4階	20	7168-0442
わたげワークス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下135-1	6	7160-1211
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19 番5	6	7191-3391
WITH US 多機能型事業 所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175 番66	15	7197-4080
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの 会	布施812番地の3	8	7199-2564
テレワーカーズ柏	株式会社a s o k k a	柏市新柏3-1-4 ルミエールII	20	050-7103- 6898
ドリームマーリン	株式会社ドリームブリッジ	柏市柏6-8-40 小溝ビル3階B	10	7157-3307
●障害福祉サービス（就労継続支援）				
みらいず南柏	株式会社LTSホールディング ス	南柏1-8-10 TSビル2階B	18	7192-6807
ハッピーウェーイ	株式会社ラインアロー	泉町6の38	20	7157-2920
レクサ	株式会社レクサ	中央二丁目9番16号 あけぼの3-3-9 ルピナスマンション 202	20	7197-4012
就労継続支援 A型 Mstyle柏	合同会社CRT		20	7110-0881
社会福祉法人よつば かるのこ	社会福祉法人よつば	大井1872の2	20	7199-7930
All lead44	合同会社All lead44	松葉町2-15-8	15	7170-4623
Cocco Neil.	一般社団法人 eN-YuKaRi.	050-5430- 2880	19	
ドリームマーリン	株式会社ドリームブリッジ	050-7103- 6898	10	7157-3307
多機能型事業所 I'llbe	NPO法人 Next-Creation	小溝ビル2階B	11	7167-5511
ユニバース	NPO法人SRN	北柏3-14-1	20	7189-7798
ウーリー柏	WOOLLY株式会社	大島田105-1	20	7189-7798
和の輪	一般社団法人かしのわ	東1-2-45 サンラ イズインド401号室	20	7107-4916
タムの木	一般社団法人多夢多夢	花野井1236-1	10	7170-2671
		松葉町6-10-1	14	7128-9100

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ジョブタス豊四季事業所	株式会社エフリング	豊四季131-5 Comfort豊四季102号室	20	7168-0950
株式会社のんびり家 就労継続支援B型すたあと	株式会社のんびり家	西原5丁目11番地18	20	7105-7477
ホームーズ	株式会社ユニアス	南柏1-2-6南柏ビル2F	20	7161-3869
セルフ・ハーツ	株式会社日本クリード	北柏1の7の6	20	7164-5501
わかたけ社会センター	社会福祉法人 高柳福祉会	高柳668-1	20	7192-0324
まんてん	社会福祉法人 彩会	今谷上町45-18 サクラハイツ1階	13	7196-6805
生活援助センター工房スノードロップ	社会福祉法人いづみ	西原7の6の2	40	7152-3330
あすか園	社会福祉法人かたくり会	高田1039-4	40	7141-5675
ひまわり園	社会福祉法人かたくり会	塚崎1374	20	7193-3456
美南園	社会福祉法人かたくり会	高柳1413	28	7192-0831
よつば工房	社会福祉法人よつば	柏インター南11-2	40	7133-3046
青い鳥	社会福祉法人よつば	大津ヶ丘3の5の105	40	7199-8119
ペジブル柏	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	20	7136-1517
ペジブル高田	社会福祉法人ワナーホーム	十余二403-1	10	7157-0750
わたげワークス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下135-1	24	7160-1211
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19番5	20	7191-3391
青和園	社会福祉法人桐友学園	十余二175-41	29	7131-9360
たけのこ	社会福祉法人高柳福祉会	高柳1478-5	10	7191-7077
WITH US 多機能型事業所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175番66	20	7197-4080
第2こだま	社会福祉法人青葉会	松葉町3-22-18 加藤園ビル203	30	7139-7255
手打ち職人集団むげん	特定非営利活動法人 手打職人集団 むげん	藤ヶ谷1196-20	20	7128-6789
ラポール	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町2-5-1	25	7157-0003
わたの実	特定非営利活動法人自立生活センターK2	南柏中央7-5 U-HOUSE南柏	25	7139-5613
まごころデイスポーツ	特定非営利活動法人真ごころ	北柏1-9-1	10	7197-7366
就労継続支援B型事業所 ポラリス	特定非営利活動法人星標	大津ヶ丘二丁目11番4	20	7128-5263
柏市立朋生園	柏市	中原1816の6	29	7163-6612
●障害福祉サービス（短期入所）				
サニーサイド	一般社団法人紀陽会	大室1266-29	-	7126-0770
株式会社ジョイントワン 柏営業所	株式会社ジョイントワン	大井1852-3	-	7197-3531
クリード北柏ショートステイ	株式会社日本クリード	北柏4-4-8	-	7165-1526
増尾台ウィズホーム	社会福祉法人 緑の会	増尾台一丁目10番2	-	7176-1118
ぶるーむハウス	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	-	7136-2324
ショートステイ沼南荘	社会福祉法人よつば	大井718 ビュー大木戸2-202	-	7193-5032
エクラス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	-	7193-5660
グループホーム大津ヶ丘	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘二丁目10番1	-	7193-3542
こども生活支援センターきりと	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2の19の5	-	7191-5277
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19番5	-	7191-3391
わかたけきっず	社会福祉法人高柳福祉会	高柳878-1	-	7192-0324
わかたけホーム短期入所	社会福祉法人高柳福祉会	高柳1621-15	-	7189-8288
ショートステイサービスヴィヴァン	社会福祉法人新柏会	中原1815番5	-	7168-5001

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
生活クラブ風の村ショートステイ光ヶ丘	社会福祉法人生活クラブ	東中新宿4-5-13	-	7160-7575
生活クラブ風の村そらいえ柏	社会福祉法人生活クラブ	関場町3-13	-	7165-8585
WITH US 短期入所	社会福祉法人青葉会	十余二南前山175番66	-	7197-4080
あおば短期入所	社会福祉法人青葉会	高田字三勢1087番5	-	7197-4080
ふらーと短期入所	社会福祉法人青葉会	緑台1-5	-	7189-7119
東葛医療福祉センター光陽園	社会福祉法人創仁会	酒井根24番地	-	7176-7710
豊四季光風園	社会福祉法人柏光会	十余二584	-	7143-7603
グループホーム あすか北柏	社会福祉法人福祉共生会	根戸1791-1北柏5街区4-1	-	7138-6296
短期入所 柏増尾	ソーシャルインクルー株式会社	柏市増尾台3-2-9	-	7193-8694
m o m o ' s ハウス	合同会社SEEKコミュニケーションズ	逆井2丁目7-7	-	090-4757-7925
藤心八幡苑ショートステイサービス	社会福祉法人豊珠会	藤心293-2	-	7175-8181
八幡苑ショートステイサービス	社会福祉法人豊珠会	篠籠田1390	-	7143-1011
大津川八幡苑ショートステイサービス	社会福祉法人豊珠会	藤心271-1	-	7170-5577
●障害福祉サービス（自立訓練）				
ディーエンカレッジ 柏キャンパス	デコボコベース株式会社	柏5-2-11-2 ビオス柏 1階	20	7157-1177
CocorportCollege柏キャンパス	株式会社コルポート	柏6-4-24 柏ビルディング4階4B・4C号室	20	7128-4252
高柳B-BASE	株式会社リノキノ	高柳933-2	20	7157-0671
生活援助センター元気ハウス	社会福祉法人いつみ	西原7-6-2	20	7152-7600
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの会	布施812番地の3	10	7199-2564
●障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）				
せいび学園M a n a	NPO法人花華	新柏3-3-15 友希ハイツ203号・103号	10	7197-6688
放課後等デイサービスせいび学園	NPO法人花華	新柏3-3-3	10	7199-8772
放課後等デイサービスせいび学園Elua	NPO法人花華	永楽台1-11-15	10	7168-0565
にじっこ i n 増尾	NPO法人希望の虹	増尾3の12の7	10	7138-5101
にじっこ i n 豊四季	NPO法人希望の虹	豊四季945の543	10	7128-6655
放課後等デイサービスにじっこ i n 北柏	NPO法人希望の虹	松葉町4の10のA棟の16	10	7126-0700
児童発達支援・放課後等デイサービス FURAN南柏教室	FURAN株式会社	南柏2-9-7 1階	10	7189-7956
放課後等デイサービスアウー柏増尾台	アウージャパン株式会社	増尾台2丁目7番1号	10	7115-1655
ハッピー柏教室	ウェルビー株式会社	柏二丁目7番9号グランディール柏ビル4階	10	7192-7501
ハッピーテラスキッズ柏ルーム	デコボコベース株式会社	旭町1の8の9エリート・イン柏1階	10	7193-8205
ハッピーテラス柏	デコボコベース株式会社	中央町6-19コープビル柏5F	10	7160-1130
ハッピーテラス柏II	デコボコベース株式会社	中央町6-19コープビル柏7F	10	7160-1130

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ネイスぷらす柏校	ネイス株式会社	泉町11-11 柏泉町ビル2F	10	7168-0062
グローバルキッズメソッド64	ハッピーライフケア株式会社	十余二348-60	10	7199-3596
グローバルキッズメソッド75	ハッピーライフケア株式会社	柏6-7-8	10	7168-0468
グローバルキッズメソッド84	ハッピーライフケア株式会社	光ヶ丘団地1-1	10	7128-7896
ふれあいの広場	ふれあいの広場	豊上町2番地の11	10	7144-5465
Hi-Nique!	一般社団法人Withket	逆井4-25-1	10	080-3029-
だんだん	一般社団法人かしのわ	みどり台5の1の23	10	7138-6940
柏の葉放課後デイサービス	一般社団法人柏高等技術学園	豊四季1002番地2MYビル31階	10	7192-6681
おひさま	学校法人くるみ学園	豊四季台1-1-113	10	7144-1647
放課後等デイサービス Gri pキッズ 柏校	株式会社 エール	若葉町1-4 サン ハイツ柏301	10	7138-5695
AIAI PLUS 新柏	株式会社AIAI Child Care	豊住一丁目3番27号	10	7190-5972
放課後等デイサービス トレ インおおむろ	株式会社free style	大室1208-23	10	7136-7592
放課後等デイサービス トレ インまつば	株式会社free style	松葉町3丁目2-1 出山ビル2階D号室	10	7138-6919
フレンズ旭町	株式会社Origin	旭町6-3-13	10	7128-7081
フレンズ中新宿	株式会社Origin	中新宿3-2-2	10	7157-1860
放課後等デイサービス ウィ ズ・ユー柏高田	株式会社アースフィールド	高田1163番地2	10	7196-7496
こども地域づくりステーション まあち	株式会社アクト・デザイン	大室1-24-2 グランツ101	10	070-3864- 2085
こども発達支援ルームまあち	株式会社アクト・デザイン	大室1丁目24番地1	10	7132-8882
こども発達支援ルームまあち 柏たなか駅前教室	株式会社アクト・デザイン	小青田1丁目2番地6 プロニティハイム1	10	7170-2690
運動遊びと療育支援 こどもプ ラス柏たなか教室	株式会社クオリティー	大室1194-1	10	7199-9650
運動遊びと療育支援 こどもプ ラス柏教室	株式会社クオリティー	千代田1の3の12 ノグチ柏ビル1階	10	7197-5820
運動遊びと療育支援こどもプ ラス柏の葉教室	株式会社クオリティー	十余二357番地1 5中央243街区4	10	7138-5512
はなまるキッズ柏教室	株式会社ケアリンク	明原2-6-6 1F	10	7170-0199
はなまるキッズ柏東教室	株式会社ケアリンク	柏7-10-20	10	7197-7114
コペルプラス 南柏教室	株式会社コペル	南柏中央1-5南柏 綾水ビル3階	10	7128-6411
コペルプラス 柏たなか教室	株式会社コペル	小青田5-5-1 werdenビル2-1号室	10	7197-2912
ALOHA KIDS SCHOOL 柏	株式会社セントラルオフィス北 川	南柏1-5-18 染 谷ビル3階	10	7137-7442
キャロットスクール柏教室	株式会社ダイレクトケアDS	中央1の2の17H Mレジデンス柏中央 101号室	10	7197-5063
キャロットスクール柏西口教室	株式会社ダイレクトケアDS	明原2丁目3番地1 7 上田ビル1階	10	7197-5063
児童発達支援 根っこ 柏教室	株式会社ネオハル	吉野沢11-24	10	7128-9483
てらびあぼけっと 南柏教室	株式会社ぽてと	南柏1-1-2 富 士物産 南柏駅前ビ ル 2F	10	7199-9183
てらびあぼけっと 柏教室	株式会社ぽてと	若葉町1番4号サン ハイツ柏201号室	10	7161-2389
こすもすカレッジジュニア豊四 季教室	株式会社マザーライク	豊四季150-30	10	7136-1651
就労準備型放課後等デイサー ビス こすもすカレッジ豊四季教 室	株式会社マザーライク	豊四季1008-1 2 アヴニール豊四 季102	10	7199-9131
コペルプラス 柏教室	株式会社ユアサイド	柏3-7-11 柏タウ ンハイツ102号	10	7115-3434
こばんはうすさくら 大津ヶ丘 教室	株式会社ゆあネット	塚崎1311-5	10	7138-5506

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
こばんはうすさくら初石教室	株式会社ゆあネット	西原6丁目7番32号1階101号室	10	7100-1160
ステップアップスペース なっつ	株式会社ユディパース	柏5-8-20	10	7100-4018
児童デイサービス・アニマートくれよん	株式会社ライフユニット	逆井5-1-1グリーンテラスA-5	10	7199-3331
そら	株式会社結	小青田二丁目10番地5	10	7111-0823
放課後等デイサービス桜梅桃李	株式会社桜梅桃李	花野井836-1	10	7151-1181
柏教育トレーニングセンター	株式会社柏教育トレーニングセンター	中央町3番30-312号	10	7164-2554
GISELE柏	合同会社A	高柳1476-17	10	070-3351-
ことのは	合同会社coto	柏6-9-19	10	7190-5617
ことのは 名戸ヶ谷店	合同会社coto	名戸ヶ谷718-1	10	7190-5466
おもちゃ箱かしわ	合同会社ピースマイル	旭町八丁目5番2号	10	7115-5234
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-柏・松葉町	合同会社みらいBook	松葉町2-14-4-103	10	7132-1280
柏の葉学園	合同会社八重廣	豊四季1002番地2MYビル32階	10	7192-7738
柏の葉学園 十余二校	合同会社八重廣	十余二337番地353KSビル201	10	7132-3661
柏の葉学園豊四季第2教室	合同会社八重廣	豊四季135-73サンパレス102号室	10	7192-7738
児童発達支援(主に重症心身障害児) ひだまりっこα	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	5	7136-2324
児童発達支援ひだまりっこ	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	10	7136-2324
児童発達支援ひだまりっこピーチ	社会福祉法人ぶるーむ	新柏3-3-8	10	7136-2324
放課後デイサービスひだまり	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	10	7136-2324
放課後デイサービスひだまりα	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	6	7136-2324
すくすくジャンプ	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	5	7160-1239
すくすくステップ	社会福祉法人ワナーホーム	十余二403-1	5	7126-0845
すくすくステップ北柏	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	5	7197-5662
すくすくホップ北柏	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	5	7190-5433
こども療育センターきりととも	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘二丁目19番5	10	7191-5277
ジュニアペガサス	社会福祉法人青葉会	松葉町6丁目11番地8	10	7168-0225
リトルペガサス	社会福祉法人青葉会	小青田一丁目11番地3	30	7157-0302
自閉症サポートセンターペガサス	社会福祉法人青葉会	花野井720-124	10	7105-7230
第2ペガサス	社会福祉法人青葉会	藤ヶ谷1785の6	10	7192-6767
第2ジュニアペガサス	社会福祉法人青葉会	布施字寺山1490-7	10	7197-4080
のぞみ	社会福祉法人緑の会	逆井341番地	10	7176-8085
スマイル・キッズ増尾	創真ワークス株式会社	増尾一丁目10番8号	10	7186-7230
いもむし・おおい	特定非営利活動法人いもむし	大井554番地5	10	7126-0328
いもむし・みのわ	特定非営利活動法人いもむし	箕輪358番地1	10	7191-2808
スマイル柏	特定非営利活動法人スマイルクラブ	柏5の8の16ウェルズ21柏C号室	10	7113-1407
こどもホリデー	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町2-5-1	10	7157-0003
まごころ	特定非営利活動法人真ごころ	松葉町3丁目22番地7	10	7197-6068
まごころ「とよふた」	特定非営利活動法人真ごころ	十余二409の128	10	7128-6403
まごころ「きたかしわ」	特定非営利活動法人真ごころ	北柏1-9-1	10	7197-7340
まごころ「しゅくれんじ」	特定非営利活動法人真ごころ	宿連寺340-3	10	7193-8161
まごころ「スイミング」	特定非営利活動法人真ごころ	宿連寺442-6	10	7139-0430
まごころ「はなのい」	特定非営利活動法人真ごころ	花野井738-22	10	7136-2960
デイサービスあかり	特定非営利活動法人権利擁護あさひ	高田1099番地2	10	7142-8558
柏市こども発達センター キッズルームひまわり	柏市	柏下65-1	55	7128-2224

【障害児・者施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
柏市子ども発達センター キッズルームこすもす	柏市	柏下65-1	40	7128-2225
子ども未来支援 みらいのボクラ かしわ教室	有限会社倉持工芸	布施1190-2	10	7128-9334
●知的障害者生活ホーム				7131-6483
グローハウス・グローハウス船戸	個人	船戸2071-4	9	7134-0071
イーハトーブ	個人	豊四季611-33	3	7171-1098
小島屋	ばおぼぶ	西原7-7-7	2	7169-7710
ふるしき	個人	豊住3-5-1	3	7171-2071
くーねる	個人	十余二574-10	4	7100-0976
●地域活動支援センター				
たんぼぼセンター	(福)ワーナーホーム	柏下135-1	20	7160-1239
トライアングル	(福)青葉会	藤ヶ谷1785-6	16	7193-4112
スペース若柴	(NPO)あけぼの	明原1-11-11	15	7145-4366
ピアセンターあかり	(NPO)権利擁護あさひ	篠籠田1401-89	17	7157-1961
クローバ柏	(福)よつば	松ヶ崎749-2	19	7146-1267
●地域生活支援拠点				
地域生活支援拠点あおぼ	(福)青葉会	高田三勢1087-5	-	7146-1268
地域生活支援拠点たんぼぼ	(福)ワーナーホーム	柏下93-2	-	7160-1239
地域生活支援拠点しょうなん	(福)桐友学園	大津ヶ丘二丁目19-5	-	7191-3391
地域生活支援拠点ふるーむの風	(福)ふるーむ	中原1817-1	-	7128-4135

【こどもルーム】(R7.4.1現在)

名称	設置場所	児童数	指導員数		開設年度
			支援員	補助員	
柏六小こどもルーム	柏第六小学校	137	4	6	平成23年度
酒井根東小こどもルーム	酒井根東小学校	61	2	3	平成13年度
柏五小こどもルーム	柏第五小学校	172	5	5	昭和47年度
富勢小こどもルーム	富勢小学校	123	3	3	平成28年度
柏三小こどもルーム	柏第三小学校	241	4	10	平成18年度
中原小こどもルーム	中原小学校	151	4	4	平成18年度
旭小こどもルーム	旭小学校	118	4	4	平成5年度
柏七小こどもルーム	柏第七小学校	231	5	9	平成7年度
増尾西小こどもルーム	増尾西小学校	98	4	6	平成7年度
酒井根小こどもルーム	酒井根小学校	98	3	3	平成9年度
土南部小こどもルーム	土南部小学校	79	2	4	平成9年度
柏一小こどもルーム	柏第一小学校	136	4	7	平成10年度
藤心小こどもルーム	藤心小学校	40	2	3	平成10年度
柏二小こどもルーム	柏第二小学校	71	2	3	平成11年度
松葉二小こどもルーム	松葉第二小学校	102	3	6	平成11年度
光ヶ丘小こどもルーム	光ヶ丘小学校	176	5	5	平成12年度
柏四小こどもルーム	柏第四小学校	120	3	3	平成12年度
田中小こどもルーム	田中小学校	208	4	8	平成12年度
西原小こどもルーム	西原小学校	113	3	4	平成13年度
十余二小こどもルーム	十余二小学校	110	4	3	平成13年度
土小こどもルーム	土小学校	84	3	4	平成14年度
酒井根西小こどもルーム	酒井根西小学校	48	3	3	平成14年度
富勢西小こどもルーム	富勢西小学校	39	2	1	平成15年度
高田小こどもルーム	高田小学校	91	2	3	平成15年度
柏八小こどもルーム	柏第八小学校	106	3	6	平成16年度
名戸ヶ谷小こどもルーム	名戸ヶ谷小学校	102	3	4	平成16年度
大津ヶ丘一小こどもルーム	大津ヶ丘第一小学校	55	2	1	平成15年度
大津ヶ丘二小こどもルーム	大津ヶ丘第二小学校	42	2	3	平成6年度
高柳小こどもルーム	高柳小学校	142	5	2	平成7年度
高柳西小こどもルーム	高柳西小学校	42	2	2	平成11年度
風早北部小こどもルーム(第一)	風早北部小学校隣	93	3	5	平成14年度
風早北部小こどもルーム(第二)	沼南庁舎バス乗継場隣	45	2	1	平成24年度
風早南部小こどもルーム	風早南部小学校	50	2	3	平成16年度
豊小こどもルーム	豊小学校	114	4	3	平成17年度
松葉一小こどもルーム	松葉第一小学校	136	4	4	平成18年度
逆井小こどもルーム	逆井小学校	36	2	2	平成19年度
花野井小こどもルーム	花野井小学校	88	2	5	平成20年度
旭東小こどもルーム	旭東小学校	68	2	3	平成21年度
柏の葉小こどもルーム	柏の葉小学校	302	6	9	平成24年度
手賀西小こどもルーム	手賀西小学校	14	2	0	平成25年度
富勢東小こどもルーム	富勢東小学校	21	1	2	平成26年度
田中北小こどもルーム	田中北小学校	350	9	10	平成27年度
手賀東小こどもルーム	手賀東小学校	20	1	1	平成31年度
計		4,673	137	176	

【老人福祉(保健)施設】(R7.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●老人福祉センター				
柏寿荘	市	船戸山高野535		7131-9511
南部老人福祉センターかたくりの里	市	藤心293-1		7176-6151
沼南老人福祉センターいこい荘	市	塚崎1356		7192-1401
●介護予防センター				
ほのほのプラザますお	市	加賀3-16-8		7170-5570
いきいきプラザ	市	柏5-11-8		7163-9000
●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)				
(広域)望陽荘	(福)望陽会	みどり台1-3-1	76	7137-0333
(広域)八幡苑	(福)豊珠会	篠籠田1390	100	7143-1011
(広域)藤心八幡苑	(福)豊珠会	藤心293-2	60	7175-8181
(広域)八幡苑然然(従来型)	(福)豊珠会	篠籠田1386-12	50	7197-3161
(広域)八幡苑然然(ユニット型)	(福)豊珠会	篠籠田1386-12	50	7197-3161
(広域)アネシス	(福)清泉会	手賀1682	50	7191-9777
(広域)ひかり隣保館	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	83	7131-2914
(広域)輝陽園	(福)美野里会	酒井根45-1	60	7171-0611
(広域)四季の里(従来型)	(福)真和会	松ヶ崎899-1	50	7135-2255
(広域)四季の里(ユニット型)	(福)真和会	松ヶ崎899-1	100	7135-2255
(広域)沼風苑	(福)沼風会	箕輪585	58	7160-6800
(広域)沼風苑新館	(福)沼風会	箕輪585	54	7160-6800
(広域)マーガレットヒル	(福)三誠会	中新宿1-8-6	74	7171-7500
(広域)ハートかしわ	(福)敬愛会	高田1032-1	60	7142-8800
(広域)マザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1113-2	70	7135-1551
(広域)柏きらりの風	(福)涼風会	西原2-9-1	80	7154-5201
(広域)新柏ヴィヴァンホーム	(福)新柏会	中原1815-5	100	7168-5001
(広域)柏こひつじ園	(福)小羊会	豊四季台3-1-4	90	7141-0010
(広域)かしわ安心館	(福)天宣会	藤ヶ谷810-2	100	7190-3377
(広域)あおいの里・柏	(福)葵新生会	大井988-1	100	7190-4001
(広域)温雅荘(従来型)	(福)あすか福祉会	十余二156-1	50	7197-6780
(広域)温雅荘(ユニット型)	(福)あすか福祉会	十余二156-1	50	7197-6780
(広域)柏陽光園(従来型)	(福)珀寿会	酒井根393-1	50	7197-2125
(広域)柏陽光園(ユニット型)	(福)珀寿会	酒井根393-1	50	7197-2125
(小規模)グリーンヴィラ	(福)北斗泰山会	逆井1310-3	29	7170-8050
(小規模)藤心八幡苑ユニット館	(福)豊珠会	藤心293-2	18	7175-8181
(小規模)大津川八幡苑	(福)豊珠会	藤心271-1	29	7170-5577
(小規模)輝陽園	(福)美野里会	酒井根69-1	29	7171-0617
(小規模)沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1086-7	29	7160-6688
(小規模)マザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1106-5	29	7134-3411
●グループホーム(認知症対応型共同生活介護)				
グループホームさんぽみち柏	(有)グループホームさんぽみち	布施新町3-28-20	8	7135-3031
グループホームめいと北柏	(株)めいとケア	北柏3-6-16	18	7128-3333
グループホームなごみの家	(NPO)なごみの家	大室161-7	18	7132-1448
グループホームなごみの里	(NPO)なごみの家	花野井90-1	18	7132-1448
グループホームぬくもりの家	(有)ホットライン	大室244-1	9	7108-4194
グループホームぬくもりの家船戸	(有)ホットライン	船戸1739-4	9	7128-9288
グループホーム沼風苑	(福)沼風会	箕輪588	27	7160-8500
グループホームハートかしわ	(福)敬愛会	高田1032-1	6	7142-8800
グループホーム光ヶ丘の里	ブロック(有)	光ヶ丘2-25-41	18	7160-0025
グループホーム陽だまり	(NPO)グループホーム陽だまり	高田999-22	6	7149-5246
グループホーム陽だまり寿の家	(NPO)グループホーム陽だまり	十余二254-136	9	7107-5215
SOMPOケア そんぽの家GH柏	SOMPOケア(株)	柏1007-1	27	7165-8433
グループホーム・オアシス	(有)ツェルン	柏下218	18	7165-1212

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ニチイケアセンター南柏	(株)ニチイ学館	富里3-3-42	18	7141-3751
ミアヘルサホームだんらん柏・酒井根	ミアヘルサ(株)	酒井根21-6	18	7172-6131
グループホーム増尾	(医社)千葉医心会	増尾749	18	7170-5033
八幡苑 グループホーム睡人亭	(福)豊珠会	篠籠田1389-2	18	7141-7611
グループホーム風早の里	(医社)聖山会	塚崎997-3	18	7160-8175
プラチナホームなのはな旭	(株)レイクス21	旭町8-2-29	18	7141-1102
グループホーム豊四季台	(福)小羊会	豊四季台3-1-4	9	7141-0360
ニチイケアセンター藤心	(株)ニチイ学館	藤心1-26-28	18	7170-5855
マザアスホームだんらん柏・増尾台	(株)マザアス	増尾台2-31-70	18	7192-6572
グループホーム沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1086-7	18	7160-6688
グループホームココファン柏豊四季台	(株)学研ココファン	豊四季台1-3-1	18	7142-7476
大津川八幡苑グループホームせむろ	(福)豊珠会	藤心271-1	18	7170-5577
グループホーム輝陽園	(福)美野里会	酒井根69-1	18	7171-0648
グループホームマザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1106-5	18	7134-3411
ツクイ柏塚崎グループホーム	(株)ツクイ	塚崎1020-2	18	7191-0030
グループホームつどい「松葉町」	メディカル・ケア・プランニング(株)	松葉町3-17-6	18	7134-3010
愛の家グループホーム柏の葉	メディカル・ケア・サービス(株)	正連寺380-1	18	7126-0103
グループホームつどい「柏たなか」	メディカル・ケア・プランニング(株)	大室2-8-9	18	7133-2277
●介護老人保健施設(老人保健施設)				
葵の園・柏	(医社)葵会	松ヶ崎897-1	100	7135-0031
葵の園・沼南	(医社)葵会	箕輪532-1	100	7160-8888
回生の里	(医社)蚩水会	名戸ヶ谷929-1	100	7166-7171
北柏ナーシングケアセンター	(医社)天宣会	柏下265	120	7169-8001
ケアホーム初石	(医社)柏水会	西原7-6-3	100	7152-3400
さかき光陽	(医社)よつ葉会	酒井根40-1	100	7174-7028
蒼生の杜	(医社)昌擁会	逆井437-28	100	7160-0001
はみんぐ	市	布施1-3	100	7134-0660
葵の園・柏たなか	(医社)葵会	小青田1-3-3	100	7134-1001
●養護老人ホーム				
養護老人ホームひかり隣保館	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	90	04-7131-6600
●軽費老人ホーム(ケアハウス)				
つるの家	(福)美野里会	酒井根45-1	50	04-7171-0601
四季の里	(福)真和会	松ヶ崎899-1	50	04-7135-3355
望陽荘	(福)望陽会	みどり台1-3-1	50	04-7137-0333
沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1076-3	50	04-7160-6688
●その他(拠点施設)				
沼南社会福祉センター	柏市社会福祉協議会	風早1-2-2	-	7193-2941
総合福祉センター	市	柏5-8-12	-	7164-2911

2. 健康福祉関係団体

名称	代表者	所在地	電話
(福) 柏市社会福祉協議会	中 川 博	柏5-11-8 (いきいきプラサ`内)	7163-9000
柏市民生委員児童委員協議会	関 口 隆 明	柏5-11-8 (社会福祉協議会内)	7163-9000
柏市シニアクラブ連合会	山 田 俊 治	藤心293-1 (南部老人福祉センター内)	7138-5970
柏市ひとり親(母子、父子、寡婦)福祉会	望 田 八重子	新逆井1-26-6	7176-4548
柏市手をつなぐ育成会	中 野 し の ぶ	柏949-44	7162-3480
柏市肢体不自由児(者)を育てる会	山 崎 るり子	柏市西柏台2-1-1-919	7153-9218
柏市聴覚障害者協会	木 村 正 己	名戸ヶ谷483	事務局 FAX7103-3861
柏市視覚障害者協会	渡 部 利 一	布施814-86	7131-1020
柏市心身障害者福祉連絡協議会	中 村 幸 子	花野井737-86	7132-3883
柏市点字サークル「いなほ会」	澤 村 賀津子	つくしが丘1-5-6	7128-8283
手話サークルかしわの会	鈴 木 敏	今谷上町46-5	7173-1258
柏市朗読奉仕サークル	酒 寄 彰 廣	柏市柏5-8-12 柏市教育福祉会館内	090-5561-8642
要約筆記サークルモーグル	桐 山 直 子	—	—
精神障害者家族会よつば会	勝 本 正 實	大津ヶ丘3-4-107 ことり2階	7199-3645
柏市自閉症協会	細 田 智 子	若柴277番地7中央163街区1 PC柏の葉キャンパスサウスフロ ント607号	FAX7126-0070
柏市遺族会	篠 原 喜世雄	柏5-10-1 (福祉政策課内)	7167-1131
柏地区保護司会柏支部	高 橋 洋 子	柏市西原6-5-23	7153-4869
東葛飾地区更生保護女性会	高 橋 静 代	流山市前ヶ崎2-105	7174-6691
柏市民健康づくり推進員連絡協議会	村 上 広 子	柏下65番地1 (地域保健課内)	7167-1256
柏市介護支援専門員協議会	狩 野 宏 樹	柏市今谷上町40-2 AD南柏A-102	7105-0233
柏市介護サービス事業者協議会	横 尾 好 永	柏市酒井根45-1 (特別養護老人ホーム輝陽園 内)	7171-0611

3. 各種施策のあゆみ

(1) 国民健康保険のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年 1月 1日	・ 保険料収納員制度の創設
4月 1日	・ 保険料納期8回に改正
6月 1日	・ 施設利用助成金1,000円に改正 ・ 高額療養費の法定自己負担限度額57,000円, 市県民税非課税世帯の被保険者については, 31,800円となる
平成 2年 4月 1日	・ 健康増進事業受診者助成金制度の一部を改正し, 助成金を受診者負担金の70%以上の助成とする (健康増進事業受診者助成金6,000円) ・ 医療費通知 (4回) を実施 ・ 高齢者療養見舞金入院2月以上を1月以上に改正 (老人保健医療市単独事業)
平成 3年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」と名称し第1号発刊
4月 1日	・ 保険料賦課方式を4方式から3方式に改正し, 応能保険料の資産割を廃止する ・ 健康優良世帯の表彰制度実施 (2人以上の世帯で2年間以上無受診世帯) ・ 健康増進事業受診者助成金7,000円
5月 1日	・ 市付添看護料3,000円 (1日) に改正 (老人保健医療市単独事業)
12月	・ 高額療養費の法定自己負担限度額60,000円, 市県民税非課税世帯の被保険者については, 33,600円となる ・ 国保新聞発行「かしわの国保」第2号発刊
平成 4年 1月 1日	・ 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正 平成4年1月～5年3月 外来1か月900円、入院1日600円 平成5年4月～7年3月 外来1か月1,000円、入院1日700円 平成7年4月～物価スライド制
3月	・ 老人保健施設の一部改正 ・ 高齢者療養見舞金11,000円に改正 (老人保健医療市単独事業)
4月 1日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第3号発刊 ・ 国保制度の改正 国庫負担金の事務費 (人件費分) が一般財源化 国庫補助の助産費の補助率3分の2に改正し一般財源化
12月	・ 賦課限度額420,000円に改正 ・ 助産費支給額240,000円に改正 (国の支給限度基準額130,000円から240,000円に改正)
平成 5年 3月	・ 健康優良世帯の表彰制度の改正 (一人世帯で3年間以上無受診世帯追加) ・ 白内障特殊眼鏡等費用助成制度を実施 (老人保健医療市単独事業) 特殊眼鏡 1対30,000円・コンタクトレンズ 1眼25,000円
4月 1日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第4号発刊 ・ 国保新聞発行「かしわの国保」第5号発刊 ・ 国保制度の改正 国庫負担金の事務費 (物件費=賃金・委託料・負担金) が一般財源化

年 月	経 緯
平成 5年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 保険基盤安定負担金（国庫負担）定額化（5・6年度暫定措置） ・賦課限度額460,000円に改正 ・応益割保険料（均等割8,500円，平等割8,300円）に改正 （保険料算定割合 87.22対12.78） ・葬祭費の支給額100,000円に改正
5月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者療養見舞金12,000円に改正（老人保健医療市単独事業） ・高額療養費の法定自己負担限度額63,000円，市県民税非課税世帯の被保険者については，35,400円となる
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第6号発刊
平成 6年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第7号発刊
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課限度額480,000円に改正 ・国保制度の改正 国庫負担金の事務費（特定事務費以外）が一般財源化
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の一部改正 助産費，育児手当金を廃止し，「出産育児一時金」300,000円を創設 移送費を創設 入院時食事療養費の創設標準負担額は1日600円，市民税非課税世帯1日450円，市民税非課税世帯で長期該当1日300円 ・老人保健事業費拠出金の創設（目的＝老人保健施設等の建設） ・老人保健法の一部改正 入院時食事療養費制度の創設
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第8号発刊
平成 7年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第9号発刊
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法等の一部改正 保険料応益割合が50%前後の保険者を中心に低所得者の保険料軽減制度の拡充を段階的に図った ・応益割合45%以上50%未満 7年度=6割・4割・2割（創設） 8年度以降=7割・5割・2割 ・応益割合35%未満 7年度=原則として5割・3割（当分の間6割・4割とすることができる） ・賦課限度額500,000円に改正 ・老人医療の一部負担金の改正 外来1か月1,010円，入院1日700円 ・社会福祉施設の入所者住所地主義の特例 保険基盤安定負担金（国庫負担）定額化（7,8年度暫定措置）
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病院及び結核療養所への入所者住所地主義の特例
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第10号発刊
平成 8年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第11号発刊

年 月	経 緯														
平成 8年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課限度額520,000円に改正 ・保険料率 所得割 7.2%・均等割 9,800円・平等割 9,500円に改正 (保険料算定割合 79.69対20.31) ・保険料納期10回に改正 ・国保資格関係の遡及完全実施 ・高齢者療養見舞金を65歳以上の国保加入者に拡大 ・老人医療の一部負担金の改正 外来1か月 1,020円, 入院1日 710円 														
6月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の法定自己負担限度額63,600円となる 														
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費の改正 標準負担額は1日760円, 市民税非課税世帯1日650円, 市民税非課税世帯で長期該当1日500円 														
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第12号発刊 														
平成 9年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第13号発刊 														
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者療養見舞金15,000円に改正 (老人保健医療市単独事業) 														
9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元 政令で定める国庫負担額 平成9年度 総額 450億円, 平成10年度 総額 670億円 平成11年度は国民健康保険法第72条の2第2項の規定に基づき2分の1の定率国庫負担となる ・老人医療の一部負担金の改正 外来 1日 500円 (同一の保険医療機関ごとに1か月4回まで) 入院 1日 1,000円 10年度 1日 1,100円, 11年度 1日 1,200円 														
9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤一部負担金の創設 <table border="1" data-bbox="483 1283 1287 1789"> <tr> <td rowspan="6">外来薬剤一部負担金</td> <td rowspan="4">内 服 薬</td> <td>投薬ごと1日につき</td> </tr> <tr> <td>1種類 0円</td> </tr> <tr> <td>2~3種類 30円</td> </tr> <tr> <td>4~5種類 60円</td> </tr> <tr> <td>6種類以上 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外 用 薬</td> <td>投薬ごと</td> </tr> <tr> <td>1種類 50円</td> </tr> <tr> <td>2種類 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">頓 服 薬</td> <td>投薬ごと</td> </tr> <tr> <td>1種類につき 10円</td> </tr> </table>	外来薬剤一部負担金	内 服 薬	投薬ごと1日につき	1種類 0円	2~3種類 30円	4~5種類 60円	6種類以上 100円	外 用 薬	投薬ごと	1種類 50円	2種類 100円	頓 服 薬	投薬ごと	1種類につき 10円
外来薬剤一部負担金	内 服 薬			投薬ごと1日につき											
				1種類 0円											
				2~3種類 30円											
			4~5種類 60円												
	6種類以上 100円														
	外 用 薬	投薬ごと													
1種類 50円															
2種類 100円															
頓 服 薬	投薬ごと														
	1種類につき 10円														
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・はり, きゅう, あんま等の施設利用の拡大 (流山市・我孫子市・沼南町) 														
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第14号発刊 														

年 月	経 緯
平成10年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第15号発刊
12月	・国保新聞発行「かしわの国保」第16号発刊
平成11年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第17号発刊
4月 1日	・老人外来一部負担金医療費スライド 外来1日530円(同一の保険医療機関ごとに1か月4回まで)
7月 1日	・平成11年度の臨時特例措置として老人医療受給者の薬剤一部負担金なくなる
12月	・国保新聞発行「かしわの国保」第18号発刊
平成12年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第19号発刊
4月 1日	・国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)に係る介護納付金賦課額(介護保険料)を新設 (保険料率:所得割0.88%・均等割6,600円, 賦課限度額70,000円) ・医療分に係る保険料の賦課限度額を530,000円に改定 ・医療分に係る保険料率を改定(所得割 7.4%・均等割 13,200円・平等割11,200円) (保険料賦課割合 75対25)
平成13年 1月	・老人医療の患者負担が定率1割負担となる ・高額療養費の自己負担の限度額の改定(上位所得者の区分の新設, 医療費に応じた自己負担額の加算) ・海外療養費の創設(海外渡航中の治療も国保の保険給付の対象となる) ・入院時食事療養費の改定(標準負担額780円, 市民税非課税世帯650円, 市民税非課税世帯で長期該当500円, 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者300円)
3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第20号発刊
4月	・医療分に係る保険料率を改定(所得割 7.86%・均等割 14,700円・平等割12,000円)(保険料賦課割合 72.5対27.5)
平成14年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第21号発刊
9月	・国保新聞発行「かしわの国保」第22号発刊
10月 1日	・負担割合の変更(3歳未満2割, 70歳以上1割(一定以上所得者2割)) ・老人医療の対象者が原則75歳以上となる ・老人医療の自己負担限度額の改定(一定以上所得者, 低所得Ⅰ,Ⅱの区分の新設) ・高額療養費の自己負担限度額の改定
平成15年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第23号発刊
4月 1日	・医療分に係る保険料率を改定(所得割8.2%・均等割18,000円・平等割14,500円) (保険料賦課割合70対30) ・介護分に係る保険料率及び賦課限度額を改定 (所得割1.3%・均等割8,500円, 賦課限度額80,000円) ・保険料算定方法の改正(公的年金等特別控除の廃止, 給与所得特別控除の廃止, 青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用, 長期譲渡所得等特別控除の適用) ・退職者医療制度負担割合改正(本人3割, 3歳以上の被扶養者の入院3割) ・高額療養費の自己負担限度額の改定 ・外来の薬剤にかかる一部負担の廃止

年 月	経 緯
平成15年 4月 1日	・一日人間ドック・脳ドックの助成開始
平成16年 3月	・高齢者療養見舞金を廃止（老人保健医療市単独事業）
4月 1日	・国保新聞発行「かしわの国保」第24号発刊 ・医療分に係る保険料率を改定（所得割8.5%・均等割21,000円・平等割16,000円） （保険料賦課割合65対35） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.4%・均等割11,500円） ・商品先物取引に係る雑所得等に係る保険料算定の特例の改正（有価証券等先物引に係る雑所得等を対象に追加）
平成17年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第25号発刊 ・沼南町との合併に伴う柏市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例を制定
6月	・保険料コンビニ収納を開始 ・国民健康保険条例一部改正（国保法一部改正により都道府県調整交付金創設）
8月	・国民健康保険被保険者証カード化（世帯ごとから個人ごとへの交付に変更）
平成18年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第26号発刊
4月 1日	・介護分賦課限度額を90,000円に改定 ・保険料算定方式の改定（公的年金等控除適用者に係る保険料算定及び軽減判定に関し18年度・19年度緩和措置、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止） ・入院時食事療養費の改定（日額から1食ごとに変更,1食当たり一般260円・市民税非課税世帯210円〔長期の場合160円〕・非課税無所得世帯100円） ・脳ドックの助成対象を40歳以上に変更 ・はり・きゅう・あんま等施設利用券を国民健康保険保健事業利用券に名称を変更し、交付対象者を40歳以上に変更
9月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第27号発刊
10月 1日	・70歳以上で一定以上所得がある方の自己負担割合が3割に ・70歳以上の方の入院時食事療養費を改定（食材料費相当のみの負担から、居住費と食費を負担することに変更） ・高額療養費（医療費）の自己負担限度額を一部引き上げ ・出産育児一時金の支給額を350,000円に改定
平成19年 1月 1日	・保健事業利用券助成内容にお口のクリーニングを追加
4月 1日	・国保新聞発行「かしわの国保」第28号発刊 ・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.7%・均等割13,000円） ・医療分賦課限度額を560,000円に改定 ・限度額適用認定証を交付 ・葬祭費の支給額を50,000円に改定
12月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第29号発刊
平成20年 4月 1日	・国保新聞発行「かしわの国保」第30号発刊 ・医療分に係る保険料率を改定（所得割4.0%・均等割24,000円・平等割13,000円） ・医療分賦課限度額を470,000円に改定 ・高齢者支援金分を新設（所得割1.8%・均等割12,000円・賦課限度額120,000円）

年 月	経 緯
平成20年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料軽減を拡大。7・5・2軽減へ ・特定健診・特定保健指導を開始 ・保険料の特別徴収（年金天引き）が開始 ・退職者医療制度の対象が65歳未満に ・2割負担の対象年齢が小学校入学前に ・療養病床入院時の食費・居住費負担の対象年齢が65歳以上に
6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療・高額介護合算療養費制度が開始
12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の特別徴収において、口座振替申出制に
平成21年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の特別徴収において、口座振替選択制に
2月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の支給額を380,000円に改定
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書交付世帯の中学生以下の方へ、有効期限6か月の短期被保険者証を発行 ・国保新聞発行「かしわの国保」第31号発刊 ・高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割2.3％・均等割12,000円）
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分賦課限度額を100,000円に改定 ・出産育児一時金支給額を42万円に改定
10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の直接支払制度開始
平成22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第32号発刊 ・国保新聞発行「かしわの国保」第33号発刊 ・医療分に係る保険料率を改定（所得割5.9％・均等割24,000円・平等割13,000円）
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分賦課限度額を500,000円に改定
平成23年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援金分賦課限度額を130,000円に改定 ・資格証明書交付世帯への有効期限6か月の短期被保険者証の交付,高校生世代も対象に ・医療分賦課限度額を510,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を140,000円に改定 ・介護分賦課限度額を120,000円に改定
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第34号発刊
平成24年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供意思表示欄を被保険者証裏面に設ける ・国保新聞発行「かしわの国保」第35号発刊
6月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の現物給付拡大（限度額適応認定証を高額な外来や調剤にも適応）
7月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドックの助成を、特定健診の一形態に変更 ・外国人の加入要件を拡大（在留期間が3か月を超える等の要件を満たす外国人住民に
平成25年 3月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ついては適用)
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品利用差額通知の発送を開始（年4回） ・保健事業利用券の対象年齢が18歳以上に
10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第36号発刊
平成26年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のペイジー口座振替受付サービスを開始 ・国保新聞発行「かしわの国保」第37号発刊 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を160,000円に改定 ・介護分賦課限度額を140,000円に改定 ・70歳から74歳の一部負担金割合の見直し（平成26年4月2日以降に新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担）

年 月	経 緯
平成26年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・保健事業利用券の対象メニューに「18歳から39歳の健診」を追加
6月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則により国民健康保険料の普通徴収における納付について口座振替を原則化
平成27年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費（医療費）の自己負担限度額の見直し（所得に応じた負担となるよう所得区分を3区分から5区分に細分化）
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者医療制度の新規適用を原則終了
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第38号発刊 ・医療分賦課限度額を520,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を170,000円に改定 ・介護分賦課限度額を160,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
平成28年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定方式を告示方式に変更（賦課割合：医療分所得割57%・均等割33%・平等割10%、後期高齢者支援金分所得割57%・均等割43%、介護分所得割53%・均等割47%） ・医療分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割6.19%・均等割24,360円・平等割12,720円、賦課限度額540,000円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割2.34%・均等割11,880円、賦課限度額190,000円） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.93%・均等割14,400円） ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・入院時食事療養費の改定（1食当たり一般360円）
平成29年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分に係る保険料率改定（所得割6.06%・均等割24,240円・平等割12,240円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割2.29%・均等割11,760円） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.90%・均等割14,400円） ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・保健事業利用券の対象メニューに「運動事業」を追加
5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第40号発刊
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上75歳未満の方の高額療養費自己負担限度額を改定
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・療養病床に入院する65歳以上の方の居住費自己負担額を改定
平成30年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度改革による国保の財政運営の都道府県単位化が開始 ・医療分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割6.04%・均等割24,120円・平等割12,240円、賦課限度額580,000円） ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・保険料のクレジットカード納付を開始 ・入院時食事療養費の改定（1食当たり一般460円）
5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新聞発行「かしわの国保」第41号発刊
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上75歳未満の方の高額療養費自己負担限度額を改定
平成31年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分賦課限度額を610,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・旧被扶養者減免の応益割部分（均等割・平等割）の減免期間を見直し

年 月	経 緯
令和元年 5月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第42号発刊
6月 1日	・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る療養費の受領委任制度を開始
10月 1日	・保険料のLINE Pay 納付を開始
令和 2年 1月 1日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給が新設
2月 1日	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免が追加
4月 1日	・医療分に係る保険料率を改定（所得割5.23%・均等割24,720円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割額2.35%・均等割11,880円） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割額1.97%・均等割額14,760円） ・医療分賦課限度額を630,000円に改定 ・介護分賦課限度額を170,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
10月 1日	・保険料のペイジー納付を開始
令和 3年 4月 1日	・保険料のWeb口座振替受付サービスを開始 ・保険料のPayPay納付を開始 ・プレ特定健康診査を実施（今年度中に39歳になる方を対象） ・保険料の軽減判定基準の拡大 ・税制改正による基礎控除額の引き上げ等（33万円⇒43万円） ・低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を実施
10月 1日	・高額療養費支給申請手続きの簡素化を開始 ・10月請求分より支払基金・国保連で保険者間のレセプトの振替サービスを開始
10月20日	・マイナンバーカードを活用した健康保険のオンライン資格確認の本格運用が開始
令和 4年 3月 1日	・高齢受給者証の職権による負担割合の変更を開始
4月 1日	・保険料のd払い納付を開始 ・医療分賦課限度額を650,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を200,000円に改定
11月 1日	・電子申請を初導入（納付確認書交付）以降順次導入
令和 5年 1月 4日	・医療費通知の作成を世帯別から個人別に変更
3月 7日	・保険給付の公金受取口座について試験的運用を開始
4月 1日	・出産育児一時金の額を50万円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・保険料のau PAY 納付及びJ-Coin Pay 納付を開始 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を220,000円に改定
5月 7日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の制度終了（5月7日までの感染者等への支給をもって終了）
12月 1日	・保険料の楽天Pay納付を開始
令和 6年 1月 1日	・産前産後期間の保険料免除制度開始
1月29日	・柏市国民健康保険料改定指針を策定
3月31日	・退職者医療制度の経過措置終了による完全廃止
4月 1日	・医療分に係る保険料率を改定（所得割6.89%・均等割27,180円・平等割12,720円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割額2.57%・均等割13,200円）

年 月	経 緯
令和 6年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分に係る保険料率を改定（所得割額2.07%・均等割額15,000円） ・後期高齢者支援金賦課限度額を240,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
6月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費及び生活療養標準負担額の改定（1食あたり最大30円増額）
12月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法が施行（保険証の発行を終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みへ移行）
令和 7年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のLINE Pay納付が廃止
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分に係る保険料率を改定（所得割7.11%・均等割29,340円・平等割13,740円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割額2.64%・均等割14,160円） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割額2.12%・均等割額15,780円） ・医療分賦課限度額を660,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を260,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・入院時食事療養費及び生活療養標準負担額の改定（1食あたり最大20円増額） ・保健事業利用券の対象メニューのうち「お口のクリーニング事業」を「お口の健康事業」に変更。また、「18歳から39歳の健診」は、プレ特定健康診査に移行のため、保健事業利用券の対象外

(2) 後期高齢者医療のあゆみ

年 月	経 緯
平成19年 1月 1日	・千葉県後期高齢者医療広域連合が設立
平成20年 4月 1日	・後期高齢者医療制度が開始（所得割7.12％・均等割37,400円・賦課限度額500,000円）
	・保険料の特別徴収（年金天引き）が開始
	・後期高齢者医療加入者へ人間ドック・脳ドックの助成を開始
7月25日	・後期高齢者医療加入者へ保健事業利用券の交付を開始
12月25日	・保険料の特別徴収において、口座振替申出制に
平成22年 4月 1日	・保険料の特別徴収において、口座振替選択制に
平成23年 8月 1日	・後期高齢者医療保険料の所得割を7.29％に改定
平成24年 4月 1日	・臓器提供意思表示欄を被保険者証裏面に設ける
	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を550,000円に改定
6月 1日	・高額療養費の現物給付拡大（限度額適応認定証を高額な外来や調剤にも適応）
7月 9日	・人間ドック・脳ドックの助成を、特定健診の一形態に変更
	・外国人の加入要件を拡大（在留期間が3か月を超える等の要件を満たす外国人住民についても適用）
平成25年10月15日	
平成26年 4月 1日	・保険料のペイジー口座振替受付サービスを開始
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・後期高齢者医療保険料の所得割を7.43％に改定
	・後期高齢者医療保険料の均等割額を38,700円に改定
平成27年 4月 1日	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を570,000円に改定
平成28年 4月 1日	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・入院時食事療養費の改定（1食当たり一般360円）
	・後期高齢者医療保険料の所得割を7.93％に改定
平成29年 4月 1日	・後期高齢者医療保険料の均等割額を40,400円に改定
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・後期高齢者医療保険料の所得割額の軽減割合を改定
8月 1日	・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合を改定
平成30年 4月 1日	・高額療養費の自己負担限度額の改定
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・入院時食事療養費の改定（1食当たり現役並み所得者・一般460円）
	・後期高齢者医療保険料の所得割を7.89％に改定
	・後期高齢者医療保険料の均等割額を41,000円に改定
	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を620,000円に改定
	・後期高齢者医療保険料の所得割額の軽減の廃止
8月 1日	・保険料のクレジットカード納付を開始
	・会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減の改定
	・高額療養費の自己負担限度額の改定

年 月	経 緯
平成31年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合（9割軽減）を段階的に縮小 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・後期高齢者医療保険料の被扶養者であった方の均等割軽減の特例措置を変更
令和元年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のLINE Pay 納付を開始
令和 2年 1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給が新設
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免が追加
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の所得割を8.39%に改定 ・後期高齢者医療保険料の均等割額を43,400円に改定 ・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を640,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のペイジー納付を開始
令和 3年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のWeb口座振替受付サービスを開始 ・保険料のPayPay納付を開始 ・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合の段階的縮小の終了により、本則どおりとなる ・税制改正による基礎控除額の引き上げ等（33万円⇒43万円）
令和 4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のd払い納付を開始 ・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を660,000円に改定
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担割合の見直しにより、新たに2割負担が設けられる
令和 5年 1月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知再発行の電子申請導入
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のau PAY 納付及びJ-Coin Pay 納付を開始
5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の制度終了（5月7日までの感染者等への支給をもって終了）
12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の楽天ペイ納付を開始
12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免の制度終了（令和4年度相当分をもって終了。申請期限が令和5年12月8日まで）
令和 6年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の所得割を9.11%（※）に改定 ※令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円（公的年金収入額211万円相当等） 以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となる ・後期高齢者医療保険料の均等割額を43,800円に改定 ・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を800,000円（※）に改定 ※賦課限度額の引上げに伴う保険料の急増に配慮し、令和6年度の賦課限度額は73万円とした（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は除く。） ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の改定（1食あたり最大30円の増額）
12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書の交付開始（後期高齢者医療被保険者証及び限度額適用認定証等の新規交付終了）
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のLINE Pay納付が廃止
令和7年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の改定（1食あたり最大20円の増額）

(3) 国民年金のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年 2月	・旧国民年金法による短期給付の年金支払月が、年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に改正された
3月	・4月に予定される消費税の導入に伴い、国の施策として老齢福祉年金、福祉制の障害基礎年金受給権者等に対し、1万円の臨時福祉特別給付金が支給された
4月	・国民年金保険料が8,000円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金22,800万円の延納特約を行った ・新国民年金法による短期給付の年金の現況届をする日については、4月30日から誕生日の属する月の末日とされた
5月	・旧国民年金法による短期給付の年金の現況届をする日については、5月31日から誕生日の属する月の末日とされた ・セсна機による空からの広報宣伝を実施した なお、本年は松戸地区国民年金協議会が業者と委託契約し、管内全域での実施となった
7月	・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
10月	・本年2回目のセсна機による空からの広報宣伝を実施した
11月	・国民年金事業の発展に寄与した地方公共団体として、柏市に千葉県知事から感謝状が授与された
平成 2年 4月	・旧国民年金法による年齢年金及び通算老齢年金の支払月が、年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に改正された。これにより旧国民年金法による老齢福祉年金以外は全て年6回となり、合わせて支払日も老齢福祉年金以外は、当該月の15日統一された ・国民年金保険料が8,400円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金23,400万円の延納特約を行った ・年金額については、前年の消費者物価指数に合わせ自動的に改正する完全自動物価スライド制が導入された
7月	・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
8月	・社会保険実務研究所で主催する国年実務研究会の研究員として、柏市国民年金課長が委嘱され、当該研究会に初出席した。この研究会の内容は随時「週間年金実務」に掲載されることになっている ・老齢福祉年金の受給権者は高齢であることから、県との協議により当該国民年金証書の回収については郵送方式に変更した。これにより出張回収の廃止などによる事務効率の向上と、受給権者の安全と利便が図られた
10月	・本年2回目のセсна機による空からの広報宣伝を実施した
12月	・地域型国民年金基金の創設に伴い、同基金の設立希望者の勧誘を行ったその結果13名の申出があった
平成 3年 4月	・国民年金保険料が9,000円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金25,500万円の延納特約を行った ・国民年金法の改正に伴い、20歳以上の昼間部の学生についても強制加入の対象者とされた6月末までの当該適用者は1,376名であった

年 月	経 緯
平成 3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金基金が創設された ・高齢福祉年金の差額支給は、特別証書方式が廃止されたため証書回収が年2回（4月・8月）となった
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・セスナ機による空からの広報宣伝を実施した
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した ・全国都市国民年金協議会及び研修会が沖縄県那覇市で開設された柏市が提出した案件が採用され提案説明を行った
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年からの保険料納付記録をオンライン端末機で確認できるよう3か月を費やし電算に投入した（平成4年4月稼働）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事業の運営に優秀な業績があったとして、柏市に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を5日間にわたり実施した
平成 4年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県都市国民年金協議会総会が開催され、同協議会の会長市として柏市が選任された（任期2年）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料が9,700円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金31,500万円の延納特約を行った
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を5日間にわたり実施した
平成 5年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納対策事業の一環として、土・日曜日の2日間にわたり柏市役所1Fロビーにて保険料の徴収を実施した
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料が10,500円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金35,500万円の延納特約を行った ・国民年金の請求に際し必要となる住民票・除住民票及び所得証明書・非所得証明書・非課税証明書が無料化された
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した ・保険料収納対策事業の一環として、柏そごうスカイプラザにて保険料の徴収と年金相談を7日間にわたり実施した
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特別対策実施対象市として指定され、都市対策事業を実施することとなった
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を3日間にわたり実施した
平成 6年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料が11,000円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金39,600万円の延納特約を行った ・国民年金推進員制度を創設し、7月までに5名の推進員を委嘱した ・松戸地区国民年金協議会において、柏市長が同協議会会長に選任された

年 月	経 緯
平成 6年 5月	・千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会副会長に選任された
7月	・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
11月	・財政再計算に伴う制度改正が行われ、老齢厚生年金の支給開始年齢の引下げや在職老齢年金の支給の改善等が順次実施されることとなった ・国民年金事業の運営に優秀な業績があったとして、柏市に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	・保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した
平成 7年 4月	・国民年金保険料が11,700円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金41,900万円の延納特約を行った ・保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した
5月	・千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長に選任された ・(財)千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議理事長に選任された ・(財)千葉県国民福祉協会理事会において、柏市長が同協議理事に選任された (任期H10.3.31)
11月	・国民年金保険料の収納実績が優良であったとして、大青田馬場坪納入組合に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	・学生の加入勧奨と国民年金制度の周知と普及を図るため、麗澤大学において「年金キャンペーン」を2日間実施した
平成 8年 4月	・国民年金保険料が12,300円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金46,700万円の延納特約を行った ・保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した ・松戸地区国民年金協議会総会において、柏市長が同協議会会長に再任された
5月	・千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長及び(財)千葉県国民年金福祉協会理事長に再任された
7月	・全国都市国民年金協議会総会及び研修会が北海道北見市で開催された柏市が提出した案件(適用部門)が採用され提案説明を行った ・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
平成 9年 1月	・被保険者及び年金受給者へのサービス向上を図るため、国民年金法施行規則の一部改正により、基礎年金番号制度が導入された
3月	・国民年金第3号被保険者の特例届の締切りが3月末までであったため、届出者が殺到し、連日窓口が大混雑となった
4月	・国民年金保険料が12,800円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金50,200万円の延納特約を行った ・国民年金保険料が12,800円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金50,200万円の延納特約を行った

年 月	経 緯
平成 9年 4月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を2日間にわたり実施した
7月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
平成10年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円に改定された ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を2日間にわたり実施した
5月	・ 千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長に再任された
7月	・ 国民年金の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏駅前さくらビル7F 柏市学習サークルセンター学習室にて集合徴収と年金相談を平日3日間にわたり実施した
平成11年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を2日間にわたり実施した
7月	・ 市内各出張所（9か所）において、国民年金各種届出の受付を開始したまた、同時に毎月1回出張所において年金相談を開始した
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を平日3日間にわたり実施した
平成12年 4月	・ 国民年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務となる ・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 4月及び12月に保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を実施した
平成13年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 4月及び12月に保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センター及び柏市役所ロビーにて、集合徴収及び年金相談を実施した
平成14年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 第3号被保険者に関する事務、保険料免除及び学生納付特例の申請を除く保険料収納事務が国の取扱い事務になった
平成15年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 年金給付額が0.9%引き下げられた
平成16年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 年金給付額が0.3%引き下げられた
平成17年 4月	・ 国民年金保険料が13,580円に改定された ・ 国民年金保険料の猶予制度が導入された ・ 特別障害給付金制度が創設された
平成18年 4月	・ 国民年金保険料が13,860円に改定された ・ 年金給付額が0.3%引き下げられた
7月	・ 国民年金保険料の免除制度が4段階になった

(4) 健康福祉のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員の一斉改選（定数305人） ・ 社会福祉センターの改修工事実施 ・ 公益質屋を廃止 ・ 母子福祉推進委員の一斉改選（定数118人） ・ 母子家庭修学費助成を開始 ・ 母子及び父子家庭給付金支給を開始 ・ 「男女の共同参加を目指す柏プラン」－柏市婦人行動計画を策定 ・ 手話通訳者設置事業を開始 ・ あげぼの保育園プール設置工事実施 ・ 田中保育園プール設置工事実施 ・ 高野台保育園プール設置工事実施 ・ しこだ保育園プール設置工事実施 ・ 増尾保育園プール設置工事実施 ・ 豊住保育園プール設置工事実施 ・ 名戸ヶ谷保育園プール設置工事実施 ・ 旭町保育園プール設置工事実施 ・ 西原保育園改修工事実施 ・ 豊町保育園改修工事実施 ・ 土南部保育園プール設置工事実施
平成 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東町保育園プール設置工事実施 ・ 松葉保育園プール設置工事実施 ・ 酒井根保育園改修工事実施 ・ 名戸ヶ谷保育園改修工事実施 ・ 福祉部の機構改革
平成 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人担当室を市民部に移管し、「女性担当室」と名称変更 ・ 在宅心身障害者（児）一時介護委託料助成事業を開始 ・ 田中保育園改修工事実施 ・ 旭町保育園改修工事実施 ・ 高田、松ヶ崎、新富、富里地域に保健推進員を設置（10地域 定数232人） ・ 朋生園給食調理室改修工事実施
平成 4年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の一斉改選（定数318人） ・ 社会福祉センター改修工事実施 ・ 東中新宿保育園改修工事実施 ・ 東町保育園改修工事実施 ・ 朋生園温室設置工事実施 ・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数126人） ・ 寝具丸洗い事業及び理髪サービスを開始
平成 5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部老人福祉センターを開始 ・ 主任児童委員設置（定数24人）、民生委員（定数342人） ・ 特別養護老人ホーム「藤心八幡苑」開設

年 月	経 緯
平成 5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービスセンター「藤心八幡苑」開設 ・ 西原保育園改修工事実施 ・ 柏市老人保健福祉計画を策定 ・ 柏市保健医療計画を策定 ・ 教育福祉会館北口ドア設置工事実施 ・ 財団法人柏市福祉公社を設立 ・ 高野台保育園改修工事実施 ・ すこやか相談窓口を開設 ・ 旧国立柏病院の移譲を受け、市立柏病院を開院（公設民営方式） ・ 松葉，豊四季台，新田原，旭町，藤心地域に保健推進員を設置（15地域 定数316人） ・ 南部在宅介護支援センター開設
平成 6年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者在宅改造費助成事業を開始 ・ 子育て支援事業を開始 ・ さかき光陽在宅介護支援センター開設 ・ 福祉部機構改革対象者別組織を機能別に編成 ・ 酒井根，柏中央地域に保健推進員を設置（17地域 定数350人） ・ 重度身体障害者の訪問入浴サービス事業を開始
平成 7年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市の福祉に関する実態調査を実施 ・ しこだ保育園改修工事実施 ・ 豊四季台婦人児童センター改修工事実施 ・ 千葉県福祉のまちづくり条例が制定（第三章及び第29条の規定は，平成9年4月1日から施行） ・ 民生委員の一斉改選（定数344人） ・ 特別養護老人ホーム「ひかり隣保館」開設 ・ デイサービスセンター「ひかり隣保館」開設 ・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数134人） ・ 在宅介護支援センター「八幡苑」開設 ・ 柏市民健康づくり審議会（3部会制）を設置
平成 8年	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひかり隣保館在宅介護支援センター開設 ・ 骨粗しょう症予防教室（骨量測定含む）を開始 ・ 柏市福祉行政審議会を設置 ・ 増尾台ヘルパーステーション開設 ・ 南柏老人訪問看護ステーション開設 ・ 配食サービス事業を開始 ・ 主任児童委員一斉改選（定数27人），民生委員（定数344人） ・ 柏訪問看護ステーション開設 ・ (財)柏市医療公社を設立し，市立柏病院の運営を移管 ・ ノーマライゼーションかしわプラン策定 ・ 柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱を改正
平成 9年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほほえみ協同訪問看護ステーション開設・柏市母子保健計画策定 ・ 新柏訪問看護ステーション開設

年 月	経 緯
平成 9年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス「つるの家」開設 ・妊婦、乳児一般健康診査、3歳児健康診査、新生児訪問指導事業を開始 (地域保健法の制定に伴い県から委譲) ・子育てにこにこ電話相談開設 ・特別養護老人ホーム「輝陽園」開設 ・名戸ヶ谷保育園0歳児保育を開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター「さかいね」開設
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市保健医療計画改訂 ・健康情報データシステム導入 ・松葉保育園改修工事実施
平成10年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市健康文化都市プラン策定 ・ノーマライゼーションかしわプラン推進部会発足
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により保健衛生部と福祉部が統合 ・保健推進員を柏市民健康づくり推進員と改称、健康づくり推進員と食生活推進員を設置 (定数370人) ・柏市民健康づくり推進員連絡協議会発足 ・老人保健施設はみんぐ開設 ・はみんぐ訪問看護ステーション開設 ・デイサービスセンター「涼」開設 ・健康文化都市推進事業を開始 ・健康文化都市推進市民組織「3愛サポート柏」を設置 ・ホリデイサービス事業(老人デイサービス)を開始 ・母子福祉推進員の一斉改選(定数138人) ・ふれあい健康相談を市内全域で開始 ・誕生月健診(基本健康診査・乳がん検診・子宮がん検診)を導入 ・主任児童委員改選時期の統一 ・富勢保育園建替工事実施 ・柏市保健医療審議会を設置 ・知的障害者通所更生施設「一ツ木園」開園
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービス事業を開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・富勢保育園0歳児保育を開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の一斉改選(定数354人)
平成11年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・かしわ子どもプラン21策定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査、がん検診受診者より費用徴収を開始 ・女性の健康診査および歯周疾患検診を開始 ・「四季の里」(特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター、在宅介護支援センター)開設 ・ほほえみ協同在宅介護支援センター開設 ・富勢東デイサービスセンター開設 ・増尾デイサービスセンター開設 <ul style="list-style-type: none"> ・こすもす訪問看護ステーション開設
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画-中間取りまとめ-について、地区説明会を開催した17地区)

年 月	経 緯
平成11年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市介護認定審査会を設置 ・ 要介護，要支援申請の受付を開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市高齢者いきいきプラン21 [柏市介護保険事業計画を内包] 策定 ・ 柏市介護保険条例ほか関連2条例を制定
平成12年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険を開始 ・ 市直営で基幹型在宅介護支援センターを開始 ・ 在宅介護支援センター望陽荘開設 ・ 豊四季台デイサービスセンター開設 ・ 土南部保育園0歳児保育を開始 ・ 北柏デイサービスセンター開設 ・ はみんぐ居宅介護支援事業所開設
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人） ・ アイリス新柏在宅介護支援センター開設
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護支援センター介護相談協力員（薬局）設置 ・ 柏市福祉行政審議会と柏市保健医療審議会を統合し，柏市健康福祉審議会を設置 ・ 心の健康相談を開設 ・ 介護保険料（第1号被保険者）の徴収を開始
平成13年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーサポートセンター事業を開始
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革により保健福祉部所管課の一部が児童家庭部として分離独立併せて教育委員会所管であったこどもルーム関連事業を児童家庭部（児童育成課）に移管 ・ 痴呆サポートゼミを開始 ・ 知的障害者通所更生施設「ひびき園」開園 ・ 昭和54年より実施してきた健康増進事業の見直し実施，目的を「運動をきっかけとして多少の病気とうまく付き合える生活習慣の獲得と仲間づくり」にシフトした元気バランス21を開始 ・ 高齢者世話付住宅事業を開始 ・ 富士見保育園0歳児保育を開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり等相談支援を開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数142人） ・ 児童虐待に対応するために市内関係機関からなる「柏市児童虐待ネットワーク」を組織 ・ 民生委員の一斉改選（定数405人） ・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人）
平成14年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほのぼのプラザますお開設
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳6か月児健康診査での「ブックスタート事業」を開始
平成15年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「花の井保育園」開設
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「柏保育園」開設 ・ 子ども専用の相談電話「かしわSOSこどもホットライン」を設置 ・ 女性の健康診査を見直し，女性の基本35健診を導入
平成16年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人）

年 月	経 緯
平成16年 5月	・健康文化都市推進組織「3愛サポート柏」から独立し「柏まちづくりサロン実行委員会」を組織
8月	・柏市地域健康福祉計画策定
11月	・母子福祉推進員制度廃止
12月	・民生委員の一斉改選（定数423人）
平成17年 3月	・沼南町と合併（17年3月28日） ・柏市次世代育成支援行動計画策定
4月	・合併により保健福祉部，児童家庭部業務について沼南支所では，市民生活部沼南支所の保健福祉課，児童家庭課において実施 保健センターは，柏中央保健センター，沼南保健センターに分離 ・保健福祉総務課内に保健所準備室設置 ・介護保険課が介護保険管理室に名称変更 ・児童育成課内にこどもルーム担当室設置 ・私立幼稚園補助金関係事務が教育委員会から児童育成課に移管 ・合併により民生委員の定数変更（定数423人） ・合併により柏市民健康づくり推進員の定数変更（定数460人）
7月	・保護者の疾病等により児童を一時的に児童養護施設「晴香園」に入所させ，保護を行う「子ども短期入所事業」を開始
平成18年 1月	・南部みんなの広場（南部近隣センター内）開設
3月	・第3期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人保健福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・基幹型在宅介護支援センターの廃止 ・在宅介護支援センターの名称変更と一部廃止（ひかり隣保館，アイリス，四季の里，回生の里，沼南の里，望陽荘）
4月	・「柏市地域包括支援センター（直営）」を設置 ・「柏市児童虐待防止ネットワーク」から児童福祉法に基づく「柏市要保護児童対策地域協議会」を設置 ・「巻石堂さくら保育園」開設。本園内に病後児保育室開設 ・「リフレッシュプラザかしわ」内に「健康福祉相談室」を開設 ・市立柏病院に指定管理者制度を導入 ・介護老人保健施設「はみんぐ」に指定管理者制度を導入 ・柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数460人） ・柏市民健康づくり推進員を非常勤特別職に位置づけ
7月	・柏市高齢者虐待防止ネットワークを設置
12月	・駅前認証保育施設「プチ・ナーサリーららぽーと柏の葉」開設
平成19年 2月	・駅前認証保育施設「ピノキオ幼児舎南柏園」開設
3月	・ノーマライゼーションかしわプランの策定（第2期柏市障害者基本計画・第1期柏市障害福祉計画） ・風早南部地域在宅介護支援センター「そよ風」廃止 ・豊住社会福祉センターの廃止に伴い「豊住幼児ルーム」を廃止し，「中原幼児ルーム」を開設

年 月	経 緯
平成19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所準備室が保健所準備課に名称変更 ・駅前認証保育施設「ニチアイリスキッズ柏保育園」開設 ・在宅介護支援センター一部廃止（西原地域，北柏地域，風早南部地域） ・柏保育園3・4・5才児保育を開始 ・しこだ児童センター開設 ・西原地域在宅介護支援センター「望陽荘」開設 ・風早南部地域在宅介護支援センター「柏市社会福祉協議会」開設 ・豊住社会福祉センターの廃止
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の一斉改選（定数498人）
平成20年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター一部廃止（西原地域，北柏地域，風早南部地域）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏市保健所」を設置 ・柏市保健衛生審議会を設置 ・柏市感染症診査協議会を設置 ・「北柏地域包括支援センター」開設 ・「沼南地域包括支援センター」開設 ・「柏の葉キャンパス保育園」開設 ・「みなみ高柳保育園」開設 ・「北柏駅前保育園わらび」開設 ・柏市健康福祉審議会（社会福祉法第7条第1項規定）を設置 ・保健福祉総務課内に「指導監査室」新設 ・「K-Net事業」本格稼働 ・柏市小児慢性特定疾患対策専門委員会を設置 ・柏市地域生活支援センター「あいネット」開設
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」開始
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に医療安全相談窓口を開設
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市自殺予防対策連絡会設置
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前認証保育施設「ら・くれしゅ柏駅前園」開設
平成21年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のためのホームページ：柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」開設
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期柏市高齢者いきいきプラン21策定 [柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画] ・第2期障害者福祉計画を策定 ・在宅介護支援センター一部廃止（柏西口地域，柏東口地域） ・増尾デイサービスセンター廃止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期柏市地域健康福祉計画策定 ・「柏西口地域包括支援センター」開設 ・「柏東口地域包括支援センター」開設 ・「吉野沢保育園」開設
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児親子の外出支援「あかちゃんほっとステーション」事業開始
平成22年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションかしわプランの策定（第2期柏市障害者基本計画後期プラン） ・柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数460人） ・「柏市地域包括支援センター（直営）」廃止 ・在宅介護支援センター一部廃止（北部地域，増尾・酒井根地域，柏南部地域）

年 月	経 緯
平成23年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ココファン・ナーサリー柏の葉」開設 ・「柏こぼと保育園」（認定こども園）開設 ・健康管理センターから「ウェルネス柏」に「休日急患歯科診療所」移設
平成24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画及び第3期柏市障害福祉計画） ・第5期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ふれあいおふろの日事業を廃止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課課内室「介護保険管理室」を高齢者支援課に編入 ・高齢者支援課内に「介護基盤整備室」新設 ・改正児童福祉法の施行により、「知的障害児通園施設 キッズルームひまわり」を「福祉型児童発達支援センター キッズルームひまわり」に、「肢体不自由児通園施設キッズルームこすもす」を「医療型児童発達支援センター キッズルームこすもす」に名称変更 ・「柏市こども発達センター」を「障害児相談支援事業所」及び「特定相談支援事業所」に指定 ・「みなみ高柳保育園」増改築 ・「あい保育園柏たなか駅前」開設 ・「柏中央保育園」開設 ・「柏みどり保育園」（認定こども園）開設 ・東日本大震災による建物被害により光ヶ丘児童センターの使用を中止
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・光ヶ丘近隣センター内に事業実施場所を移転し、光ヶ丘児童センター事業を再開 ・千葉県は「柏市こども発達センター」を「保育所等訪問支援事業所」に指定 ・富勢東デイサービスセンター廃止
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市障害者虐待防止センター設立
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・沼南老人福祉センター改修工事
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・沼南育成園就労支援センター開設
平成25年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・豊四季台デイサービスセンター移転（柏第六小学校敷地内よりかやの町へ）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒予防住宅改造費補助制度廃止 ・在宅介護支援センター廃止（南柏地域、藤心地域、風早北部地域、手賀地域） ・福祉カー貸付事業廃止 ・身体障害者教習用自動車管理運営事業廃止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヴィヴァン保育園」開設 ・「小学館アカデミー柏しこだの森保育園」開設 ・「ういず南柏保育園」開設 ・いずみ園ケアホーム開設 ・柏市健康増進計画を策定
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・沼南老人福祉センター用地取得（駐車場用地）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市子ども・子育て会議の設置
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・旧柏育成園・旧十余二学園建物解体
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の一斉改選（定数541人）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏地域医療連携センター開設

年 月	経 緯
平成26年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療公社管理課」保健福祉総務課課内担当から組織変更 ・「東葛医療福祉センター光陽園」開設 ・「WITH US」開設 ・障害者相談支援室（障害者基幹相談支援センター）設置 ・「咲保育園」開設 ・「日生かしわ保育園ひびき」開設 ・「ココファン・ナーサリー柏の葉分園ニーノ」（「ココファン・ナーサリー柏の葉」の分園）開設 ・「豊四季台わらび保育園」開設 ・「柏こぼと保育園たまご」（認定こども園）開設（「柏こぼと保育園」の分園） ・「ピノキオ幼児舎南柏保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「ニチイキッズ柏保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・第3期柏市地域健康福祉計画策定 ・こども部内の組織体制の改編を実施。児童育成課，こども政策室，こどもルーム担当室，保育課を「子育て支援課」，「こども福祉課」，「学童保育課」，「保育整備課」，「保育運営課」に変更
11月 平成27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏みくに保育園」（認定こども園）開設 ・第6期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画） ・柏市子ども・子育て支援事業計画策定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定 ・子ども・子育て支援新制度施行 ・「柏みどり保育園」（認定こども園）認定こども園辞退（幼保連携型認定こども園から認可保育園へ移行） ・「認定こども園みどり」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「ニチイキッズ逆井みなみ保育園」開設 ・「北の杜保育園」開設 ・「柏しんとみ保育園」開設 ・「ヴィヴァン亀甲台保育園」開設 ・「Kid's Encourage」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「ら・くれしゅ柏駅前保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園」開設 ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園分園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「よしだベビーハウス」（小規模保育施設）開設
平成28年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課内に「地域医療推進室」新設 ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始 ・「柏東口第2地域包括支援センター」開設
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏南部第2地域包括支援センター」開設 ・高齢者支援課の一部が介護保険課として分離し，併せて高齢者支援課課内室「介護

年 月	経 緯
平成28年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 「基盤整備室」を廃止 ・「認定こども園柏めぐみ園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「咲さく良保育園」開設 ・「かしわのはこころ保育園」開設 ・「豊四季もりの保育園」（小規模保育施設）開設 ・「チェリーガーデン」（小規模保育施設）開設 ・「ココファン・ナーサリー柏豊四季台」（小規模保育施設）開設 ・「キッズルームアリス高柳保育園」（小規模保育施設）開設
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業の一部を民間委託
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点「はぐはぐひろば沼南」開設
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園「新富げんきなひろば」開設
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・市立柏病院に地域包括ケア病棟を設置
平成29年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の一斉改選（定数564人）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市立柏病院新改革プランを策定 ・光ヶ丘児童センターを閉館 ・「地域生活支援拠点あおば」開設 ・「認定こども園ホザナ幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「かしわのはさくらさくほいくえん」開設 ・「かしわたなかこころ保育園」開設 ・「柏こぼと保育園ぷりん」（小規模保育施設）開設 ・「認定こども園柏こぼと学園」（認定こども園）増改築
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療推進課」が福祉政策課課内室から分離及び独立 ・地域子育て支援拠点「はぐはぐひろば若柴」開設
平成30年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点たんぽぽ」開設 ・「北柏第2地域包括支援センター」開設
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏西口第2地域包括支援センター」開設 ・第7期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期柏市障害福祉計画）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総務課を「社会福祉課」に名称変更 ・介護保険課が高齢者支援課と統合し、「介護保険課」を廃止 ・福祉活動推進課を「地域包括支援課」に名称変更 ・障害福祉課内障害福祉就労支援センターを廃止 ・「地域生活支援拠点しょうなん」開設 ・「めばえ保育園」開設 ・「柏ECEC保育園」開設 ・「柏の葉こども園」（認定こども園）開設 ・「認定こども園みくになかよしこども園」（認定こども園）開設

年 月	経 緯
平成30年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定こども園とみせ幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園まつがさきの森幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「北柏小規模保育園わらび」（小規模保育施設）開設 ・「つじなか柏の葉保育園」（認可事業所内保育園）開設 ・「認定こども園みどり」を「柏みどりこども園」に施設名称変更
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「かしわのはさくらさくほいくえん」を「さくらさくみらい 柏の葉」に施設名称変更
平成31年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援室が障害福祉課と統合し、「障害者相談支援室」を廃止 ・「地域生活支援拠点 ぶるーむの風」開設 ・「豊四季はぐくみ保育園」開設 ・「まなびの森保育園豊四季」開設 ・「あい・あい保育園新柏園」開設 ・「認定こども園くりの木幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「田中わんぱくの森保育園」（小規模保育施設）開設 ・「フェアリーガーデン」（小規模保育施設）開設 ・「ひかり隣保館保育園」増改築 ・「中央老人福祉センター」休館 ・第4期柏市地域健康福祉計画
令和元年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉就労支援センター」休館 ・「はぐはぐポケット中央」（乳幼児一時預かり）開設
令和 2年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期柏市子ども・子育て支援事業計画策定 ・第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定 ・豊四季台わらび保育園が認定こども園くるみ幼稚園と統合し、「豊四季台わらび保育園」を廃止
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定こども園くるみこども園」開設（幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園第二ますお幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「ひなた保育園」開設 ・「船戸ブロッサム保育園」開設 ・「かしわきゃんぱすこころ保育園」開設 ・「柏の葉わんぱくの杜保育園」（小規模保育施設）開設 ・「アルタベビー南柏園」（小規模保育施設）開設
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市PCR検査センター（ドライブスルー方式）を設置
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏北部第2地域包括支援センター」開設 ・「沼南地域包括支援センター高柳相談窓口」開設

年 月	経 緯
令和 2年 6月	・「南部みんなの広場」を「南部こどもの広場」に名称変更
10月	・柏市PCR検査センター（ドライブスルー方式）を終了
12月	・「中央老人福祉センター」廃止
令和 3年 1月	・柏市立柏病院に発熱外来棟を設置
	・柏市地域生活支援センター「あいネット」がラコルタ柏1階に移転
	・ラコルタ柏1階「福祉の総合相談窓口」開設
3月	・ノーマライゼーションかしわプラン2021策定(第4期柏市障害者基本計画(前期計画)・第6期柏市障害福祉計画・第2期柏市障害児福祉計画)
	・第8期柏市高齢者いきいきプラン21策定(柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画)
4月	・豊四季台児童センターが「かやの町2-26」に移転
	・保育整備課が保育運営課と統合し、「保育整備課」を廃止
	・「こぼとこどもえんネスト」(認定こども園)開設
	・「あい・あい保育園第二新柏園」開設
	・「あい・あい保育園豊四季園」開設
	・「TXかしわこころ保育園」開設
	・「つじなか柏の葉保育園」開設(認可事業所内保育園から私立保育園へ移行)
	・「日生かしわ保育園ひびき」を「ミアヘルサ保育園ひびきかしわ」に施設名称変更
	・「豊四季幼稚園」開設(私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行)
	・「豊四季台老人いこいの家」廃止
6月	・かしわ福祉権利擁護センター内に「成年後見制度利用促進に係る中核機関」を設置
令和 4年 4月	・「柏市立青和園」民営化
	・「あい・あい保育園新柏園」を「A I A I NURSERY 新柏」に施設名称変更
	・「あい・あい保育園第二新柏園」を「A I A I NURSERY 第二新柏」に施設名称変更
	・「あい・あい保育園第二豊四季園」を「A I A I NURSERY 豊四季」に施設名称変更
	・「ココファン・ナーサリー柏の葉」を「G a k k e nほいくえん柏の葉」に施設名称変更
	・「ココファン・ナーサリー柏の葉分園ニーノ」を「G a k k e nほいくえん柏の葉分園ニーノ」に施設名称変更
	・「柏の葉はぐくみこども園」(認定こども園)開設
	・「オハナゆめ保育園柏の葉」開設
	・「かしわおおむろこころ保育園」開設
	・「A I A I NURSERY 高柳」開設
	・「チコル保育園」(小規模保育施設)開設
	・「柏の葉みらい保育園」(小規模保育施設)開設
	・「童夢ガーデン柏保育園」(小規模保育施設)開設
	・「大津ヶ丘幼稚園」開設(私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行)
6月	・「保育室みどりの木」(小規模保育施設)開設

年 月	経 緯
令和 5年 3月	・田中わんぱくの森保育園が認定こども園たなか幼稚園と統合し、「田中わんぱくの森保育園」を廃止
令和 5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「あい保育園柏たなか駅前」を「アイグラン保育園柏たなか駅前」に施設名称変更 ・「柏みどりこども園」増改築 ・「認定こども園たなか幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「A I A I NURSERY 柏たなか」開設 ・「L I F E S C H O O L 柏の葉菜」開設 ・「かしわなどがやこころ保育園」開設 ・「アルタベビー柏園」（小規模保育施設）開設 ・「柏サンフラワー保育園」（小規模保育施設）開設 ・「晴山の森」（小規模保育施設）開設 ・「沼南幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行） ・柏市立柏病院再整備基本計画を策定
令和 6年 2月	・「はぐはぐひろば若柴」を「はぐはぐひろば柏たなか」に名称変更し、柏市地域子育て支援施設内へ移転
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「柏駅前送迎保育ステーション」を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」3階に開設 ・第9期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ノーマライゼーションかしわプラン2024策定（第4期柏市障害者基本計画（後期計画）・第7期柏市障害福祉計画・第3期柏市障害児福祉計画） ・「はぐはぐポケット中央」（乳幼児一時預かり）を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」1階へ移転
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「遊びの広場」を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」1階へ開設 ・「チコル保育園」を「オハナゆめキッズハウス柏の葉チコル」に施設名称変更 ・「柏みどり保育園」増改築 ・「認定こども園くるみこども園」（認定こども園）増改築 ・「あんのん保育園」開設 ・「酒井根ひがし保育園」開設 ・「認定こども園まつばようちえん」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行）
令和 7年 3月	・第2次柏市健康増進計画を策定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定こども園晴山幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「認定こども園豊四季幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「ういず南柏第二保育園」（小規模保育施設）開設 ・「認定こども園きたかしわ幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「かしわSMILEこころ保育園」開設 ・「柏コスモス保育園」開設

年 月	経 緯
令和 7年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園」を「まなびの森 プチナーサリー柏の葉保育園」に施設名称変更 ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園分園」を「まなびの森 プチ・ナーサリー柏の葉保育園分園」（「まなびの森 プチ・ナーサリー柏の葉保育園」の分園）に施設名変更 ・「柏の葉キャンパス保育園」を「まなびの森 柏の葉キャンパス保育園」に施設名称変更 ・「ますお幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行） ・「麗澤幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行） ・第5期柏市地域健康福祉計画策定

4 年次別人口動態

項目	出生		死亡		乳児死亡 (再掲)		新生児死亡 (再掲)		死		
	年	実数	人口 千対率	実数	人口 千対率	出生 千対率	出生 千対率	実数	出産 千対率	総数	
柏 市	令和 3年	3,006	7.1	4,043	9.6	5	1.7	2	0.7	48	15.7
	令和 4年	2,817	6.7	4,478	10.6	6	2.1	1	0.4	71	24.6
	令和 5年	2,881	6.8	4,468	10.6	1	0.3	1	0.3	49	16.7
千 葉 県	令和 3年	38,426	6.3	65,244	10.7	79	2.1	29	0.8	744	19.0
	令和 4年	36,966	6.1	72,258	11.8	69	1.9	29	0.8	753	20.0
	令和 5年	35,658	5.9	73,002	12.0	75	2.1	34	1.0	776	21.3
全 国	令和 3年	811,622	6.6	1,439,856	11.7	1,399	1.7	658	0.8	16,277	19.7
	令和 4年	770,759	6.3	1,569,050	12.9	1,356	1.8	609	0.8	15,179	19.3
	令和 5年	727,288	6.0	1,576,016	13.0	1,326	1.8	600	0.8	15,534	20.9

(資料) 各年の集計客体は日本における日本人。(前年以前発生ものを除く)

人口千対率の分母に用いた人口は各年の3月31日住民基本台帳人口である。

産		周産期死亡（再掲）				婚		姻		離		婚													
自然死産		人工死産		総		妊	娠	早	期	人	口	人	口												
実	数	出	産	実	数	出	産	実	数	出	産	満	22	週	新	生	児	件	数	人	口	件	数	人	口
		千	対			千	対			千	対	以	降	死	亡			千	対			千	対		
23	7.5	25	8.2	7	2.3	6	1	1,647	3.9	634	1.50														
34	11.8	37	12.8	11	3.9	10	1	1,669	3.9	654	1.55														
24	8.2	25	8.5	8	2.8	7	1	1,531	3.6	679	1.60														
405	10.3	339	8.7	128	3.3	104	24	24,234	4.0	9,011	1.47														
406	10.8	347	9.2	120	3.2	102	18	24,824	4.1	8,605	1.41														
379	10.4	397	10.9	133	3.7	110	23	23,251	3.8	9,151	1.50														
8,082	9.8	8,195	9.9	2,741	3.4	2,235	506	501,138	4.1	184,384	1.50														
7,391	9.4	7,788	9.9	2,527	3.3	2,061	466	504,930	4.1	179,099	1.47														
7,152	9.6	8,382	11.3	2,404	3.3	1,943	461	474,741	3.9	183,814	1.52														

出所：厚生労働省大臣官房統計情報部 令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況

千葉県健康福祉部健康福祉指導課企画情報班 令和5年人口動態統計の概況(確定数)

健康福祉の概要

令和7年11月発行

編集兼発行者

柏市健康医療部

柏市福祉部

柏市こども部

柏市柏五丁目10番1号

電話 04(7167) 1111